

接続約款変更認可申請書



東相制第 13-106 号
平成 26 年 1 月 21 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	意味	用語	意味
1～17 (略)	(略)	1～17 (略)	(略)
18 PHS接続地域事業者	接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者	18 削除	
19～88 (略)	(略)	19～86 (略)	(略)
		86-2 申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果
		87～88 (略)	(略)
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場面に限ります。)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限ります。)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場面に限ります。)

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み
(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

(1) 端末回線の線端で接続する場合であって接続申込者が活用型PHS事業者のとき
接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社のPHS接続装置又はPHS網制御局

2 (略)

(1) 前項第1号に規定するPHS接続装置

ア 翌年度上半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度4月における当社の第1営業日。

イ 翌年度下半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度10月における当21社の第1営業日。

(2) 前項第1号に規定するPHS網制御局

ア 翌々年度上半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度3月における当社の第1営業日。

イ 翌々年度下半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度9月における当社の第1営業日。

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

(1) (略)

(2) 活用型PHS事業者の場合

事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの
基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PH
S網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した別表3(様式
様式第15の設備建設申込書

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

2 当社は、活用型PHS事業者から基地局回線の申込みがあった場合には、PHS接続装置が設置された当社の
通信用建物ごとに予め申し込まれた基地局回線の回線数を超えるときを除き、その申込みを承諾します。

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条(略)

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み
(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

(1) 削除

2 (略)

(1)～(2) 削除

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

(1) (略)

(2) 削除

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第47条

1 (略)

(1) ~ (8) (略)

第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。
2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用例PHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を接続型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、活用例PHS事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 活用例PHS事業者

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。
ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能、課金秒数送出機能、リダイレクション網使用

1 (略)

(1) ~ (8) (略)

(9) 第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第10項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合

第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。
2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

第8章 重要通信の取扱方法

第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 削除

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。
ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限

用機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第 68 条 (略)

(1)～(28)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事 (以下、「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(31) (略)

(32) 当社が、第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき

(33) その協定事業者が、第 34 条の 10 第 3 項又は第 7 項に規定する申込みを行う際に、同条第 4 項第 2 号を選択した場合であって、当社がその協定事業者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨の回答を行ったとき

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第 71 条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第 2 表 (工事費及び手続費) に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費 (1 件ごとの料金額に限り、)、

りではありません。

(手続費の支払義務)

第 68 条 (略)

(1)～(28)

(29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄ウ欄若しくは工欄又は第8欄に限ります。以下、本号において同じとします。)に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事 (以下、「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(31) (略)

(32) 当社が、第 34 条の 10 (光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み) に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき。

(33) その協定事業者が、第 34 条の 10 第 3 項又は第 7 項に規定する申込みを行う際に、同条第 4 項第 2 号を選択した場合であって、当社がその協定事業者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨の回答を行ったとき。

(34) その協定事業者が、第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の提供) に規定する申込者情報確認結果の即時の通知 (以下「即時通知」といいます。) を受けたとき (申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を開始した期日を含む月から、当該設備の利用中止を行った期日を含む月までの期間 (第 99 条の 13 第 5 項、第 6 項又は第 7 項の規定により、当社が申込者情報確認結果の即時通知を停止、制限又は一時中断した期間を含みます。))、手続費の支払いを要するものとします。)。

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第 71 条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話 (当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、) から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信 (この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別に設置した電話から発信された通信は含みません。)

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第 2 表 (工事費及び手続費) に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費 (1 件ごとの料金額に限り、)、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調

優先接続受付手数料、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手数料、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手数料又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受 （債権譲受）

第80条 当社は、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章 利用者への責任に関する事項 （ローミング等に係る特例）

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

（利用者料金の課金）

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、活用型PHS事業者との間の通信の場合には、当社が課金を行うことがあります、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第98条 当社は、協定事業者（電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。（1）（略）

査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手数料、申込者情報確認結果即時通知手数料又は第4表（光信号引込等設備に係る負担額）に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第8節 債権譲受 （債権譲受）

第80条 当社は、第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章 利用者への責任に関する事項 （ローミング等に係る特例）

第91条 第54条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

（利用者料金の課金）

第92条 第90条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）

第98条 当社は、協定事業者（電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等（追加番号を除きます。以下この条において同じとします。）に係る契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報（異動事由及び異動年月日を含みます（その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。）。以下第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項において同じとします。）をお客様情報照会書により回答します。（1）（略）

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第43条第 1 項及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第49条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第43条第 1 項及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第49条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(申込者情報確認結果の即時通知)

第 99 条の 13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者（以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。）に係る申込者情報確認結果を、協定事業者

に即時通知します。
(1) 協定事業者が、DSL等接続専用サービス（専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスのうち電話重畳するものに限ります。以下この条において同じとします。）の契約の申込み等（他社接続回線接続変更の請求及び専用契約の解除の通知を含みます。）をその申込者の代理人として当社に行う（以下「代行申込み」といいます。）場合

ア DSL等接続専用サービスと電話重畳する又は電話重畳している電話サービスの契約者

イ 総合デジタルサービスの契約者（その契約の解除を行うと同時にDSL等接続専用サービスと電話重畳する電話サービスに係る契約の申込みを行う者に限ります。）

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等（ダイヤルイン追加番号を含みます。）の利用休止等（契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種類が

タイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限り、以下この条において同じとします。)の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合

利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者(ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者とします。)

2 当社は、協定事業者から、申込者情報確認結果の即時通知を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その即時通知を行います。

(1) 協定事業者が、1の当社の契約者回線番号等の指定と併せて、前項第1号に定める契約の申込み等又は前項第2号に定める利用休止等の申込みを行う者の氏名又は名称、その申込み等が行われた年月日、当該契約者回線番号等に係る総合デジタル通信サービスの利用の有無及び契約者回線の設置場所を当社に通知すること。

(2) 協定事業者が、即時通知された申込者情報確認結果の取扱いにあつて、以下に掲げる事項を遵守すること。

ア 申込者情報確認結果を、代行申込みを円滑に行うこと及び申込者情報確認結果が不一致であった場合において、前項各号に規定する申込み等を当社に行う者がその申込み等を補正することに限り利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 申込者情報確認対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

ウ 当社が、申込者情報確認結果を協定事業者に即時通知することについて、その協定事業者が申込者情報確認対象契約者の同意を書面等(その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するもの)とします。)により得ていること。

エ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(3) その他、申込者情報確認結果の即時通知にあつて、当社の業務遂行上支障がないこと。

3 当社は、申込者情報確認結果の即時通知にあつて必要であると判断したときは、その申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとします。

4 協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合において、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第2項第2号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。

5 第3項の場合において協定事業者から申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は前項の場合において協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがないことが明らかになるまでの間、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、申込者情報確認結果の即時通知を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、申込者情報確認結果を即時通知しないことによつて協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

6 前項の規定にかかわらず、申込者情報確認件数が当社が別に定める基準に達した場合又は申込者情報確認結果が不一致である件数が当社が別に定める基準に達した場合は、当社は、協定事業者に通知をせず、当社が別に定める間、申込者情報確認結果の即時通知をそれぞれ停止又は制限するものとします。この場合において、当社は、申込者情報確認結果を即時通知しないことによつて協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

7 当社は、保守上やむを得ない理由等がある場合には、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断すること(天災、事変その他非常事態等の緊急やむを得ない場合を除き、当社は協定事業者に通知するものとします。)があります。この場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断することによつて協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

8 協定事業者に対する申込者情報確認結果の即時通知に関して、申込者情報確認対象契約者から苦情、訴え等があつた場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべ

き事由がない限り、当社は申込者情報確認対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとします。

9 協定事業者が申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を中止する場合は、協定事業者は、その中止を希望する日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに、別表3（様式）様式第30の書面により中止の申込みを当社に行うことを要します。この場合において、協定事業者は、当社が別に定める実費（当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。）の支払いを要するものとします。

10 前項の場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を複数の協定事業者が現に利用している場合で、全部又は一部の協定事業者から当該設備の利用中止の申込みがあったときは、当該設備を利用している協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。

11 申込者情報確認結果の提供に係る具体的な事務処理については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第5欄、第10欄若しくは第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。))、高速デジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。))の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(13) (略)	(略)
(14) 共通線信号網利用機能(ア欄)に係る料金の適用	共通線信号網利用機能(ア欄)に係る料金については、当社は2 (料金額) 2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア 当社と接続する活用型PHS事業者が、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等に当社又は特定端末系事業者の共通線信号網を利用する

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。))、高速デジタル伝送サービス(以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。))の区別に準じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(13) (略)	(略)
(14) 削除	

	場合は、活用型PHS事業者が支払を要するものとし、1信号ごとの料金額に信号数を乗じて算出します。イ 活用型PHS事業者が特定端末系事業者と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は、当社の装置と特定端末系事業者の装置間での信号数に2分の1を乗じて得た額と当社の装置間での信号数に相当する額の合計した額について、特定端末系事業者が支払いを要するものとします。
(15) 共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金の適用	ア 国際系事業者、活用型PHS事業者又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者、活用型PHS事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者、活用型PHS事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者、活用型PHS事業者若しくは中継事業者から受信した時点をも1制御信号として当社の機器により測定し算出します。
(16)~(19) (略)	(略)
(20) 課金秒数送出機能に係る料金の適用	課金秒数送出機能に係る料金については、PHS接続地域事業者がその支払いを要するものとします。ただし、特定端末系事業者とPHS接続地域事業者が接続し、当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者が1通信に相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払いを要するものとします。
(21) (略)	(略)
(22) PHS制御信号機能に係る料金の適用	PHS制御信号機能に係る料金については、活用型PHS事業者がその支払いを要するものとします。ただし、特定端末系事業者の信号用中継交換機を介して当社の共通線信号網を利用し、PHS用NSPに転送先の契約者番号等の登録を行う場合は、当社の共通線信号網について特定端末系事業者が活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払いを要するものとします。
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第4欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金の適用

(15) 共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金の適用	ア 国際系事業者又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点をも1制御信号として当社の機器により測定し算出します。
(16)~(19) (略)	(略)
(20) 削除	
(21) (略)	(略)
(22) 削除	
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金の適用	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)		
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,483円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,483円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,527円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,250円	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,250円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,288円	
		イ 4線式のもの	1 回線ごとに	2,575円		
		ウ～エ (略)	(略)	(略)		

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料 金 額	備 考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)		
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,704円	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,704円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,755円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,209円	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,209円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,245円	
		イ 4線式のもの	1 回線ごとに	2,491円		
		ウ～エ (略)	(略)	(略)		

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>107円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>107円</u>		
			(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,300円</u>	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,300円</u>	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,339円</u>	
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>40円</u>		
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		<u>40円</u>				
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)			(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>433円</u>	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>433円</u>	
				(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,626円</u>
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,626円</u>
						C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,665円</u>
② 電話重畳する場合				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>366円</u>		
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>366円</u>					

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>124円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>124円</u>		
			(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,275円</u>	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,275円</u>	
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,313円</u>	
			② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>40円</u>		
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに		<u>40円</u>				
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)			(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>407円</u>	
					② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>407円</u>	
				(イ) 当社の局内スプリッタを用いない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>1,558円</u>
						B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>1,558円</u>
						C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,596円</u>
② 電話重畳する場合				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>323円</u>		
	B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>323円</u>					

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	837円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	837円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	862円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	173円	(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	173円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの 1回線ごとに	241円	—

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	712円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	712円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	733円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	192円	(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	192円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

月額

区分	単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの 1回線ごとに	260円	—

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	183円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	186円	

2-1の2 ISM折返し機能

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	388円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.764円	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

1回線ごとに月額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	174円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	185円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	185円	

2-1の2 ISM折返し機能

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 831円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 57,997円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの（以下「集線型利用」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 1,414円	—
			(4) 保守の区別がタイプ2のもの 1,414円	
			(7) (7) (4) 以外のもの 1,456円	
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの（以下「非集線型利用」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1のもの 182円	
			(4) 保守の区別がタイプ2のもの 182円	
			(7) (7) (4) 以外のもの 188円	

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 941円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 62,000円	

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 265円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 265円	
		ウ アイ以外のもの 273円	

	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	839 円	
		イ 保守の 区別がタ イプ1- 2のもの	839 円	
		ウ アイ以 外のもの	864 円	

	(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1 のもの	608 円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2 のもの	608 円	
		ウ アイ以外のもの	626 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	261 円	
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	261 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のも の	269 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	152 円	
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	152 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のも の	157 円	

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

		区 分		料金額	備 考
光信号多重 分離機能	光局内スプリッ タにより当社の 光信号伝送装置 及び光信号端末 回線間の光信号 の多重分離を行 う機能	ア 光信号主端 末回線の最大 収容数が4の もの又は光信 号端末回線の 最大収容数が 4のもの	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	169 円	
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	169 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のも の	174 円	
		イ 光信号端末 回線の最大収 容数が8のも の	(ア) 保守の区別がタ イプ1-1のもの	308 円	
			(イ) 保守の区別がタ イプ1-2のもの	308 円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のも の	317 円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交 換機機能メ ニュー利用 機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換 機機能メ ニュー利用ごとに	0.0556 円	
(3) 優先接続機 能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごと に	0.0324 円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交 換機機能メ ニュー利用 機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換 機機能メ ニュー利用ごとに	0.0586 円	
(3) 優先接続機 能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごと に	0.0376 円	

(4) 一般番号 ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000円	—
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001544円
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00001741円
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002131円
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002455円
カ PHS制御番号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能	1 契約者ごとに月額	0.00001776円	—

(4) 一般番号 ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,500,000円	—
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00001801円
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002026円
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002449円
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002828円

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとしま	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	—

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,520円	—

	す。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	信号の多重を行うもの			
--	---	------------	--	--	--

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.743円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.743円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円	

	交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	信号の多重を行うもの			
--	--------------------------------	------------	--	--	--

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.764円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.764円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	388円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.764円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分				1回線ごとに月額		備考	
				料金額	右欄以外の場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		7,057円	6,220円	-
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
	高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		4,815円	4,138円	-
			クラスが下記以外のもの		61,624円	60,787円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,670円	5,883円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	6,797円	5,995円	
				保守の区別が上記以外のもの	7,057円	6,220円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	67,067円	65,399円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	9,086円	7,512円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	9,261円	7,657円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,616円	7,948円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	72,438円	69,933円	
				保守の区別が上記以外のもの	77,855円	74,519円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	88,694円	83,690円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	99,534円	92,862円	
				保守の区別が上記以外のもの	121,211円	111,203円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	153,734円	138,717円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	186,252円	166,231円	
				保守の区別が上記以外のもの	57,054円	38,166円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	58,189円	38,925円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	60,463円	40,442円	
				保守の区別が上記以外のもの	289,226円	253,356円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	397,624円	345,068円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	500,598円	432,193円		
			保守の区別が上記以外のもの	136,725円	99,251円		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	139,456円	101,230円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	144,914円	105,190円		
			保守の区別が上記以外のもの	152,119円	148,243円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円	136,838円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円	139,571円		
			保守の区別が上記以外のもの	146,972円	145,034円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円	136,838円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円	139,571円		
			保守の区別が上記以外のもの	146,972円	145,034円		
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		152,119円	148,243円	-
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円	136,838円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円	139,571円	
				保守の区別が上記以外のもの	146,972円	145,034円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	138,666円	136,838円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	141,434円	139,571円	
		保守の区別が上記以外のもの		146,972円	145,034円		
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		166,114円	158,846円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	148,226円	144,570円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	151,188円	147,457円	
				保守の区別が上記以外のもの	157,105円	153,229円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	148,226円	144,570円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの			151,188円	147,457円		
保守の区別が上記以外のもの	157,105円	153,229円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		192,103円	178,538円			
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	165,460円	158,605円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	168,763円	161,772円			
		保守の区別が上記以外のもの	175,374円	168,106円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	164,246円	157,848円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	167,525円	161,000円			
保守の区別が上記以外のもの		174,084円	167,304円				

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分				1回線ごとに月額		備考	
				料金額	右欄以外の場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	A 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		7,476円	6,599円	-
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
	高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		5,417円	4,439円	-
			クラスが下記以外のもの		80,269円	79,392円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,063円	6,238円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	7,200円	6,359円	
				保守の区別が上記以外のもの	7,476円	6,599円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	86,447円	84,699円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	9,796円	8,146円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	9,984円	8,303円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,370円	8,622円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	92,531円	89,906円	
				保守の区別が上記以外のもの	98,676円	95,180円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	110,976円	105,727円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	123,271円	116,274円	
				保守の区別が上記以外のもの	147,862円	137,369円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	184,751円	169,009円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	221,636円	200,650円	
				保守の区別が上記以外のもの	70,522円	50,722円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	71,929円	51,732円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	74,739円	53,753円	
				保守の区別が上記以外のもの	338,451円	300,846円	
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	461,411円	406,316円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	578,221円	506,513円		
			保守の区別が上記以外のもの	243,825円	176,175円		
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	248,698円	179,694円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	258,444円	186,733円		
			保守の区別が上記以外のもの	175,568円	168,571円		
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,433円	153,133円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	159,556円	156,192円		
			保守の区別が上記以外のもの	165,804円	162,308円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,433円	153,133円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	159,556円	156,192円		
			保守の区別が上記以外のもの	165,804円	162,308円		
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		175,568円	168,571円	-
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,433円	153,133円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	159,556円	156,192円	
				保守の区別が上記以外のもの	165,804円	162,308円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	156,433円	153,133円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	159,556円	156,192円	
		保守の区別が上記以外のもの		165,804円	162,308円		
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		197,825円	184,709円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	170,527円	163,927円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	173,933円	167,201円	
				保守の区別が上記以外のもの	180,747円	173,750円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	170,527円	163,927円	
	保守の区別がタイプ1-2のもの			173,933円	167,201円		
保守の区別が上記以外のもの	180,747円	173,750円					
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		239,167円	214,681円			
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	195,715円	183,340円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	199,627円	187,003円			
		保守の区別が上記以外のもの	207,444円	194,328円			
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	193,413円	181,863円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	197,280円	185,497円			
保守の区別が上記以外のもの		205,006円	192,763円				

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		218,091円	198,229円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	182,694円	172,640円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	186,344円	176,088円	
		保守の区別が上記以外のもの	193,639円	182,983円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	181,480円	171,883円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		185,107円	175,316円		
保守の区別が上記以外のもの		192,354円	182,181円		
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		242,082円	216,406円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	198,042円	185,246円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	201,997円	188,946円	
		保守の区別が上記以外のもの	209,911円	196,346円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	196,828円	184,489円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		200,759円	188,174円		
保守の区別が上記以外のもの		208,620円	195,543円		
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		262,071円	231,553円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	212,046円	196,508円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	216,284円	200,434円	
		保守の区別が上記以外のもの	224,752円	208,283円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	209,618円	194,994円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		213,808円	198,889円		
保守の区別が上記以外のもの		222,181円	206,678円		
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	284,064円	248,216円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	227,936円	209,199円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	232,489円	213,379円
			保守の区別が上記以外のもの	241,598円	221,736円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	223,080円	206,171円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		227,537円	210,290円	
	保守の区別が上記以外のもの		236,451円	218,527円	
	(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	8,451円	6,403円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,036円	5,456円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,175円	5,565円
			保守の区別が上記以外のもの	7,458円	5,783円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,405円	4,441円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		5,517円	4,530円	
	保守の区別が上記以外のもの	5,731円	4,707円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	655,904円	529,957円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	537,456円	449,255円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	548,198円	458,235円
			保守の区別が上記以外のもの	569,686円	476,195円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	460,974円	401,564円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		470,186円	409,590円	
	保守の区別が上記以外のもの		488,617円	425,643円	
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,719円	1,301円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,903円	1,405円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,942円	1,434円
			保守の区別が上記以外のもの	2,022円	1,490円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,107円	907円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		1,129円	925円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,173円	961円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		801,846円	640,534円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	699,414円	568,712円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	713,399円	580,082円	
		保守の区別が上記以外のもの	741,366円	602,820円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	554,948円	478,629円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		566,041円	488,197円		
保守の区別が上記以外のもの		588,230円	507,332円		

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		280,508円	244,652円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	220,903円	202,753円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	225,319円	206,804円	
		保守の区別が上記以外のもの	234,145円	214,906円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	218,601円	201,276円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		222,971円	205,297円		
保守の区別が上記以外のもの		231,707円	213,340円		
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		318,667円	272,319円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	243,091円	219,991円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	247,947円	224,387円	
		保守の区別が上記以外のもの	257,664円	233,178円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	238,487円	217,037円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		243,252円	221,374円		
保守の区別が上記以外のもの		252,782円	230,047円		
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		350,468円	295,373円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	263,883円	235,833円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	269,156円	240,545円	
		保守の区別が上記以外のもの	279,702円	249,970円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	256,977円	231,402円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		262,114円	236,026円		
保守の区別が上記以外のもの		272,382円	245,273円		
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	385,449円	320,734円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	287,675円	253,850円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	293,425円	258,923円
			保守の区別が上記以外のもの	304,924円	269,068円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	278,467円	247,942円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		284,030円	252,897円	
	保守の区別が上記以外のもの		295,161円	262,806円	
	(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	12,647円	9,170円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,415円	7,677円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,622円	7,831円
			保守の区別が上記以外のもの	11,039円	8,138円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,380円	5,730円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		7,527円	5,845円	
	保守の区別が上記以外のもの	7,824円	6,074円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	941,948円	724,196円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	745,917円	591,642円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	760,829円	603,471円
			保守の区別が上記以外のもの	790,658円	627,128円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	603,193円	500,068円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		615,254円	510,066円	
	保守の区別が上記以外のもの		639,373円	530,060円	
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	2,469円	1,790円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,870円	2,036円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,927円	2,077円
			保守の区別が上記以外のもの	3,041円	2,158円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,407円	1,098円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		1,435円	1,120円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,490円	1,163円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,151,825円	876,359円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	989,957円	764,732円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,009,753円	780,022円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,049,340円	810,603円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	722,925円	593,400円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		737,380円	605,264円		
保守の区別が上記以外のもの		766,290円	628,991円		

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	100円 820円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円 669円	-
ウ A T M 専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	100円 820円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 90円 774円 保守の区別がタイプ1-2のもの 90円 789円 保守の区別が上記以外のもの 100円 820円	-
ア 一般専用に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	190円 1,641円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 180円 1,548円 保守の区別がタイプ1-2のもの 180円 1,579円 保守の区別が上記以外のもの 190円 1,641円	-
ア 一般専用に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	290円 2,461円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 290円 2,461円	-
ア 一般専用に係るもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	380円 3,282円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 380円 3,282円	-
ア 一般専用に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	570円 4,923円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 570円 4,923円	-
ア 一般専用に係るもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	760円 6,564円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 760円 6,564円	-
ア 一般専用に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,140円 9,845円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 1,140円 9,845円	-
ア 一般専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,720円 14,768円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 2,290円 19,691円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,160円 18,576円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,200円 18,948円 保守の区別が上記以外のもの 2,290円 19,691円	-
ア 一般専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円 19,691円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 2,160円 18,576円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,200円 18,948円 保守の区別が上記以外のもの 2,290円 19,691円	-
ア 一般専用に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,100円 35,279円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 4,100円 35,279円	-
ア 一般専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,010円 51,688円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 7,820円 67,276円 保守の区別がタイプ1-2のもの 3,280円 62,074円 保守の区別がタイプ1-2のもの 3,350円 63,315円 保守の区別が上記以外のもの 3,480円 65,798円	-
ア 一般専用に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,820円 67,276円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 3,280円 62,074円 保守の区別がタイプ1-2のもの 3,350円 63,315円 保守の区別が上記以外のもの 3,480円 65,798円	-
ア 一般専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	340円 6,419円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 160円 3,028円 保守の区別がタイプ1-2のもの 160円 3,089円 保守の区別が上記以外のもの 170円 3,210円	-
ア 一般専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	640円 12,036円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 320円 6,056円 保守の区別がタイプ1-2のもの 330円 6,177円 保守の区別が上記以外のもの 340円 6,419円	-
ア 一般専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,190円 22,468円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 600円 11,355円 保守の区別がタイプ1-2のもの 610円 11,582円 保守の区別が上記以外のもの 640円 12,036円	-
ア 一般専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,740円 32,899円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 880円 16,654円 保守の区別がタイプ1-2のもの 900円 16,987円 保守の区別が上記以外のもの 930円 17,653円	-
ア 一般専用に係るもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	840円 15,897円	-
		保守の区別がタイプ1-2のもの	860円 16,215円	-
ア 一般専用に係るもの	保守の区別が上記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	890円 16,851円	-
		保守の区別がタイプ1-2のもの	890円 16,851円	-

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	110円 1,046円	-
	一般専用に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	80円 784円	-
ウ A T M 専用に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	110円 1,046円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 100円 987円 保守の区別がタイプ1-2のもの 100円 1,007円 保守の区別が上記以外のもの 110円 1,046円	-
ア 一般専用に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	210円 2,092円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 200円 1,974円 保守の区別がタイプ1-2のもの 200円 2,013円 保守の区別が上記以外のもの 210円 2,092円	-
ア 一般専用に係るもの	192kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	320円 3,139円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 320円 3,139円	-
ア 一般専用に係るもの	256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	420円 4,185円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 420円 4,185円	-
ア 一般専用に係るもの	384kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	640円 6,277円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 640円 6,277円	-
ア 一般専用に係るもの	512kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	850円 8,370円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 850円 8,370円	-
ア 一般専用に係るもの	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,270円 12,555円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 1,270円 12,555円	-
ア 一般専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,910円 18,832円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 2,540円 25,109円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,400円 23,688円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,450円 24,162円 保守の区別が上記以外のもの 2,540円 25,109円	-
ア 一般専用に係るもの	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,540円 25,109円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 2,400円 23,688円 保守の区別がタイプ1-2のもの 2,450円 24,162円 保守の区別が上記以外のもの 2,540円 25,109円	-
ア 一般専用に係るもの	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,560円 44,987円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 4,560円 44,987円	-
ア 一般専用に係るもの	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	6,680円 65,912円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 8,690円 85,790円 保守の区別がタイプ1-2のもの 4,920円 121,114円 保守の区別がタイプ1-2のもの 5,020円 123,536円 保守の区別が上記以外のもの 5,220円 128,381円	-
ア 一般専用に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,690円 85,790円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 4,920円 121,114円 保守の区別がタイプ1-2のもの 5,020円 123,536円 保守の区別が上記以外のもの 5,220円 128,381円	-
ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円 12,525円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 240円 5,908円 保守の区別がタイプ1-2のもの 240円 6,026円 保守の区別が上記以外のもの 250円 6,262円	-
ウ A T M 専用に係るもの	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	950円 23,484円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 480円 11,816円 保守の区別がタイプ1-2のもの 490円 12,052円 保守の区別が上記以外のもの 510円 12,525円	-
ウ A T M 専用に係るもの	2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,780円 43,837円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 900円 22,155円 保守の区別がタイプ1-2のもの 920円 22,598円 保守の区別が上記以外のもの 950円 23,484円	-
ウ A T M 専用に係るもの	3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,610円 64,190円	-
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの 1,320円 32,494円 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,350円 33,144円 保守の区別が上記以外のもの 1,400円 34,444円	-
ウ A T M 専用に係るもの	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円 31,017円	-
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,290円 31,637円	-
ウ A T M 専用に係るもの	保守の区別が上記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,340円 32,878円	-
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,340円 32,878円	-

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,250円	42,528円	
		セカンドクラスのもの	1,120円	21,196円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,140円	21,620円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,190円	22,468円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,080円	20,439円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,100円	20,848円	
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,670円	50,552円
			セカンドクラスのもの	1,360円	25,738円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	26,253円
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,440円	27,282円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,280円	24,224円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,310円	24,708円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	3,140円	59,379円
			セカンドクラスのもの	1,640円	31,037円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,670円	31,658円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,740円	32,899円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,480円	28,009円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,510円	28,569円	
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,570円	29,690円
			セカンドクラスのもの	180円	3,392円
保守の区別がタイプ1-1のもの			140円	2,615円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	140円	2,667円		
	保守の区別が上記以外のもの	150円	2,772円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	1,600円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	90円	1,632円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	90円	1,696円	
		保守の区別が上記以外のもの	90円	1,696円	
(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	40円	689円	
		セカンドクラスのもの	40円	828円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	40円	845円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	878円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	330円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	336円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	349円	
		セカンドクラスのもの	14,120円	267,206円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	11,440円	216,502円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	11,670円	220,832円		
	保守の区別が上記以外のもの	12,130円	229,492円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,680円	126,419円		
保守の区別がタイプ1-2のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	6,810円	128,947円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,080円	134,004円		
	保守の区別が上記以外のもの	7,080円	134,004円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通路の設	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	5,972円	-
		専用に係るもの	専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	3,890円	
			64kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,539円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,903円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,189円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	73,527円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,202円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	90,878円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,227円	
			1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,252円	
			1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,278円	
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,690円				
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	329,441円				
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	411,854円				

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,370円	82,978円	
		セカンドクラスのもの	1,680円	41,356円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	42,183円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別が上記以外のもの	1,780円	43,837円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,560円	38,402円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,590円	39,170円	
	5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,650円	40,706円
			セカンドクラスのもの	4,010円	98,634円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	2,040円	50,218円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,080円	51,222円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,160円	53,231円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,860円	45,787円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,900円	46,703円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,970円	48,534円
			保守の区別が上記以外のもの	4,710円	115,856円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,460円	60,557円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,510円	61,768円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,610円	64,190円	
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,220円	54,649円
			セカンドクラスのもの	2,260円	55,742円
保守の区別がタイプ1-2のもの			2,350円	57,928円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	250円	6,227円		
	セカンドクラスのもの	200円	4,901円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	4,999円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	210円	5,195円		
	保守の区別が上記以外のもの	120円	2,954円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	120円	3,013円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	130円	3,131円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	15,840円	389,839円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	11,220円	276,199円	
セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	11,440円	281,723円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,890円	292,771円		
	保守の区別が上記以外のもの	7,500円	184,625円		
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,650円	188,318円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	7,950円	195,703円		
	保守の区別が上記以外のもの	50円	1,216円		
(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	60円	1,494円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	60円	1,524円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	60円	1,584円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	556円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	20円	567円		
	保守の区別が上記以外のもの	20円	589円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20,030円	493,170円	
		セカンドクラスのもの	16,380円	403,221円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	16,710円	411,285円	
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	17,360円	427,414円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,420円	231,889円		
	保守の区別がタイプ1-2のもの	9,610円	236,527円		
保守の区別がタイプ1-1のもの	9,990円	245,802円			

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を受容する伝送装置により通路の設	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	6,273円	-
		専用に係るもの	専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
		イ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,113円	
			64kbit/sの符号伝送が可能なもの	79,066円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,046円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,927円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	93,874円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,768円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,662円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	133,451円	
			1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	163,132円	
			1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	192,814円	
3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	286,807円				
4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	385,748円				
6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	479,742円				

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,126円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,962円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,798円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	11,634円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	17,306円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	22,978円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	39,994円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	79,698円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,925円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		8,882円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		25,530円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		17,362円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		44,446円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		25,701円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		66,511円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		33,755円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		88,603円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		41,412円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		109,079円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		47,793円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		129,582円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		53,663円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		148,499円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの		58,230円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの		167,443円	
	上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,795円		
最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの		183,212円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	67,617円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	198,981円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,604円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	6,868円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	10,132円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	13,396円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	19,924円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	26,452円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	46,036円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	91,732円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	17,313円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		10,851円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		29,749円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		21,197円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		51,813円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		31,315円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		77,534円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		41,107円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		103,287円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		50,377円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		127,179円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		58,178円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		151,071円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		65,196円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		173,136円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの		70,320円	
		最低伝送速度が4Mbit/sのもの		195,201円	
	上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	75,739円		
最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの		213,577円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	81,516円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	231,953円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	612円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,224円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,836円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,448円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,672円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,896円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	8,568円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	17,136円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,158円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,854円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,447円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		3,684円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		9,529円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,484円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		14,290円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		7,222円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		19,058円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		8,874円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		23,476円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		10,251円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		27,901円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		11,518円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		31,983円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,503円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		36,071円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,488円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	39,474円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,529円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,877円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	596円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,192円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,788円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,384円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,576円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,768円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	8,344円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	16,688円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,099円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,919円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,370円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		3,808円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		9,399円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,656円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		14,095円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		7,444円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		18,798円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		9,137円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		23,161円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		10,561円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		27,523円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		11,843円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		31,552円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,778円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		35,581円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,768円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	38,937円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,823円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,292円			

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網 利用機能	ア 共通線信号網（特定端末系事業者の装置相互間を含みます。）を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1 信号ごとに	(略)	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用型PHS事業者に適用します。
	ウ (略)			(略)

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網 利用機能	ア 削除	1 信号ごとに	(略)	
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	95 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番	1 案内ごとに	98 円	活用型PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定す

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	121 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番	1 案内ごとに	125 円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業

接続)	号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	イ 音声利用 I P 通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	97 円	る端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 5 欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能		1 案内ごとに	7.44 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	121 円	_____

接続)	号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	イ 音声利用 I P 通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	123 円	者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 5 欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能		1 案内ごとに	10.20 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	46 円	円

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	614 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	858 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

(2) 手動コ クトサー ビス取扱 機能	手動接続台及びその附帯設備と協 定事業者の電気通信設備を接続し、 当社から発信又は特定中継事業者 から発信する通信について、着信課 金の取扱いを行う機能	1通信ごと に	126円	携帯・自動車電話事 業者又は特定中継 事業者に適用しま す。
-------------------------------	--	------------	------	---

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等に より、通信の発信を行う機能	1秒ごと に	1.2605円	—
(2) デジタル公衆電 話発信機 能	当社が設置するデジタル公衆電話の 電話機等により、通信の発信を行う機 能	1秒ごと に	0.7748円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信 機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併 用して、相互接続通信において同一 単位料金区域内に終始する通信の交 換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	活用型PHS 事業者又は中 継事業者に適 用します。
(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 課金秒数送 出機能	共通線信号網を利用して、接続型P HS事業者が指定する利用者料金の 課金のための情報を送信する機能	1通信ご とに	0.039370円	PHS接続地 域事業者又は 特定端末系事 業者に適用し ます。
(6) リダイクシ ョン網使用機 能	ア 当社の中継交換機で接続する協 定事業者の通信経路を設定するた めに当社の加入者交換機を利用してリ ダイレクションを行う機能 イ 特定中継事業者の中継交換機で 接続する協定事業者の通信経路を設 定するために当社の加入者交換機を 利用してリダイレクションを行う機 能	(略)	(略)	携帯・自動車 電話事業者、 PHS接続地 域事業者、国 際系事業者、 中継事業者、 活用型PHS 事業者又は端 末系事業者に 適用します。
(7)~(9) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制	加入者交換機及び共通線信号網を利	活用型P	1.6038円	活用型PHS

(2) 手動コ クトサー ビス取扱 機能	手動接続台及びその附帯設備と協 定事業者の電気通信設備を接続し、 当社から発信又は特定中継事業者 から発信する通信について、着信課 金の取扱いを行う機能	1通信ごと に	139円	携帯・自動車電話事 業者又は特定中継 事業者に適用しま す。
-------------------------------	--	------------	------	---

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等に より、通信の発信を行う機能	1秒ごと に	1.5554円	—
(2) デジタル公衆電 話発信機 能	当社が設置するデジタル公衆電話の 電話機等により、通信の発信を行う機 能	1秒ごと に	0.9175円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信 機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併 用して、相互接続通信において同一 単位料金区域内に終始する通信の交 換及び伝送を行う機能	(略)	(略)	中継事業者に 適用します。
(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 削除	—	—	—	—
(6) リダイレ クション網 使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協 定事業者の通信経路を設定するた めに当社の加入者交換機を利用してリ ダイレクションを行う機能 イ 特定中継事業者の中継交換機で接 続する協定事業者の通信経路を設 定するために当社の加入者交換機を 利用してリダイレクションを行う機 能	(略)	(略)	携帯・自動車 電話事業者、 国際系事業 者、中継事業 者、PHS事 業者又は端 末系事業者に 適用します。
(7)~(10) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)

御信号機能	用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	H S事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額		事業者又は特定端末系事業者に適用しません。	
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	174円	特定中継事業者に適用します。	
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	57円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	57円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	28円	_____	
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	PHS事業者に適用します。	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57円	_____	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	

(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	263円	特定中継事業者に適用します。	
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	1回線ごとに月額	54円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの	1回線ごとに月額	61円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円	_____	
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	PHS事業者に適用します。	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	61円	_____	
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____	

(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	373円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.743円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	140,382円

(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	61円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	388円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.764円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	136,188円

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	4,724円	_____
--	--	---------------	--------	-------

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,571円	_____

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	4,089円	_____
--	--	---------------	--------	-------

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,194円	_____

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) PHS接続機能	当社のPHS接続装置（当社が指定する加入者交換機に係るソフトウェアを含みます。この料金表第1表第2（網改造料）において同じとします。）を利用して、 <u>活用品PHS事業者に係る通信を行うことができるようにする機能（パケット多重機能及びデジタル非制限モード通信機能を含みます。）</u>	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(9) PHS網制御機能	当社のPHS網制御局を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録等を行う機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(10) 活用品PHS事業者に係る発ID通知機能	活用品PHS事業者の基地局に向けて、発信者の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(11) 活用品PHS災害時優先電話接続機能	活用品PHS事業者の電気通信設備と当社のPHS接続装置の相互間で優先信号を送受信することにより重要通信を確保するためPHS接続装置で付与する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(12) 活用品PHS事業者に係るデジタル通信モード接続に係る機能	活用品PHS事業者の電気通信設備に毎秒64キロビットで情報を送信する機能をPHS接続装置で付与する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(13) 活用品PHS端末からのデジタル通信モード接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用品PHS事業者のPHS端末とデジタル通信モードにより接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(14) 活用品PHS事業者に係る信号挿入機能	活用品PHS事業者から緊急通報用番号に接続するときに、当社が指定する信号をPHS接続装置で付与する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>
(15) 活用品PHS事業者に係る警察消防異行政対応機能	活用品PHS事業者からの緊急通報用番号への接続において、基地局回線を収容する遠隔装置の属する行政区域とその遠隔装置を収容する当社のPHS接続装置の属する行政区域が異なる場合に、そのPHS接続装置を遠隔装置の属する行政区域の警察機関又は消防機関に接続する機能	<u>活用品PHS事業者に適用します。</u>

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8)～(17) 削除		

(16) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	当社の電気通信設備を經由して活用型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。			
(17) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と、接続型PHS事業者の電気通信設備を当社の電気通信設備及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を經由して接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又はPHS接続地域事業者に適用します。			
(18)～(19) (略)	(略)	(略)	(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20) 削除	(略)	(略)	(20)～(24) 削除	(略)	(略)
(21) 活用型PHS事業者の着信転送に係る付加機能	活用型PHS事業者の着信転送機能及び当該機能を当社の利用者又は活用型PHS事業者の契約者が制御できるようにする付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(22) 活用型PHS事業者と中継事業者との接続に係る付加機能	当社の加入者交換機及び中継交換機を經由して活用型PHS事業者の電気通信設備と特定の中継事業者の電気通信設備を接続するための機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。			
(23) 活用型PHS事業者に対する着信単位料金区域情報付与に係る付加機能	活用型PHS事業者に対して、通信が着信する端末回線の属する単位料金区域の情報を、PHS接続装置で付与して基地局へ提供する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(24) 活用型PHS事業者の一斉呼出しタイム値の変更に係る付加機能	PHS接続装置に登録された一斉呼出しタイム値を変更する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(25)～(27) (略)	(略)	(略)	(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) PHS電話番号の1桁増加に係る付加機能	PHS電話番号を10桁から11桁に移行する機能及び1桁増加に対応していない旧型のPHS端末からの発信又は着信時等において新旧の電話番号の変換を行う機能をPHS接続装置及びPHS網制御局で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。	(28)～(33) 削除	(略)	(略)
(29) 中継事業者を經由した活用型PHS事業者と衛星系事業者との接続に係る付加機能	当社の電気通信設備及び中継事業者の電気通信設備を經由して、活用型PHS事業者の電気通信設備と衛星系事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	衛星系事業者又は中継事業者に適用します。			
(30)～(31) 削除	(略)	(略)			
(32) 活用型PHS事業者の番号案内接続に係る付加機能	端末回線線端接続する場合において、活用型PHS事業者の基地局から104の接続番号を受信し、当社の番号案内サービスに接続する機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(33) 活用型PHS事業者に係るPHS接続装置跨がりハン	異なる基地局を跨がって移動しても通信を継続するハンドオーバー機能を、異なるPHS接続装置に収容される基地局間にも拡張するための機能（活用型P	活用型PHS事業者に適用します。			

ドオーバ機能	HS事業者の基地局からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、異なるPHS接続装置に収容される基地局間でのハンドオーバ機能の提供開始及び提供終了をその事業者の選択により制御可能とするものを含みます。	
(34)～(44) (略)	(略)	(略)
(45) 活用型PHS事業者のユーザ間情報通知機能	当社の電気通信設備と活用型PHS事業者の基地局との間でユーザ間情報を送受信することにより、活用型PHS事業者のユーザ間情報通知サービスを提供する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(46) 活用型PHS事業者に係る発ID非通知理由送受信機能	活用型PHS事業者の利用者との通信において、発信者が契約者回線番号等を非通知としたとき等に、その非通知理由を送受信する機能を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(47) 活用型PHS事業者への転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送先として設定されているときに、転送元の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(48) (活用型PHS事業者の着信転送に係る転送元ID通知機能)	活用型PHS事業者の利用者が着信転送の設定をしているとき、当該PHS端末の契約者回線番号等を転送元番号として当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(49)～(56) (略)	(略)	(略)
(57) PHS通信状況通知用通信路設定機能	当社の電気通信設備が活用型PHS事業者の留守番センター等からの応答信号を受信するまでの間、その留守番センター等への接続状況を着信側の基地局から発信側端末設備に通知するための通信路を設定する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(58) PHS端末識別接続機能	活用型PHS事業者のPHS端末からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、その事業者のPHS端末からの発信であることを識別して接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。

(34)～(44) (略)	(略)	(略)
(45)～(48) 削除		
(49)～(56) (略)	(略)	(略)
(57)～(58) 削除		

2 料金額

2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2 料金額

2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄イ欄の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.261
	電力設備	0.855
	伝送機械設備	0.159
	無線機械設備	0.174
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.105
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.052

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.043
		端末系交換機能	0.049
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.048
		データ系設備合計	0.099
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.041
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.056
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.096
		繰延資産比率	0.0197
		投資等比率	0.0021
貯蔵品比率	0.0106		
他人資本比率	0.311		
自己資本比率	0.689		
他人資本利子率	0.0123		
自己資本利益率	0.0121		
有利子負債以外の負債の比率	0.049		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0135		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.871
	伝送機械設備	0.156
	無線機械設備	0.064
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.073
	土地及び通信用建物以外	0.006
共通割掛費比率		0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.039
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.053
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.098
		繰延資産比率	0.0185
		投資等比率	0.0015
貯蔵品比率	0.0092		
他人資本比率	0.301		
自己資本比率	0.699		
他人資本利子率	0.0115		
自己資本利益率	0.0102		
有利子負債以外の負債の比率	0.048		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0118		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1)～(2) (略)	(略)														
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。														
(4)～(9) (略)	(略)														
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼間	8：30～17：00
区分	適用時間帯														
平日昼間	8：30～17：00														
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00														
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼夜間	5：00～22：00														
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼間	8：30～17：00														

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。																
(4)～(9) (略)	(略)																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2（工事費の額）2-1第27欄-2及び第34欄から第36欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条（手続費の支払義務）第1項第29欄の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日昼間	8：30～17：00	土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8：30～17：00																
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
土日祝日昼夜間	5：00～22：00																
土日祝日昼間	8：30～17：00																
土日祝日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	第68条（手続費の支払義務）第1項第29欄の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。																

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録 工事費	活用品PH S事業者の 契約者回線 番号等を当 社のPHS 網制御局及 びPHS接 続装置へ登 録する工事 に要する費 用	PHS網制 御局及びP HS接続装 置に登録す る工事の場 合	1磁気媒体 ごとに	33,429円	ア 活用品P HS事業者 に適用しま す。 イ 登録する 契約者回線 番号は1磁 気媒体あた り1,000番 号までとし ます。
		PHS網制 御局のみに 登録する工 事の場合	1磁気媒体 ごとに	30,653円	
(2) PHS契約 者回線番号削 除工事費	当社のPHS網制御局及び PHS接続装置に登録され た活用品PHS事業者の契 約者回線番号等を削除する 工事に要する費用		1番号ごと に	518円	活用品PHS 事業者に適用 します。
(3) PHS利用 停止工事費	活用品P HS事業 者の契約 者に対し て、利用 停止を行 う工事に 要する費 用	PHS網制御 局及びPHS 接続装置に工 事を行う場合	(7) 1磁気媒 体ごとに	3,690円	ア 活用品P HS事業者 に適用しま す。 イ 活用品P HS事業者 は(7)又は (1)のいずれ かを選択し て工事を申 込むことを 要します。 ウ 登録する 契約者回線 番号は1磁 気媒体あた り100番号 までとしま す。
			(4) 1番号ご とに	469円	
		PHS網制御 局のみに工 事を行う場合	(7) 1磁気 媒体ごと に	3,319円	

2 工事費の額
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)~(9) 削除			

			(イ) 1番号ごとに	395円	す。 イ 活用品PHS事業者は、(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
(4) PHS利用停止解除工事費	活用品PHS事業者の契約者に対して、利用停止の解除を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事する場合	1番号ごとに	469円	活用品PHS事業者に適用します。
		PHS網制御局のみに工事する場合	1番号ごとに	395円	活用品PHS事業者に適用します。
(5) PHS着信転送登録工事費	活用品PHS事業者の着信転送機能契約者に係る契約者回線番号等をPHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事に要する費用	(7) 1磁気媒体100番号まで		2,135円	ア 活用品PHS事業者に適用します。
		(イ) 1磁気媒体50番号まで		1,320円	イ 活用品PHS事業者は、(7)から(イ)のいずれかを選択して工事を申込みことを要します。
		(ウ) 1磁気媒体10番号まで		685円	
		(エ) 1番号ごとに		512円	ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。

(6) PHS着信 転送解除工事費	活用型PHS事業者の着信 転送機能契約者に係る契約 者回線番号等の登録を解除 する工事に要する費用	1 番号ごと に	358 円	活用型PHS 事業者に適用 します。
(7) PHS認証 情報変更工事費	当社のPHS接続装置に登 録された活用型PHS事業 者の契約者回線番号等に係 る認証情報を変更する工事 に要する費用	(7) 1磁気 媒体10番号 まで	1,505 円	ア 活用型P HS事業者に 適用します。 イ 活用型P HS事業者 は、(7)又は (1)のいずれ かを選択し て工事を申 込むことを 要します。
		(1) 1磁気 媒体1番号 のとき	673 円	ウ 登録する 契約者回線 番号は1磁 気媒体あた り10番号ま でとします。
(8) PHS接続 装置データ設定 費	活用型PHS事業者に係る 基地局回線を移転する工事 に伴って、PHS接続装置 に設定された情報を変更す る工事に要する費用	1 基地局 回線ごと に	電話サービ ス契約約款 に規定する 工事費に相 当する額	活用型PH S事業者に 適用します。
(9) PHS着信 転送基本登録工 事費	着信転送機能をPHS接続 装置に登録する工事に要す る費用	(7) 1PHS 接続装置あた り	204 円	ア 活用型P HS事業者 に適用しま す。
		(1) 20基地局 回線ごとに	1,543 円	イ (7)の料 金について は、当該PH S接続装置 に着信転送 機能を最初 に登録する ときに限り 適用します。

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,227円	
(11) PHS基地局回線設置工事費	活用型PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	活用型PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ 活用型PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,765円	特定中継事業者に適用します。

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,226円	
(11) PHS基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS事業者に適用します。
(12) PHS基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,764円	特定中継事業者に適用します。

(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,160円	特定中継事業者に適用します。			
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
		廃止の場合	1回線ごとに	1,364円			
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,196円	特定中継事業者に適用します。	
				平日夜間	4,846円		
				平日深夜	5,587円		
				土日祝日昼夜間	5,031円		
				土日祝日深夜	5,773円		
				廃止の場合	1回線ごとに		平日昼間
		平日夜間	3,827円				
		平日深夜	4,412円				
		土日祝日昼夜間	3,973円				
		土日祝日深夜	4,559円				
		(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			(略)
		(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)		特定中継事業者に適用します。

(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,159円	特定中継事業者に適用します。			
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。		
		廃止の場合	1回線ごとに	1,363円			
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,194円	特定中継事業者に適用します。	
				平日夜間	4,835円		
				平日深夜	5,569円		
				土日祝日昼夜間	5,019円		
				土日祝日深夜	5,752円		
				廃止の場合	1回線ごとに		平日昼間
		平日夜間	3,819円				
		平日深夜	4,398円				
		土日祝日昼夜間	3,964円				
		土日祝日深夜	4,542円				
		(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			(略)
		(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)		特定中継事業者に適用します。

(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1 工事ごと	6,941 円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録するに要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	(略)	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,304 円	
					平日深夜	1,504 円	
					土日祝日昼夜間	1,354 円	
					土日祝日深夜	1,553 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
			平日夜間	812 円			
			平日深夜	937 円			
			土日祝日昼夜間	843 円			
			イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除す	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	(略)	—
					平日夜間	1,304 円	
					平日深夜	1,504 円	
					土日祝日昼夜間	1,354 円	
					土日祝日深夜	1,553 円	
					(イ) 当社が指定した電気通	1 ルーティング番号	
			平日夜間	713 円			

(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1 工事ごと	6,939 円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録するに要する費用	ア 基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	(略)	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,301 円	
					平日深夜	1,499 円	
					土日祝日昼夜間	1,351 円	
					土日祝日深夜	1,548 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	
			平日夜間	811 円			
			平日深夜	934 円			
			土日祝日昼夜間	841 円			
			イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア ルーティング番号のみを削除す	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	(略)	—
					平日夜間	1,301 円	
					平日深夜	1,499 円	
					土日祝日昼夜間	1,351 円	
					土日祝日深夜	1,548 円	
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備	1 ルーティング番号	
			平日夜間	711 円			

		る 場 合	信回線 設備を 通じて 申込み を行う 場合	号ご とに	平日深夜	822円	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。		
					土日祝 日昼夜 間	740円			
					土日祝 日深夜	849円			
					イ ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	(7) (イ) 以外 の場合		平日昼 間	1,265円
								平日夜 間	1,461円
								平日深 夜	1,684円
								土日祝 日昼夜 間	1,517円
								土日祝 日深夜	1,740円
								平日昼 間	(略)
								平日夜 間	713円
(イ) 当 社が指 定した 電気通 信回線 設備を 通じて 申込み を行う 場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	平日深 夜	822円						
		土日祝 日昼夜 間	740円						
		土日祝 日深夜	849円						
(26)-2 ルーティ ン グ 番 号 変 更 工 事 費	加入者 交換機 に登録 された ルーティ ン グ 番 号 を 変 更 す る 工 事 に 要 す る 費 用	ア 基本 額	(7) (イ) 以外	1ルー ティ ン グ 番 号 ご と に	平日昼 間	2,258円	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。		
					平日夜 間	2,608円			
					平日深 夜	3,007円			
					土日祝 日 昼 夜 間	2,708円			
					土日祝 日深夜	3,107円			

		る 場 合	を 通 じ て 申 込 み を 行 う 場 合	号ご とに	平日深夜	819円	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。		
					土日祝 日昼夜 間	738円			
					土日祝 日深夜	846円			
					イ ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	(7) (イ) 以外 の場合		平日昼 間	1,264円
								平日夜 間	1,458円
								平日深 夜	1,679円
								土日祝 日昼夜 間	1,513円
								土日祝 日深夜	1,734円
								平日昼 間	(略)
								平日夜 間	711円
(イ) 当 社が指 定した 電気通 信回線 設備を 通じて 申込み を行う 場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 ご と に	平日深 夜	819円						
		土日祝 日昼夜 間	738円						
		土日祝 日深夜	846円						
(26)-2 ルーティ ン グ 番 号 変 更 工 事 費	加入者 交換機 に登録 された ルーティ ン グ 番 号 を 変 更 す る 工 事 に 要 す る 費 用	ア 基本 額	(7) (イ) 以外 の場合	1ルー ティ ン グ 番 号 ご と に	平日昼 間	2,257円	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。		
					平日夜 間	2,603円			
					平日深 夜	2,998円			
					土日祝 日 昼 夜 間	2,701円			
					土日祝 日深夜	3,096円			

		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ル ーテ ィン グ番 号ご とに	平日昼 間 平日夜 間 平日深 夜 土日祝 日 昼夜間 土日祝 日深夜	<u>1,154円</u> <u>1,333円</u> <u>1,536円</u> <u>1,384円</u> <u>1,587円</u>	
(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置するものに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日昼 間 土日祝 日昼間	<u>17,958円</u> <u>20,990円</u>	_____
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日昼 間 土日祝 日昼間	<u>12,136円</u> <u>14,554円</u>	_____

		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ル ーテ ィン グ番 号ご とに	平日昼 間 平日夜 間 平日深 夜 土日祝 日 昼夜間 土日祝 日深夜	<u>1,153円</u> <u>1,330円</u> <u>1,532円</u> <u>1,380円</u> <u>1,582円</u>	
(27) (略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置するものに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工 事ご とに	平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼間 土日 祝日 夜間 土日 祝日 深夜	<u>17,822円</u> <u>20,149円</u> <u>22,811円</u> <u>20,815円</u> <u>20,815円</u> <u>23,474円</u>	_____
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工 事ご とに	平日 昼間 平日 夜間 平日 深夜 土日 祝日 昼間 土日 祝日 夜間 土日 祝日 深夜	<u>12,132円</u> <u>13,987円</u> <u>16,110円</u> <u>14,518円</u> <u>14,518円</u> <u>16,639円</u>	_____

		ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光屋内配線（光線端末）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	6,184円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
				② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	12,046円
					土日 祝日 昼間	13,213円	_____
		ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光屋内配線（光線端末）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1 工事ごとに	4,765円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
				② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	10,625円
					平日 夜間	11,520円	_____
					平日 深夜	12,546円	_____
					土日 祝日 昼間	11,777円	_____
					土日 祝日 夜間	11,777円	_____
					土日 祝日 深夜	12,801円	_____

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工 事 ご と に	平日 昼 間	<u>10,735 円</u>	—
				土 日 祝 日 昼 間	<u>11,697 円</u>	—
(28) (略)	(略)				(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含みません。)	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>6,991 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>8,225 円</u>	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>1,438 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>7,916 円</u>	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>6,991 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>12,334 円</u>	—

		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工 事 ご と に	平日 昼 間	<u>9,327 円</u>	—
				平日 夜 間	<u>10,065 円</u>	—
				平日 深 夜	<u>10,910 円</u>	—
				土 日 祝 日 昼 間	<u>10,276 円</u>	—
				土 日 祝 日 夜 間	<u>10,276 円</u>	—
				土 日 祝 日 深 夜	<u>11,120 円</u>	—
(28) (略)	(略)				(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含みません。)	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>6,988 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>8,222 円</u>	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>1,437 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>7,914 円</u>	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工 事 ご と に	<u>6,988 円</u>	—
			(イ) 加算額	1 工 事 ご と に	<u>12,330 円</u>	—

	接続モジュールを取替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,438円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,489円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,848円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,332円	—	
			土日 祝日 昼間	5,106円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,577円	—	
			土日 祝日 昼間	1,709円		

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1 工事ごとに	1,437円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,486円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,845円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,307円	—	
			平日 夜間	4,906円		
			平日 深夜	5,590円		
			土日 祝日 昼間	5,078円		
			土日 祝日 夜間	5,078円		
			土日 祝日 深夜	5,761円		
			平日 昼間	1,575円		
			平日 夜間	1,677円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,794円	—	
			平日 深夜	1,706円		
			土日 祝日 昼間	1,706円		
			土日 祝日 深夜	1,823円		

(36) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに		1,270 円	—
(37) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,363 円	—
			土日 祝日 昼間	4,032 円	

(36) 光信号分岐末端回線設置等加算工事費	光信号分岐末端回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐末端回線ごとに	平日 夜間	1,115 円	—
			平日 深夜	2,386 円	
			土日 祝日 昼間	1,433 円	
			土日 祝日 夜間	1,433 円	
			土日 祝日 深夜	2,704 円	
(37) 融着接続工事費	光信号末端回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日 昼間	3,362 円	—
			土日 祝日 昼間	4,023 円	

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	活用型 PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	活用型 PHS 業者に適用します。

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS 接続装置に係る収容替え工事費	PHS 事業者に係る基地局回線を遠隔装置から PHS 接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線を PHS 接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、その PHS 接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごとに	PHS 業者に適用します。

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,126円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,216円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,399円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,489円

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,168円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,111円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,190円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,381円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,459円

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)

第2 手続費
1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)
(16) 申込者情報 確認結果即時 通知手続費の 適用	申込者情報確認結果即時通知手続費については、2（手続費の額）第34欄第35欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を利用している協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数の合計（合計が0となる場合は、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を1とみなします。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考		
(1) PHS 基地局回 線設置手 続費	活用型PHS事業者が、基地局回線を設置する 場合の手続きに要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス 契約約款に規 定する工事費 に相当する額	活用型PH S事業者に 適用します		
(2) 料金回 収手続費	別表2(接続 形態)第2表 において協 定事業者が 利用者料金 設定事業者 となる接続 形態の場合 であって、同 別表第3表 において当 社が利用者 料金請求事 業者となる ときに、当社 が行う利用 者料金の回 収業務に要 する費用	ア イ以 外の 場合	(7) 電話サービス又 は総合デジタル通 信サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専有 する場合であって、 請求・収納・回収を 当社が行う場合	1 内 訳 項目ご とに	19.85円	特定中継事 業者に適用 します。
			(イ) 電話サービス又 は総合デジタル通 信サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を複 数の協定事業者で共 用する場合であって 、通信ごとのデータ 蓄積・料金計算、請 求金額確定及び請求 ・収納・回収を当社 が行う場合	月 額	当社が請求す る利用者料金 額の0.19%に 相当する額	
				月 額	当社が請求す る利用者料金 額の4.4%に相 当する額	
		(ウ) 当社の音声利用 IP通信網サービス の利用者に対する料 金請求書の料金内訳 項目を1の協定事業 者が専有する場合で あって、通信ごとの データ蓄積・料金計 算、請求金額確定及 び請求・収納・回収 を当社が行う場合	1 通 信 ごとに	0.22円	携帯・自動車 電話事業者、 活用型PH S事業者及 び接続型P HS事業 者に適用しま す。	
			1 内 訳 項目ご とに	22.66円		
			月 額	当社が請求す る利用者料金 額の0.19%に 相当する額		
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考		
(1) PHS 基地局回 線設置手 続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の 手続きに要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス 契約約款に規 定する工事費 に相当する額	PHS事業 者に適用し ます		
(2) 料金回 収手続費	別表2(接続 形態)第2表 において協 定事業者が 利用者料金 設定事業者 となる接続 形態の場合 であって、同 別表第3表 において当 社が利用者 料金請求事 業者となる ときに、当社 が行う利用 者料金の回 収業務に要 する費用	ア イ以 外の 場合	(7) 電話サービス又 は総合デジタル通 信サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を1 の協定事業者が専有 する場合であって、 請求・収納・回収を 当社が行う場合	1 内 訳 項目ご とに	26.12円	特定中継事 業者に適用 します。
			(イ) 電話サービス又 は総合デジタル通 信サービスの利用者 に対する料金請求書 の料金内訳項目を複 数の協定事業者で共 用する場合であって 、通信ごとのデータ 蓄積・料金計算、請 求金額確定及び請求 ・収納・回収を当社 が行う場合	月 額	当社が請求す る利用者料金 額の0.17%に 相当する額	
				月 額	当社が請求す る利用者料金 額の5.6%に相 当する額	
		(ウ) 当社の音声利用 IP通信網サービス の利用者に対する料 金請求書の料金内訳 項目を1の協定事業 者が専有する場合で あって、通信ごとの データ蓄積・料金計 算、請求金額確定及 び請求・収納・回収 を当社が行う場合	1 通 信 ごとに	0.08円	携帯・自動車 電話事業者、 及びPHS 事業者に適 用します。	
			1 内 訳 項目ご とに	28.12円		
			月 額	当社が請求す る利用者料金 額の0.17%に 相当する額		
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	115円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	207円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	19.85円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.19%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	107円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	196円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	26.12円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.17%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の5.6%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日	8,330円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日	9,989円		
			祝日 昼夜間			
		1 件ごとに		14.49円		
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受に係るもの	1 内訳項目ごとに	10.29円	—
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	16.37円	—
		イ(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1 照会ごとに	平日	8,327円	みなし契約事業者に適用します。	
			土日	9,964円		
			祝日 昼夜間			
		1 件ごとに		9.91円		
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受に係るもの	1 内訳項目ごとに	17.01円	—
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	22.75円	—
		イ(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	10,878円	
				平日夜間	12,563円	
				平日深夜	14,485円	
				土日祝日 昼夜間	13,044円	
				土日祝日 深夜	14,966円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,890円
					平日夜間	13,732円
					平日深夜	15,832円
					土日祝日 昼夜間	14,258円
					土日祝日 深夜	16,358円
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	8,465円
					平日夜間	9,777円
					平日深夜	11,272円
					土日祝日 昼夜間	10,151円
					土日祝日 深夜	11,647円
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,767円				

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	10,874円	
				平日夜間	12,537円	
				平日深夜	14,439円	
				土日祝日 昼夜間	13,013円	
				土日祝日 深夜	14,913円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ア) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,886円
					平日夜間	13,703円
					平日深夜	15,782円
					土日祝日 昼夜間	14,223円
					土日祝日 深夜	16,300円
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	8,462円
					平日夜間	9,756円
					平日深夜	11,237円
					土日祝日 昼夜間	10,127円
					土日祝日 深夜	11,606円
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	9,764円				

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	710円	_____
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	191円	_____

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	申告事業者に適用します。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	709円	_____
(14) 優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	297円	_____

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が回線の設備線路の条件情報を提供する場合の費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,269円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功ご	45円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功ご	5円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功ご	10円	—		
(16)~(20)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が回線の設備線路の条件情報を提供する場合の費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,267円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	820円	—
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功ご	28円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功ご	3円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功ご	6円	—		
(16)~(20)(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,749円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,129円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,331円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,544円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,764円	_____

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,746円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,128円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,330円	_____
			(イ) 既に設置された当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,540円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,763円	_____

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,052円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,935円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	22,755円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,108円	—
			(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,823円	—
	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,114円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,756円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,620円	—

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	48,036円	—
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	33,924円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	22,748円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	19,102円	—
			(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,820円	—
	イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用		(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,111円	—
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,754円	—
			(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,618円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,682 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,658 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,267 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	1,311 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,121 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	27 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	80 円	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	657 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	222 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	26,779 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	710 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,680 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,656 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,196 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	1,309 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	2,118 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	28 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	78 円	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	654 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	220 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用		1 通信用建物ごとの1件ごとに	26,721 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	709 円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,154円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,366円	—
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続に要する費用		1件ごとに	7,885円	—
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,835,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	(略)	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,993円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,993円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,153円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,362円	—
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続に要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,883円	—
			平日夜間	13,817円	—
			平日深夜	21,843円	—
			土日祝日 昼間	9,433円	—
			土日祝日 夜間	14,341円	—
			土日祝日 深夜	22,560円	—
(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,685,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	(略)	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,992円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,992円	—

エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	—
カ (略)	(略)	(略)	(略)

エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,701円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,701円	—
カ (略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用 月額	1,663,701円	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.104

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.103

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.298
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	<u>1.362</u>
	発電設備	<u>0.590</u>
	電源設備及び蓄電池設備	<u>0.864</u>
	空気調整設備	<u>1.615</u>
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	<u>0.051</u>
自己資本利益率		<u>0.0253</u>

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	<u>1.308</u>
	発電設備	<u>0.677</u>
	電源設備及び蓄電池設備	<u>0.904</u>
	空気調整設備	<u>1.610</u>
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	<u>0.047</u>
自己資本利益率		<u>0.0265</u>

(3) (略)

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,330円	45,492円
	札幌南	847円	48,659円
	札幌1外	3,709円	63,086円
	大通り2丁目	3,697円	55,175円
	新琴似	762円	32,300円
	篠路	609円	25,368円
	札幌東	711円	126,046円
	丘珠	751円	27,859円
	東苗穂	62円	39,758円
	札幌白石	978円	37,742円
	札幌北郷	526円	33,731円
	札幌豊平	941円	37,338円
	札幌月寒	1,240円	39,162円
	清田	703円	28,151円
	真駒内	1,214円	39,447円
	発寒	956円	22,078円
	厚別	594円	35,768円
	もみじ台	731円	25,236円
	手稲	513円	19,762円
	函館	363円	37,771円
	函館松陰	824円	49,092円
	函館北	539円	26,508円
	桔梗	156円	23,686円
	函館千歳	589円	47,154円
	小樽2	363円	21,444円
	旭川	313円	47,454円
	旭川東光	362円	30,608円
	春光	335円	16,814円
	東鷹栖	239円	26,231円
	永山	301円	22,607円
	東旭川	254円	18,787円
	旭川市外	246円	30,956円
	旭川神楽	249円	20,023円
	室蘭	241円	21,941円
	新室西	370円	82,953円
	釧路	382円	35,007円
	釧路鳥取	279円	26,332円
	釧路南	160円	20,784円
	釧路武佐	189円	29,668円
	愛国	428円	30,721円
	帯広稲田	509円	17,956円
	西帯広	299円	27,536円
	白樺通り	460円	40,373円
	帯広東	263円	34,424円
	北海道北見	353円	20,340円
	岩見沢	244円	28,946円
	網走	234円	22,149円
	留萌	72円	19,675円
	苫小牧	451円	22,490円
	苫小牧東	221円	24,463円
苫小牧西	322円	26,475円	
勇払	200円	37,028円	
稚内	233円	23,894円	
稚内南	212円	39,159円	
美唄	239円	19,336円	
芦別	124円	13,307円	
江別	565円	20,748円	
札幌大麻	229円	19,622円	
紋別	132円	26,764円	
士別	117円	26,664円	
名寄	189円	24,429円	
根室	185円	28,568円	
千歳	180円	28,389円	

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,380円	35,021円
	札幌南	857円	40,737円
	札幌1外	3,907円	74,607円
	大通り2丁目	3,897円	52,446円
	新琴似	754円	30,532円
	篠路	557円	23,574円
	札幌東	669円	128,889円
	丘珠	760円	25,640円
	東苗穂	58円	37,499円
	札幌白石	1,007円	30,887円
	札幌北郷	485円	30,998円
	札幌豊平	944円	30,269円
	札幌月寒	1,224円	38,059円
	清田	480円	30,677円
	真駒内	1,229円	55,012円
	発寒	971円	20,772円
	厚別	545円	32,950円
	もみじ台	666円	23,198円
	手稲	508円	18,180円
	函館	345円	35,707円
	函館松陰	792円	42,055円
	函館北	527円	26,660円
	桔梗	144円	20,998円
	函館千歳	580円	41,954円
	小樽2	339円	20,056円
	旭川	307円	41,846円
	旭川東光	354円	25,006円
	春光	333円	15,468円
	東鷹栖	223円	24,220円
	永山	281円	20,860円
	東旭川	228円	17,235円
	旭川市外	244円	28,991円
	旭川神楽	247円	18,451円
	室蘭	232円	22,291円
	新室西	318円	75,101円
	釧路	365円	31,904円
	釧路鳥取	253円	24,273円
	釧路南	128円	19,357円
	釧路武佐	171円	26,806円
	愛国	394円	27,662円
	帯広稲田	328円	32,651円
	西帯広	271円	20,758円
	白樺通り	427円	37,150円
	帯広東	240円	29,089円
	北海道北見	317円	17,662円
	岩見沢	227円	27,107円
	網走	194円	20,568円
	留萌	99円	18,134円
	苫小牧	380円	20,310円
	苫小牧東	194円	82,030円
苫小牧西	300円	24,311円	
勇払	172円	31,175円	
稚内	223円	22,200円	
稚内南	194円	35,276円	
美唄	234円	18,272円	
芦別	118円	13,261円	
江別	505円	19,008円	
札幌大麻	209円	18,135円	
紋別	98円	25,815円	
士別	103円	24,659円	
名寄	177円	22,472円	
根室	175円	25,012円	
千歳	160円	27,030円	

泉沢	371円	44,272円
滝川	153円	19,363円
砂川	241円	18,721円
石狩深川	515円	28,857円
富良野	239円	37,707円
恵庭	301円	26,189円
島松	288円	22,106円
北海道伊達	496円	14,449円
石狩広島	372円	15,011円
輪厚	1,041円	27,188円
石狩	77円	36,100円
当別	159円	18,412円
倶知安	259円	29,785円
岩内	305円	26,917円
余市	217円	22,646円
北海道栗山	190円	16,003円
門別富川	195円	28,369円
静内	198円	27,691円
浦河	282円	19,626円
木野	404円	29,883円
士幌	62円	21,456円
鹿追	67円	28,467円
新得	133円	26,391円
大樹	141円	57,899円
本別	307円	18,437円
足寄	172円	34,698円
釧路白糠	159円	49,169円
中標津	244円	34,821円
根室標津	95円	38,977円
札幌石山	534円	25,334円
川沿	689円	20,581円
東相の内	231円	55,485円
遠軽	244円	22,966円
幕別	167円	29,657円
南幌	119円	48,119円
簾舞	146円	51,673円
虻田	213円	38,455円
錦岡	675円	39,160円
美幌	235円	19,326円
岩見沢幌向	85円	43,442円
湯の川	502円	21,941円
神楽岡	357円	22,494円
本輪西	385円	19,542円
白鳥台	268円	21,713円
七重浜	470円	18,999円
上磯	357円	57,277円
函館大野	250円	55,117円
森	303円	25,619円
北海道八雲	297円	36,132円
苫小牧萩野	159円	26,417円
知内	400円	47,530円
長万部	186円	25,760円
旭川東川	390円	27,371円
音更	222円	92,917円
蘭越	282円	28,992円
鷹栖	176円	57,351円
桜ヶ岡	165円	16,684円
木古内	207円	24,646円
今金	203円	22,231円
白老	(略)	31,823円
赤平	113円	17,777円
東神楽	133円	51,102円
美瑛	185円	23,485円
奈井江	139円	28,124円
上富良野	160円	50,489円
十勝池田	141円	18,527円
大楽毛	138円	26,627円
浦幌	110円	75,632円
西の里	1,442円	20,497円

泉沢	305円	40,716円
滝川	139円	17,979円
砂川	214円	17,678円
石狩深川	430円	26,740円
富良野	238円	34,100円
恵庭	280円	24,446円
島松	278円	20,440円
北海道伊達	468円	13,181円
石狩広島	330円	13,795円
輪厚	1,005円	25,007円
石狩	62円	33,027円
当別	137円	17,095円
倶知安	246円	27,694円
岩内	234円	24,936円
余市	184円	20,604円
北海道栗山	176円	15,168円
門別富川	168円	26,225円
静内	157円	25,806円
浦河	257円	18,067円
木野	366円	27,717円
士幌	58円	19,584円
鹿追	61円	26,163円
新得	121円	21,646円
大樹	125円	54,583円
本別	274円	29,228円
足寄	155円	23,734円
釧路白糠	137円	44,210円
中標津	198円	32,659円
根室標津	73円	37,251円
札幌石山	517円	23,475円
川沿	661円	18,942円
東相の内	199円	52,976円
遠軽	226円	21,321円
幕別	154円	25,341円
南幌	91円	36,082円
簾舞	123円	48,873円
虻田	197円	23,404円
錦岡	607円	36,403円
美幌	209円	18,052円
岩見沢幌向	68円	40,153円
湯の川	420円	20,066円
神楽岡	334円	20,744円
本輪西	368円	18,292円
白鳥台	242円	20,056円
七重浜	402円	17,540円
上磯	317円	52,840円
函館大野	228円	57,709円
森	271円	23,653円
北海道八雲	282円	33,440円
苫小牧萩野	138円	22,086円
知内	374円	43,873円
長万部	147円	23,860円
旭川東川	377円	23,225円
音更	216円	73,518円
蘭越	235円	26,536円
鷹栖	167円	32,861円
桜ヶ岡	157円	15,830円
木古内	200円	26,552円
今金	179円	20,526円
白老	(略)	29,156円
赤平	103円	16,409円
東神楽	121円	44,451円
美瑛	176円	21,742円
奈井江	130円	25,700円
上富良野	148円	47,406円
十勝池田	118円	17,157円
大楽毛	132円	24,516円
浦幌	97円	54,926円
西の里	1,312円	19,281円

石狩高岡	57円	25,061円
江差	176円	33,617円
旭岡	282円	53,574円
銭亀	82円	57,108円
羽幌	143円	24,760円
厚岸	143円	32,481円
北海道松前	806円	27,090円
鷗川	141円	23,441円
十勝清水	127円	22,400円
歌志内	44円	60,945円
花畔	206円	27,056円
松前福島	119円	25,249円
上の国	278円	46,187円
北檜山	189円	54,319円
古平	113円	50,013円
上砂川	113円	59,659円
上川	69円	21,851円
中富良野	222円	32,646円
増毛	120円	39,365円
早来	143円	25,445円
新冠	386円	23,689円
庶路	91円	26,825円
稀府	194円	25,157円
茂辺地	277円	32,458円
上士幌	478円	22,828円
定山溪	210円	20,100円
ニセコ	253円	37,544円
音別	141円	36,268円
空知太	208円	28,352円
喜茂別	108円	62,398円
京極	303円	40,594円
比布	262円	34,125円
伊達豊浦	378円	28,791円
絵鞆	329円	27,947円
登別	277円	30,823円
遠矢	203円	42,890円
女満別	281円	34,302円
熊石	194円	17,543円
瀬棚	204円	31,967円
中湧別	151円	16,864円
興部	97円	31,730円
えりも	361円	22,035円
西神楽	223円	63,917円
山部	173円	40,180円
大沼	250円	39,996円
江差乙部	321円	55,162円
久遠	148円	24,886円
仁木	390円	32,022円
妹背牛	280円	45,154円
深川沼田	282円	40,455円
幾寅	150円	41,149円
遠別	235円	32,202円
津別	282円	41,473円
小清水	270円	31,510円
訓子府	230円	43,495円
佐呂間	194円	33,903円
常呂	273円	25,445円
滝上	130円	20,683円
雄武	108円	26,813円
早来追分	304円	43,661円
平取	145円	47,401円
厚賀	211円	26,006円
あいの里	432円	144,805円
弟子屈	217円	37,289円
茶志内	123円	68,290円
日高町	150円	32,882円
稚内豊富	367円	22,682円
留辺蘂	221円	21,781円
朝里	389円	37,172円

石狩高岡	44円	54,666円
江差	151円	31,146円
旭岡	215円	50,206円
銭亀	72円	52,709円
羽幌	130円	22,995円
厚岸	134円	30,879円
北海道松前	800円	25,247円
鷗川	132円	20,858円
十勝清水	116円	29,876円
歌志内	39円	48,863円
花畔	194円	22,752円
松前福島	115円	23,265円
上の国	262円	42,887円
北檜山	185円	36,317円
古平	103円	46,792円
上砂川	101円	40,705円
上川	63円	20,106円
中富良野	197円	29,959円
増毛	107円	36,453円
早来	133円	23,873円
新冠	365円	21,984円
庶路	83円	24,752円
稀府	182円	23,142円
茂辺地	241円	29,800円
上士幌	410円	32,350円
定山溪	187円	19,609円
ニセコ	239円	59,710円
音別	135円	25,255円
空知太	175円	26,008円
喜茂別	100円	43,623円
京極	288円	37,219円
比布	243円	31,572円
伊達豊浦	346円	26,512円
絵鞆	271円	25,781円
登別	251円	29,146円
遠矢	181円	29,768円
女満別	258円	31,561円
熊石	183円	16,209円
瀬棚	192円	29,457円
中湧別	142円	16,116円
興部	83円	29,284円
えりも	347円	20,938円
西神楽	191円	41,697円
山部	156円	36,420円
大沼	238円	37,158円
江差乙部	307円	34,043円
久遠	136円	23,259円
仁木	372円	29,397円
妹背牛	245円	41,915円
深川沼田	266円	37,228円
幾寅	135円	35,522円
遠別	223円	29,889円
津別	257円	26,648円
小清水	249円	28,976円
訓子府	219円	41,383円
佐呂間	186円	31,127円
常呂	218円	23,429円
滝上	113円	19,036円
雄武	94円	24,687円
早来追分	284円	41,549円
平取	133円	31,294円
厚賀	196円	23,850円
あいの里	366円	134,541円
弟子屈	185円	33,968円
茶志内	99円	63,079円
日高町	137円	30,069円
稚内豊富	339円	61,990円
留辺蘂	170円	20,126円
朝里	338円	34,321円

銭函	540円	40,597円
オタモイ	198円	35,450円
岩見沢三笠	80円	20,839円
江部乙	66円	54,079円
音江	94円	25,282円
鷹別	306円	35,760円
登別東	234円	26,934円
七飯	320円	47,172円
南茅部	209円	13,184円
由仁	187円	62,976円
栗山長沼	166円	20,100円
新十津川	175円	54,247円
当麻	272円	30,936円
美深	50円	25,781円
北見枝幸	256円	28,533円
端野	564円	22,146円
虎杖浜	172円	72,142円
芽室	283円	41,544円
札内	331円	47,053円
阿寒	307円	25,685円
岩内前田	225円	85,244円
卯原内	152円	82,805円
生田原	95円	66,161円
登別温泉	199円	43,088円
夕張	249円	15,419円
花咲	126円	62,602円
有珠	139円	62,489円
栗沢	142円	56,011円
風連	134円	24,390円
広尾	79円	19,443円
霧多布	298円	64,423円
蘭島	146円	41,742円
月形	267円	54,846円
斜里	212円	25,360円
別海	285円	28,215円
和寒		
青森		
松森	673円	24,210円
沖館	561円	28,131円
青森荒川	507円	21,505円
野内	369円	27,284円
青森新城	203円	27,218円
四ツ石	286円	27,270円
東野内	303円	41,353円
弘前	364円	25,568円
弘前南	692円	15,141円
弘前城東	431円	34,491円
青森八戸	1,021円	43,631円
八戸高館	744円	15,255円
八戸港	465円	25,652円
是川	348円	19,247円
新尻内	674円	34,510円
八戸NW3棟	791円	35,067円
黒石	466円	17,946円
五所川原	343円	24,061円
十和田	347円	26,349円
八戸三沢	386円	28,668円
むつ	149円	23,402円
青森大湊	37円	13,379円
青森小湊	229円	37,468円
蟹田	118円	25,076円
鱒ヶ沢	467円	25,303円
浪岡	148円	17,510円
野辺地	271円	21,036円
七戸	142円	29,190円
六ヶ所	312円	85,507円
三戸	283円	14,585円
八戸階上	146円	28,737円
八戸大館	1,625円	32,634円
百石	296円	40,148円

銭函	230円	37,178円
オタモイ	170円	26,192円
岩見沢三笠	67円	20,408円
江部乙	60円	50,403円
音江	80円	23,172円
鷹別	287円	33,016円
登別東	212円	24,449円
七飯	317円	43,192円
南茅部	188円	11,414円
由仁	173円	43,791円
栗山長沼	157円	18,885円
新十津川	160円	36,698円
当麻	253円	28,517円
美深	44円	23,855円
北見枝幸	246円	26,624円
端野	519円	20,474円
虎杖浜	141円	56,637円
芽室	211円	34,207円
札内	297円	44,389円
阿寒	269円	23,641円
岩内前田	206円	78,547円
卯原内	128円	76,259円
生田原	81円	60,971円
登別温泉	167円	29,983円
夕張	198円	14,209円
花咲	103円	57,735円
有珠	125円	59,305円
栗沢	117円	53,456円
風連	122円	54,551円
広尾	78円	18,333円
霧多布	264円	69,428円
蘭島	112円	35,297円
月形	190円	46,254円
斜里	175円	22,062円
別海	231円	23,241円
和寒	223円	36,542円
青森		
松森	550円	23,936円
沖館	476円	24,746円
青森荒川	425円	19,571円
野内	302円	27,087円
青森新城	175円	24,980円
四ツ石	425円	26,072円
東野内	256円	38,214円
弘前	317円	22,407円
弘前南	590円	14,140円
弘前城東	359円	31,016円
青森八戸	947円	40,908円
八戸高館	623円	14,205円
八戸港	385円	23,321円
是川	298円	17,797円
新尻内	557円	31,816円
八戸NW3棟	697円	31,171円
黒石	401円	16,422円
五所川原	319円	30,732円
十和田	278円	24,397円
八戸三沢	359円	27,120円
むつ	126円	24,110円
青森大湊	33円	12,687円
青森小湊	195円	36,502円
蟹田	105円	47,882円
鱒ヶ沢	387円	23,434円
浪岡	137円	16,960円
野辺地	231円	19,787円
七戸	134円	22,113円
六ヶ所	255円	79,242円
三戸	225円	13,071円
八戸階上	125円	26,133円
八戸大館	1,387円	29,655円
百石	256円	31,630円

八戸下田	159円	40,381円
青森大畑	170円	49,322円
木造	160円	20,136円
大浦	237円	88,881円
弘前藤崎	251円	24,881円
大鱈	189円	16,669円
板柳	223円	25,447円
金木	659円	24,736円
六戸	307円	41,542円
上北	159円	27,584円
五戸	159円	19,799円
今別	1,155円	30,955円
陸奥常盤	321円	62,041円
上市川	58円	24,279円
陸奥横浜	356円	24,613円
深浦	568円	41,261円
弘前森田	135円	25,350円
田舎館	162円	32,300円
乙供	183円	97,687円
天間林	102円	41,377円
田子	694円	35,337円
福地	428円	24,779円
北金ヶ沢	585円	46,005円
弘前新和	138円	33,729円
高杉	103円	46,890円
奥内	156円	19,555円
新平賀	345円	102,894円
八戸南郷	409円	23,368円
長橋	68円	38,332円
四和	132円	59,684円
陸奥蓬田	351円	56,987円
弘前柏	328円	40,225円
車力	241円	40,516円
小阿弥	116円	56,752円
弘前中里	234円	40,255円
市浦	184円	37,089円
青森白糠	252円	49,632円
上名久井	365円	37,201円
諏訪平	584円	33,869円
倉石	207円	33,743円
青森新郷	216円	32,860円
尾上	366円	43,913円
小泊	341円	41,243円
青森大間	389円	38,324円
近川駅前	112円	35,152円
千歳平	99円	44,016円
弘前石川	518円	28,845円
弘前鶴田	293円	33,691円
弘前梅沢	82円	34,259円
稲垣	223円	54,428円
名川	307円	36,342円
青森	317円	51,194円
浅虫	332円	32,607円
温湯	134円	30,713円
浜三沢	94円	18,478円
織笠	113円	42,101円
国吉	336円	43,539円
弘前相馬	455円	38,285円
目屋	173円	39,250円
陸奥川内		
佐井		
岩手		
盛岡2	744円	40,865円
盛岡仙北	2,166円	17,787円
盛岡上田	482円	43,197円
青山第二	604円	47,039円
盛岡飯岡	685円	18,838円
宮古2	595円	58,221円
大船渡	337円	34,308円
岩手水沢	401円	30,296円

八戸下田	138円	36,868円
青森大畑	139円	83,691円
木造	147円	18,471円
大浦	197円	83,675円
弘前藤崎	210円	25,525円
大鱈	169円	32,839円
板柳	183円	15,590円
金木	522円	16,133円
六戸	258円	38,993円
上北	133円	25,229円
五戸	144円	18,228円
今別	1,048円	28,116円
陸奥常盤	270円	58,690円
上市川	51円	21,702円
陸奥横浜	296円	22,947円
深浦	448円	46,617円
弘前森田	114円	23,998円
田舎館	128円	76,266円
乙供	147円	91,654円
天間林	85円	38,148円
田子	531円	32,438円
福地	363円	22,040円
北金ヶ沢	471円	42,259円
弘前新和	111円	32,313円
高杉	84円	42,792円
奥内	129円	20,199円
新平賀	287円	96,395円
八戸南郷	332円	23,791円
長橋	47円	35,237円
四和	103円	58,830円
陸奥蓬田	273円	39,817円
弘前柏	301円	36,848円
車力	187円	37,295円
小阿弥	92円	43,187円
弘前中里	192円	36,725円
市浦	149円	34,072円
青森白糠	222円	45,619円
上名久井	307円	26,375円
諏訪平	487円	31,110円
倉石	177円	23,332円
青森新郷	187円	22,638円
尾上	305円	42,629円
小泊	287円	80,099円
青森大間	342円	35,133円
近川駅前	88円	26,400円
千歳平	82円	33,241円
弘前石川	426円	26,232円
弘前鶴田	242円	30,641円
弘前梅沢	65円	31,293円
稲垣	175円	48,459円
名川	260円	33,084円
青森	516円	50,428円
浅虫	269円	74,897円
温湯	108円	29,749円
浜三沢	81円	19,077円
織笠	96円	29,700円
国吉	271円	39,985円
弘前相馬	369円	36,305円
目屋	139円	56,180円
陸奥川内	522円	43,987円
佐井	227円	33,463円
岩手		
盛岡2	749円	37,030円
盛岡仙北	2,053円	31,334円
盛岡上田	397円	48,269円
青山第二	466円	43,077円
盛岡飯岡	557円	38,178円
宮古2	535円	57,167円
大船渡	236円	106,708円
岩手水沢	343円	27,436円

花巻	476円	37,322円
新宮野目	644円	35,352円
北上	277円	28,398円
相去	529円	28,327円
久慈	384円	21,551円
遠野	338円	32,293円
一関	374円	28,297円
陸前高田	280円	17,746円
釜石	277円	72,544円
釜石上中島	513円	23,726円
江刺	228円	35,531円
二戸	346円	17,990円
新西根	264円	37,612円
千厩	388円	22,001円
宮古大野	347円	18,249円
盛岡太田	334円	28,915円
滝沢	347円	47,539円
藤根	236円	21,386円
赤荻	770円	35,444円
紫波	467円	46,231円
矢巾	711円	50,861円
広瀬	132円	18,922円
盛岡乙部	237円	41,763円
江釣子	205円	35,017円
雫石	255円	28,556円
岩手	482円	21,865円
石鳥谷	218円	15,014円
水沢西根	353円	30,244円
新平泉	354円	84,662円
岩泉	458円	22,490円
小鳥谷	477円	107,165円
摺沢	403円	24,969円
岩手川崎	307円	47,982円
水沢東山	226円	47,222円
津軽石	264円	139,602円
萩荘	448円	20,283円
花巻温泉	286円	21,999円
宮古山田	358円	100,886円
鶴住居	127円	164,626円
種市	592円	56,553円
釜石広田	228円	23,111円
金田一	431円	21,852円
渋民	365円	25,318円
好摩	663円	70,392円
水沢小山	334円	75,817円
胆沢	100円	16,870円
軽米	958円	27,334円
豊間根	412円	11,638円
住田	327円	18,181円
細浦	72円	154,814円
田老	141円	174,201円
岩手上郷	363円	22,979円
釜石平田	316円	39,567円
六原	155円	33,176円
三陸	353円	196,227円
綾里	409円	19,413円
宮古小川	235円	53,965円
普代	491円	22,930円
宮古八木	387円	28,789円
湯口	233円	87,324円
和賀	181円	45,361円
滝沢駅前	381円	38,896円
大槌	331円	130,617円
一戸	324円	13,523円
伊手	174円	80,537円
上平沢	196円	39,878円
盛岡東和	217円	21,876円
九戸	430円	25,071円
唐丹	599円	8,950円

花巻	322円	35,417円
新宮野目	537円	34,094円
北上	231円	26,165円
相去	419円	29,332円
久慈	323円	30,063円
遠野	300円	30,224円
一関	349円	23,991円
陸前高田	387円	18,142円
釜石	316円	73,948円
釜石上中島	468円	23,748円
江刺	193円	49,793円
二戸	313円	24,412円
新西根	232円	45,179円
千厩	338円	22,032円
宮古大野	320円	17,145円
盛岡太田	257円	36,496円
滝沢	306円	47,730円
藤根	207円	29,035円
赤荻	677円	35,229円
紫波	456円	68,710円
矢巾	682円	39,399円
広瀬	110円	19,140円
盛岡乙部	207円	40,474円
江釣子	182円	32,250円
雫石	235円	25,626円
岩手	384円	20,479円
石鳥谷	192円	14,258円
水沢西根	313円	32,391円
新平泉	302円	91,720円
岩泉	432円	23,915円
小鳥谷	406円	70,269円
摺沢	334円	23,216円
岩手川崎	254円	44,279円
水沢東山	204円	70,893円
津軽石	197円	139,640円
萩荘	389円	20,432円
花巻温泉	238円	19,734円
宮古山田	260円	106,393円
鶴住居	69円	168,343円
種市	517円	55,327円
釜石広田	211円	60,441円
金田一	359円	45,041円
渋民	311円	22,082円
好摩	589円	42,076円
水沢小山	282円	39,501円
胆沢	73円	15,745円
軽米	832円	54,364円
豊間根	377円	11,845円
住田	302円	13,705円
細浦	216円	150,390円
田老	27円	156,915円
岩手上郷	284円	22,044円
釜石平田	301円	36,314円
六原	136円	22,488円
三陸	254円	186,490円
綾里	348円	18,819円
宮古小川	197円	50,132円
普代	412円	23,071円
宮古八木	343円	23,048円
湯口	195円	57,745円
和賀	161円	40,584円
滝沢駅前	316円	50,986円
大槌	231円	109,841円
一戸	268円	34,048円
伊手	147円	50,932円
上平沢	168円	31,681円
盛岡東和	198円	29,125円
九戸	354円	23,058円
唐丹	530円	9,899円

	小本	195円	30,750円
	姉体	108円	34,728円
	二子	184円	27,089円
	水沢飯豊	128円	44,687円
	盛岡西山	136円	70,929円
	葛巻	490円	40,911円
	平館	198円	52,723円
	東八幡平	354円	45,635円
	大迫	387円	26,422円
	金ヶ崎	301円	19,890円
	前沢	338円	25,100円
	衣川	266円	16,845円
	花泉	765円	28,431円
	宮守	501円	64,830円
	安代	457円	57,803円
	田山	285円	45,809円
	湯田	164円	35,836円
	室根	242円	21,578円
	宮古新里	365円	24,841円
	浄法寺	651円	59,233円
	岩手大東	282円	15,452円
	水沢藤沢	387円	35,046円
	田野畑	267円	66,995円
	宮古川井		
宮城	仙台青葉通	1,835円	37,453円
	仙台長町	1,422円	44,184円
	台原	524円	27,102円
	愛子	585円	53,428円
	岩切	564円	24,340円
	仙台大砂	1,021円	22,288円
	鶴ヶ谷	536円	82,678円
	苦竹料金	916円	43,065円
	榴ヶ岡	849円	48,165円
	南小泉	1,074円	11,101円
	荒井	854円	31,053円
	仙台中田	653円	22,065円
	西多賀	568円	16,429円
	仙台泉	1,312円	50,766円
	野村	784円	28,339円
	泉ヶ岳	149円	79,834円
	門脇	223円	61,788円
	塩釜	287円	21,938円
	古川	351円	21,651円
	気仙沼	218円	22,231円
	仙南白石	249円	34,835円
	名取	495円	24,040円
	岩沼桜	573円	24,413円
	仙南	278円	35,114円
	村田	309円	21,619円
	仙南船岡	829円	94,265円
	利府	644円	81,699円
	富谷	350円	36,609円
	明石交換所	535円	90,298円
	築館源光	331円	32,462円
	迫	222円	39,388円
	宮城河北	201円	21,001円
	矢本	801円	56,027円
	八木山	1,922円	28,196円
	多賀城	929円	42,264円
	仙台松島	193円	35,464円
	七ヶ浜	339円	292,529円
	栗駒	240円	15,466円
	折立	332円	35,571円
	三本木	271円	66,644円
	仙台中山	1,108円	30,183円
	大衡	257円	43,033円
	中新田	308円	22,437円
	亘理	388円	56,114円
	石越	230円	19,099円

	小本	161円	29,992円
	姉体	98円	31,988円
	二子	157円	27,531円
	水沢飯豊	108円	41,009円
	盛岡西山	114円	65,301円
	葛巻	376円	80,712円
	平館	176円	48,778円
	東八幡平	301円	39,991円
	大迫	334円	24,302円
	金ヶ崎	285円	31,923円
	前沢	310円	31,789円
	衣川	240円	15,757円
	花泉	638円	26,134円
	宮守	443円	41,114円
	安代	389円	53,274円
	田山	243円	42,009円
	湯田	134円	33,103円
	室根	192円	19,417円
	宮古新里	321円	24,610円
	浄法寺	554円	50,056円
	岩手大東	265円	14,251円
	水沢藤沢	335円	49,206円
	田野畑	234円	40,672円
	宮古川井	269円	38,808円
宮城	仙台青葉通	2,890円	45,585円
	仙台長町	1,207円	43,730円
	台原	506円	35,596円
	愛子	597円	39,721円
	岩切	571円	40,866円
	仙台大砂	1,127円	20,685円
	鶴ヶ谷	526円	79,853円
	苦竹料金	767円	41,479円
	榴ヶ岡	908円	44,070円
	南小泉	1,219円	9,808円
	荒井	822円	28,696円
	仙台中田	630円	20,390円
	西多賀	537円	15,139円
	仙台泉	1,168円	47,801円
	野村	685円	31,423円
	泉ヶ岳	127円	74,661円
	門脇	174円	58,721円
	塩釜	288円	19,386円
	古川	358円	21,577円
	気仙沼	190円	24,701円
	仙南白石	204円	34,343円
	名取	501円	21,899円
	岩沼桜	583円	22,533円
	仙南	250円	36,608円
	村田	289円	56,977円
	仙南船岡	725円	98,901円
	利府	679円	77,324円
	富谷	312円	66,788円
	明石交換所	444円	84,616円
	築館源光	292円	29,419円
	迫	214円	41,581円
	宮城河北	183円	19,846円
	矢本	711円	51,943円
	八木山	2,215円	26,036円
	多賀城	879円	39,011円
	仙台松島	195円	33,210円
	七ヶ浜	248円	280,211円
	栗駒	220円	13,725円
	折立	368円	33,651円
	三本木	242円	53,687円
	仙台中山	1,065円	28,394円
	大衡	225円	40,731円
	中新田	268円	49,769円
	亘理	440円	42,644円
	石越	200円	17,877円

	歌津	590円	222,867円
	角田	217円	34,360円
	鹿島台	334円	27,386円
	生出	232円	18,262円
	仙台今泉	532円	48,832円
	仙南槻木	459円	36,799円
	第2高館	296円	98,345円
	古川中田	337円	18,790円
	古川南郷	223円	31,452円
	若柳	211円	22,093円
	渡波	375円	105,594円
	西古川	252円	41,955円
	石巻階上	341円	33,695円
	関上	164円	12,849円
	丸森	299円	24,842円
	坂元	120円	48,774円
	山下	336円	30,875円
	大郷	160円	22,309円
	古川小野田	358円	20,647円
	古川松山	445円	44,555円
	岩出山	240円	22,319円
	涌谷	227円	35,610円
	箕岳	206円	23,302円
	田尻	554円	16,979円
	小牛田	379円	29,999円
	北浦駅前	126円	29,299円
	寺崎	235円	18,538円
	女川	154円	365,036円
	志津川	508円	100,409円
	本吉	507円	31,230円
	唐桑	431円	417,982円
	荒谷	358円	27,447円
	芋沢	217円	66,054円
	円田	169円	38,317円
	色麻	277円	30,466円
	古川鳴子	253円	26,423円
	一迫	496円	19,819円
	登米	249円	50,869円
	古川南方	426円	32,433円
	広淵	224円	23,511円
	野蒜	83円	48,924円
	遠刈田	219円	22,749円
	高清水	598円	15,778円
	金成	174円	38,721円
	仙南北郷	152円	38,292円
	古川宮崎	368円	16,459円
	瀬峰	543円	17,815円
	鶯沢	107円	21,246円
	米谷	150円	69,118円
	宮城河南	389円	20,030円
	鳴瀬	240円	49,292円
	作並	168円	29,125円
	仙南川崎	286円	17,044円
	仙南大内	256円	20,934円
	牡鹿	240円	352,165円
	石巻津山	142円	36,774円
	古川新田	236円	22,039円
	古川米山	335円	14,245円
	石巻雄勝	93円	381,589円
	石巻大島	248円	30,001円
秋田	新棟秋田	389円	50,165円
	秋田大町	122円	34,278円
	土崎	308円	21,901円
	秋田仁井田	421円	29,973円
	能代	72円	15,874円
	東能代	258円	28,277円
	横手	205円	31,987円
	秋田大館	302円	25,084円
	十二所	83円	29,106円

	歌津	455円	187,628円
	角田	196円	63,399円
	鹿島台	300円	22,217円
	生出	208円	15,746円
	仙台今泉	514円	45,556円
	仙南槻木	418円	33,433円
	第2高館	278円	91,092円
	古川中田	303円	16,561円
	古川南郷	206円	30,127円
	若柳	198円	48,862円
	渡波	283円	114,365円
	西古川	224円	96,316円
	石巻階上	321円	31,226円
	関上	103円	11,755円
	丸森	262円	64,527円
	坂元	155円	46,105円
	山下	305円	35,221円
	大郷	148円	20,846円
	古川小野田	303円	19,173円
	古川松山	418円	37,399円
	岩出山	212円	21,297円
	涌谷	193円	46,504円
	箕岳	185円	22,950円
	田尻	490円	15,645円
	小牛田	332円	32,311円
	北浦駅前	120円	27,748円
	寺崎	225円	17,003円
	女川	182円	93,491円
	志津川	349円	93,736円
	本吉	483円	28,442円
	唐桑	299円	395,324円
	荒谷	308円	25,314円
	芋沢	178円	62,005円
	円田	146円	49,029円
	色麻	230円	45,708円
	古川鳴子	215円	46,434円
	一迫	435円	19,592円
	登米	237円	88,289円
	古川南方	369円	31,072円
	広淵	206円	22,829円
	野蒜	48円	44,102円
	遠刈田	183円	19,962円
	高清水	524円	14,422円
	金成	160円	35,702円
	仙南北郷	140円	34,532円
	古川宮崎	313円	16,563円
	瀬峰	461円	17,684円
	鶯沢	90円	18,402円
	米谷	129円	64,514円
	宮城河南	349円	17,069円
	鳴瀬	234円	49,687円
	作並	153円	25,969円
	仙南川崎	254円	32,664円
	仙南大内	216円	19,021円
	牡鹿	215円	362,104円
	石巻津山	126円	33,893円
	古川新田	201円	20,741円
	古川米山	290円	12,426円
	石巻雄勝	57円	363,459円
	石巻大島	232円	27,463円
秋田	新棟秋田	362円	46,566円
	秋田大町	113円	32,437円
	土崎	283円	20,962円
	秋田仁井田	371円	27,996円
	能代	59円	14,621円
	東能代	237円	25,429円
	横手	191円	28,906円
	秋田大館	263円	22,097円
	十二所	71円	26,940円

秋田本荘	219円	30,700円
男鹿	155円	22,147円
秋田湯沢	85円	23,317円
大曲	226円	38,148円
鹿角	205円	19,595円
大館鷹巣	101円	21,805円
五城目	279円	30,116円
秋田追分	288円	28,764円
天王	382円	30,214円
秋田大湯	386円	47,749円
仁賀保	230円	34,729円
象潟	339円	22,818円
横手神岡	147円	40,174円
角館	237円	30,929円
西馬音内	473円	23,315円
東成瀬	156円	61,832円
外旭川	373円	31,205円
釈迦内	131円	32,881円
太平	173円	54,198円
下浜	109円	33,099円
角間川	190円	75,568円
内小友	138円	88,323円
比内	327円	18,161円
合川	47円	25,958円
八郎潟	275円	32,281円
横手六郷	197円	26,324円
森岳	502円	52,890円
由利	170円	28,349円
稲川	479円	39,452円
横手雄勝	508円	40,476円
八竜	357円	20,382円
琴丘	159円	21,257円
刈和野	219円	51,671円
中仙	269円	33,763円
小坂	238円	30,357円
東由利	237円	30,586円
秋田太田	268円	43,239円
千畑	174円	37,696円
秋田井川	469円	39,071円
飯田川	257円	16,742円
若美	239円	32,047円
二ツ井	240円	32,108円
花岡	114円	29,839円
雄和	258円	49,023円
上小阿仁	223円	45,175円
八森	227円	29,732円
沢目	100円	51,285円
田沢湖	251円	41,696円
米内沢	208円	30,647円
秋田船越	230円	33,897円
秋田河辺	309円	19,422円
矢島	218円	11,226円
秋田北浦	115円	45,696円
金浦	463円	29,652円
八幡平	178円	41,399円
阿仁	222円	42,357円
横手神代	329円	62,923円
秋田脇本	74円	44,242円
由利院内	548円	49,972円
平鹿	149円	20,432円
雄物川	328円	28,930円
西目	488円	27,055円
増田	203円	46,471円
横手大森	404円	73,363円
秋田大内	329円	31,341円
秋田鳥海	211円	46,282円
西明寺	360円	47,125円
横手山内	477円	43,501円
須川	119円	47,244円

秋田本荘	201円	28,224円
男鹿	121円	20,927円
秋田湯沢	46円	28,849円
大曲	176円	42,463円
鹿角	187円	18,186円
大館鷹巣	105円	20,976円
五城目	229円	30,885円
秋田追分	211円	25,484円
天王	306円	26,896円
秋田大湯	374円	43,138円
仁賀保	197円	30,576円
象潟	284円	20,543円
横手神岡	132円	32,896円
角館	214円	30,737円
西馬音内	394円	21,318円
東成瀬	138円	57,963円
外旭川	309円	28,622円
釈迦内	114円	32,189円
太平	143円	49,808円
下浜	91円	27,375円
角間川	170円	70,771円
内小友	121円	66,371円
比内	292円	16,718円
合川	43円	56,193円
八郎潟	239円	28,700円
横手六郷	163円	24,291円
森岳	242円	40,273円
由利	149円	27,382円
稲川	401円	36,448円
横手雄勝	421円	37,173円
八竜	188円	18,705円
琴丘	152円	19,615円
刈和野	196円	42,357円
中仙	230円	31,276円
小坂	208円	28,086円
東由利	196円	27,094円
秋田太田	232円	40,063円
千畑	156円	34,789円
秋田井川	407円	34,795円
飯田川	148円	16,652円
若美	206円	28,423円
二ツ井	195円	31,354円
花岡	98円	27,549円
雄和	218円	44,728円
上小阿仁	203円	35,428円
八森	190円	25,940円
沢目	116円	48,832円
田沢湖	206円	38,818円
米内沢	190円	29,249円
秋田船越	196円	30,279円
秋田河辺	281円	17,264円
矢島	190円	10,367円
秋田北浦	96円	41,121円
金浦	385円	26,326円
八幡平	152円	38,285円
阿仁	189円	32,680円
横手神代	278円	53,066円
秋田脇本	62円	39,605円
由利院内	449円	44,716円
平鹿	118円	18,714円
雄物川	274円	26,634円
西目	429円	24,000円
増田	178円	42,802円
横手大森	335円	46,887円
秋田大内	299円	38,505円
秋田鳥海	177円	35,763円
西明寺	303円	43,481円
横手山内	390円	40,242円
須川	100円	37,478円

	横手十文字	308円	17,180円
	横手金沢	263円	45,649円
	大館大湯	139円	24,192円
	十和田南	180円	34,284円
	早口	252円	27,456円
	秋田道川	237円	32,388円
	秋田協和	330円	57,722円
	横手仙北	261円	27,673円
	後三年	291円	59,795円
	五里合	147円	42,380円
	藤里	203円	85,258円
	大雄	345円	46,059円
	外小友	228円	50,060円
山形	山形	469円	37,119円
	山形金井	508円	24,224円
	山形十文字	288円	26,330円
	今塚	1,087円	55,881円
	あかねヶ丘	788円	31,589円
	米沢	374円	33,117円
	米沢窪田	238円	27,834円
	八幡原	127円	46,602円
	鶴岡	354円	22,189円
	酒田2	393円	29,424円
	酒田緑ヶ丘	425円	32,210円
	酒田高砂	234円	30,834円
	新庄	484円	22,399円
	寒河江	450円	26,777円
	山形上山	317円	16,664円
	村山	217円	30,754円
	長井	160円	22,830円
	天童	383円	19,906円
	高橋	514円	17,038円
	神町	476円	24,909円
	東根	347円	18,069円
	尾花沢	377円	33,831円
	南陽	199円	17,715円
	河北	197円	28,292円
	山形朝日	285円	22,332円
	白鷹	212円	24,937円
	余目	151円	22,597円
	藤島	229円	65,654円
	酒田三川	207円	74,125円
	温海	541円	43,149円
	山形小国	247円	59,606円
	庄内朝日機械	190円	62,877円
	山形川西	270円	36,710円
	酒田水沢	153円	49,365円
	袖浦	160円	15,966円
	山形大江	421円	49,661円
	山辺	463円	15,451円
	山形中山	449円	27,340円
	南原	125円	34,993円
	宮内	242円	25,125円
	高島	345円	35,666円
	櫛引	167円	42,506円
	白岩	425円	23,385円
	山形西川	141円	46,642円
	糠野目	257円	47,488円
	米沢飯豊	248円	33,814円
	酒田羽黒	281円	96,489円
	本道寺	101円	131,025円
	山形平田	314円	33,190円
	酒田立川	298円	36,651円
	酒田松山	282円	42,237円
	酒田三瀬	119円	34,428円
	山形金山	44円	39,631円
	真室川	257円	41,181円
	中和田	251円	21,127円
	鼠ヶ関	193円	23,304円

	横手十文字	256円	15,826円
	横手金沢	216円	43,397円
	大館大湯	125円	22,129円
	十和田南	167円	31,624円
	早口	223円	27,321円
	秋田道川	207円	28,628円
	秋田協和	269円	52,382円
	横手仙北	221円	25,565円
	後三年	235円	48,418円
	五里合	123円	38,516円
	藤里	185円	74,721円
	大雄	288円	42,819円
	外小友	185円	42,541円
山形	山形	427円	35,979円
	山形金井	460円	21,760円
	山形十文字	255円	24,615円
	今塚	998円	37,127円
	あかねヶ丘	703円	41,343円
	米沢	329円	30,614円
	米沢窪田	219円	25,828円
	八幡原	101円	55,815円
	鶴岡	324円	19,947円
	酒田2	371円	28,499円
	酒田緑ヶ丘	379円	29,656円
	酒田高砂	188円	26,492円
	新庄	436円	25,724円
	寒河江	406円	51,217円
	山形上山	289円	14,351円
	村山	200円	33,778円
	長井	154円	22,513円
	天童	363円	40,615円
	高橋	453円	15,902円
	神町	433円	23,898円
	東根	315円	16,705円
	尾花沢	349円	31,160円
	南陽	186円	15,925円
	河北	181円	26,431円
	山形朝日	248円	20,749円
	白鷹	198円	22,977円
	余目	134円	15,891円
	藤島	212円	62,603円
	酒田三川	197円	42,379円
	温海	505円	40,165円
	山形小国	220円	43,695円
	庄内朝日機械	160円	58,631円
	山形川西	259円	33,953円
	酒田水沢	129円	45,438円
	袖浦	138円	14,335円
	山形大江	377円	45,759円
	山辺	422円	14,377円
	山形中山	353円	25,029円
	南原	110円	32,206円
	宮内	226円	22,589円
	高島	316円	35,955円
	櫛引	155円	39,812円
	白岩	375円	22,967円
	山形西川	135円	42,989円
	糠野目	260円	43,937円
	米沢飯豊	202円	34,525円
	酒田羽黒	248円	58,950円
	本道寺	85円	119,636円
	山形平田	289円	26,625円
	酒田立川	257円	37,157円
	酒田松山	256円	42,413円
	酒田三瀬	103円	32,003円
	山形金山	41円	36,675円
	真室川	239円	38,030円
	中和田	210円	19,828円
	鼠ヶ関	157円	23,068円

	蔵王	201円	56,814円
	酒田大山	315円	19,837円
	湯野浜	382円	103,028円
	本楯	177円	44,124円
	泉田	136円	48,066円
	村山大久保	321円	48,654円
	山形白鳥	337円	57,502円
	山形東郷	205円	85,004円
	福原	157円	57,677円
	大石田	200円	55,628円
	鮭川	198円	43,158円
	古口	193円	54,355円
	遊佐	296円	26,559円
	吹浦	89円	49,041円
	酒田八幡	35円	42,730円
	舟形	259円	38,482円
	須田板	239円	48,269円
	山形玉野	133円	49,523円
	清水	151円	58,704円
福島	福島	371円	57,904円
	福島清水	606円	31,480円
	福島佐倉	395円	23,321円
	瀬上	425円	21,927円
	福島大森	425円	29,475円
	蓬萊	365円	30,798円
	飯坂	273円	31,816円
	福島花園	750円	39,623円
	会津若松	501円	27,099円
	東栄町分局	876円	23,708円
	福島郡山	1,291円	30,309円
	郡山芳賀	566円	36,338円
	笹川	633円	29,282円
	日和田	158円	47,350円
	喜久田	237円	42,139円
	大槻	610円	23,228円
	郡山守山	75円	61,332円
	磐梯熱海	151円	74,201円
	いわき	414円	39,702円
	小名浜	373円	37,216円
	勿来	234円	52,459円
	内郷	544円	17,308円
	好間	556円	67,497円
	草野	292円	14,720円
	いわき常磐	291円	24,775円
	四倉	424円	33,276円
	いわき若葉台	1,426円	27,933円
	いわき泉	506円	23,959円
	いわき玉川	324円	25,175円
	いわき窪田	447円	31,492円
	白河	(略)	43,230円
	福島原町	373円	28,862円
	郡山須賀川	401円	44,421円
	喜多方	412円	15,263円
	福島相馬	639円	21,029円
	二本松	318円	25,994円
	福島藤田	273円	34,854円
	二本松本宮	268円	17,597円
	田島	387円	29,842円
	猪苗代	341円	33,203円
	会津若松坂下	388円	42,128円
	郡山西郷	353円	36,486円
	郡山石川	369円	32,864円
	三春	271円	19,873円
	磐城富岡	536円	20,775円
	浪江	577円	29,683円
	会津山口	430円	28,255円
	会津若松広田	208円	28,914円
	福島梁川	397円	41,063円
	保原	397円	24,126円

	蔵王	192円	53,106円
	酒田大山	282円	19,130円
	湯野浜	315円	83,711円
	本楯	155円	44,101円
	泉田	120円	44,314円
	村山大久保	282円	39,211円
	山形白鳥	293円	43,738円
	山形東郷	169円	79,507円
	福原	142円	45,679円
	大石田	187円	51,408円
	鮭川	176円	39,655円
	古口	174円	41,522円
	遊佐	259円	25,992円
	吹浦	78円	45,392円
	酒田八幡	40円	42,993円
	舟形	239円	35,413円
	須田板	209円	44,336円
	山形玉野	119円	39,623円
	清水	136円	44,518円
福島	福島	347円	53,516円
	福島清水	572円	28,817円
	福島佐倉	394円	22,886円
	瀬上	419円	21,325円
	福島大森	410円	27,646円
	蓬萊	329円	28,259円
	飯坂	256円	28,812円
	福島花園	638円	34,687円
	会津若松	466円	25,077円
	東栄町分局	752円	25,728円
	福島郡山	1,272円	29,537円
	郡山芳賀	596円	51,620円
	笹川	598円	26,102円
	日和田	146円	43,684円
	喜久田	309円	54,156円
	大槻	584円	24,507円
	郡山守山	68円	52,540円
	磐梯熱海	137円	60,389円
	いわき	419円	38,969円
	小名浜	348円	32,182円
	勿来	229円	36,097円
	内郷	461円	16,778円
	好間	515円	65,786円
	草野	357円	13,381円
	いわき常磐	273円	22,883円
	四倉	393円	63,666円
	いわき若葉台	1,258円	25,871円
	いわき泉	462円	22,596円
	いわき玉川	341円	23,361円
	いわき窪田	433円	29,124円
	白河	(略)	48,386円
	福島原町	315円	26,301円
	郡山須賀川	342円	38,833円
	喜多方	346円	14,788円
	福島相馬	583円	24,322円
	二本松	302円	25,057円
	福島藤田	260円	33,501円
	二本松本宮	245円	16,002円
	田島	360円	27,203円
	猪苗代	305円	54,465円
	会津若松坂下	374円	28,192円
	郡山西郷	322円	33,631円
	郡山石川	346円	31,494円
	三春	249円	20,836円
	磐城富岡	524円	18,632円
	浪江	563円	27,621円
	会津山口	390円	30,236円
	会津若松広田	182円	39,411円
	福島梁川	364円	38,099円
	保原	377円	21,213円

江名	323円	38,555円
福島川俣	250円	28,011円
塙	561円	30,835円
新地	479円	47,477円
小高	399円	41,911円
福島伊達	408円	82,321円
桑折	375円	26,721円
福島松川	214円	32,446円
鏡石	(略)	17,297円
塩川	463円	51,068円
棚倉	346円	19,388円
郡山浅川	235円	33,456円
福島鹿島	394円	33,552円
柳津	104円	27,947円
飯野	269円	41,785円
磐梯	233円	78,190円
霊山	226円	58,428円
橋本	203円	26,857円
泉崎	212円	30,552円
大玉	254円	32,342円
大林	470円	42,579円
表郷	157円	44,799円
郡山中島	148円	16,329円
湖南	168円	52,303円
白沢	171円	31,251円
多田野	122円	34,531円
古殿	257円	37,801円
西会津	134円	43,220円
北会津	153円	27,308円
新鶴	310円	53,098円
いわき広野	327円	23,990円
久ノ浜	190円	60,736円
船引	353円	18,020円
鮫川	213円	16,428円
福島東和	329円	43,694円
郡山岩瀬	319円	38,599円
川桁	129円	22,538円
柳橋	222円	47,091円
岩代	112円	25,942円
郡山長沼	257円	43,485円
会津若松下郷	362円	29,221円
熱塩	236円	36,847円
山都	212円	29,335円
郡山東	124円	17,947円
大信	214円	56,758円
都路	155円	16,743円
常葉	149円	24,199円
榑葉	401円	21,874円
庭坂	355円	23,633円
沼之内	335円	78,837円
いわき小川	279円	38,611円
上遠野	442円	23,745円
小作田	298円	23,738円
原釜	219円	41,022円
裏磐梯	1,681円	42,506円
会津高田	402円	32,463円
会津本郷	253円	23,789円
郡山玉川	251円	22,685円
小野新町	334円	75,452円
大熊	348円	26,987円
いわき双葉	278円	38,993円
飯舘	339円	26,676円
天栄	344円	36,639円
只見	423円	40,781円
会津若松吾妻	121円	150,284円
矢祭	454円	24,510円
滝根	187円	28,675円
大越	238円	77,646円
郡山七郷	272円	24,107円

江名	286円	37,723円
福島川俣	232円	24,677円
塙	529円	28,470円
新地	436円	46,233円
小高	389円	40,297円
福島伊達	381円	87,923円
桑折	353円	24,895円
福島松川	207円	31,363円
鏡石	(略)	16,191円
塩川	423円	47,006円
棚倉	298円	18,159円
郡山浅川	207円	32,726円
福島鹿島	360円	31,776円
柳津	87円	30,050円
飯野	255円	39,975円
磐梯	208円	51,029円
霊山	207円	59,299円
橋本	199円	25,922円
泉崎	194円	27,620円
大玉	228円	30,934円
大林	386円	39,328円
表郷	143円	41,768円
郡山中島	130円	51,104円
湖南	142円	48,004円
白沢	152円	30,436円
多田野	112円	22,616円
古殿	238円	34,937円
西会津	122円	30,137円
北会津	138円	25,227円
新鶴	277円	48,847円
いわき広野	56円	22,692円
久ノ浜	141円	58,168円
船引	339円	16,876円
鮫川	180円	14,783円
福島東和	297円	38,569円
郡山岩瀬	292円	36,840円
川桁	114円	62,290円
柳橋	195円	33,581円
岩代	105円	22,701円
郡山長沼	227円	39,958円
会津若松下郷	323円	27,012円
熱塩	198円	76,076円
山都	188円	27,004円
郡山東	113円	33,947円
大信	191円	52,991円
都路	119円	14,864円
常葉	152円	24,108円
榑葉	371円	29,527円
庭坂	264円	23,517円
沼之内	313円	46,466円
いわき小川	250円	36,508円
上遠野	386円	23,609円
小作田	279円	22,513円
原釜	199円	37,977円
裏磐梯	1,279円	39,049円
会津高田	357円	79,648円
会津本郷	237円	21,902円
郡山玉川	226円	22,404円
小野新町	318円	71,557円
大熊	376円	25,715円
いわき双葉	272円	36,233円
飯舘	318円	26,326円
天栄	298円	33,560円
只見	357円	37,656円
会津若松吾妻	104円	148,660円
矢祭	404円	23,187円
滝根	175円	27,314円
大越	212円	73,331円
郡山七郷	242円	21,522円

茨城	移	231円	58,895円
	水戸大町	715円	50,076円
	茨城赤塚	643円	48,144円
	水戸吉田	503円	20,193円
	千波	772円	22,522円
	多賀	409円	29,478円
	久慈浜	256円	20,099円
	日立別館	152円	28,675円
	茨城日高	489円	45,021円
	土浦	295円	48,899円
	荒川沖	484円	22,018円
	神立	268円	19,356円
	石岡国府	467円	32,486円
	下館別館	489円	28,167円
	下館川島	412円	15,264円
	結城	400円	25,143円
	結城南	308円	25,158円
	竜ヶ崎	103円	42,698円
	土浦佐貫	58円	29,208円
	那珂湊	489円	24,938円
	阿字ヶ浦	639円	25,683円
	下妻	380円	54,391円
	水海道菅生	606円	19,405円
	水海道別	850円	68,759円
	茨城勝田	442円	37,027円
	高萩	250円	29,283円
	北茨城	351円	29,450円
	取手	620円	28,270円
	茨城岩井	206円	33,287円
	土浦牛久	849円	29,280円
	つくば	1,425円	48,020円
	大穂	875円	24,549円
	桜	305円	26,848円
	つくば北	191円	33,437円
	筑波山	529円	20,330円
	吉沼	171円	27,354円
	筑波谷田部	477円	32,183円
	土浦豊里	551円	32,278円
	大洗	583円	20,404円
	友部	450円	54,682円
	茨城東海	560円	27,256円
	那珂	410円	9,517円
	常陸大宮	424円	40,768円
	金砂郷	199円	15,447円
	十王	(略)	23,431円
	常陸鹿島	1,061円	32,244円
	神栖	902円	28,416円
	茨城萩原	439円	25,296円
	潮来延方	406円	20,789円
	美浦	274円	26,367円
谷和原	534円	71,748円	
守谷清水	975円	38,889円	
古河2	647円	17,548円	
古河旭	1,549円	12,929円	
総和2	374円	58,095円	
古河南	408円	11,250円	
茨城境	501円	31,263円	
石岡東	550円	67,414円	
石岡	1,029円	57,006円	
常陸太田別館	394円	32,427円	
羽鳥	336円	18,450円	
千葉若松	235円	33,767円	
矢田部	296円	32,131円	
阿見	378円	15,258円	
高場	424円	30,756円	
笠間	450円	21,285円	
稲戸井	657円	24,862円	
茨城	330円	48,795円	
茨城岩瀬	323円	32,706円	

茨城	移	204円	32,052円
	水戸大町	648円	47,146円
	茨城赤塚	584円	46,716円
	水戸吉田	436円	17,859円
	千波	640円	21,549円
	多賀	385円	27,213円
	久慈浜	244円	17,900円
	日立別館	156円	27,835円
	茨城日高	465円	43,202円
	土浦	263円	42,880円
	荒川沖	464円	21,788円
	神立	252円	17,363円
	石岡国府	432円	30,741円
	下館別館	448円	26,097円
	下館川島	373円	14,458円
	結城	434円	23,371円
	結城南	258円	23,335円
	竜ヶ崎	170円	39,024円
	土浦佐貫	57円	27,310円
	那珂湊	411円	22,755円
	阿字ヶ浦	551円	23,900円
	下妻	382円	51,386円
	水海道菅生	541円	20,147円
	水海道別	717円	64,353円
	茨城勝田	400円	34,979円
	高萩	230円	26,268円
	北茨城	278円	26,814円
	取手	404円	24,667円
	茨城岩井	198円	29,629円
	土浦牛久	794円	26,954円
	つくば	1,350円	43,839円
	大穂	792円	22,409円
	桜	261円	24,875円
	つくば北	175円	28,484円
	筑波山	452円	30,951円
	吉沼	142円	20,971円
	筑波谷田部	461円	24,476円
	土浦豊里	467円	30,272円
	大洗	524円	18,829円
	友部	393円	48,207円
	茨城東海	548円	24,787円
	那珂	386円	9,093円
	常陸大宮	389円	37,698円
	金砂郷	187円	16,025円
	十王	(略)	22,010円
	常陸鹿島	867円	32,990円
	神栖	744円	30,294円
	茨城萩原	361円	23,652円
	潮来延方	425円	19,480円
	美浦	247円	25,167円
谷和原	572円	65,137円	
守谷清水	841円	36,031円	
古河2	636円	5,276円	
古河旭	1,411円	11,785円	
総和2	348円	53,571円	
古河南	391円	52,213円	
茨城境	446円	28,769円	
石岡東	475円	69,593円	
石岡	825円	56,076円	
常陸太田別館	358円	40,468円	
羽鳥	299円	23,121円	
千葉若松	187円	31,325円	
矢田部	260円	29,748円	
阿見	361円	13,163円	
高場	407円	56,157円	
笠間	428円	19,969円	
稲戸井	603円	22,618円	
茨城	310円	53,516円	
茨城岩瀬	296円	24,168円	

大子	437円	38,874円
鉾田	346円	27,198円
江戸崎	218円	17,051円
伊奈	511円	60,048円
藤代蔵前	624円	41,641円
奥野	198円	23,144円
牛堀	636円	29,636円
阿見南	159円	5,238円
茨城東	84円	16,108円
総和	374円	32,813円
岡田	302円	20,098円
関城	153円	29,575円
茨城協和	410円	10,053円
利根	187円	5,598円
いばらき旭	140円	31,681円
常澄	313円	21,623円
内原	963円	25,975円
石岡大野	230円	20,427円
茎崎	186円	25,869円
新利根	144円	10,178円
岩間	371円	26,090円
八郷	143円	17,043円
茨城鳥栖	152円	52,167円
酒沼	241円	11,926円
瓜連	600円	23,760円
茨城北浦	90円	24,133円
茨城玉造	159円	26,522円
常北	422円	20,328円
岡郷	218円	12,906円
五霞	249円	16,634円
茨城八千代	295円	51,914円
大洋	126円	13,253円
茨城土浦	243円	36,193円
波崎	281円	50,307円
茨城出島	178円	43,410円
沖宿	169円	16,866円
潮来	309円	35,061円
明野	165円	34,398円
真壁	243円	23,831円
茨城千代田	362円	52,306円
茨城大津	366円	21,388円
茨城稲田	218円	40,288円
七郷	290円	22,955円
桂	32円	43,170円
土浦河内	149円	26,663円
美野里	212円	19,261円
新治	237円	25,168円
茨城麻生	243円	27,835円
飯富	258円	23,900円
国田	262円	17,051円
菅原	303円	102,414円
行方	163円	16,498円
蔵川	172円	39,958円
出島東	196円	22,282円
小幡	133円	22,627円
雨引	269円	41,879円
八俣	148円	16,360円
猿島	183円	46,870円
御前山	238円	23,408円
茨城三和	866円	15,979円
沓掛	220円	16,373円
いばらき小川	284円	41,694円
山方	384円	15,218円
水府	191円	8,377円
茨城桜川	104円	21,085円
石下	253円	25,521円
茨城美和	416円	107,045円
宇都宮	782円	52,631円
宇都宮平出	344円	32,720円

栃木

大子	362円	35,309円
鉾田	154円	23,214円
江戸崎	184円	16,316円
伊奈	431円	44,536円
藤代蔵前	557円	38,297円
奥野	181円	22,748円
牛堀	538円	27,198円
阿見南	145円	17,677円
茨城東	96円	51,375円
総和	348円	30,311円
岡田	274円	20,854円
関城	141円	26,060円
茨城協和	357円	9,531円
利根	159円	7,091円
いばらき旭	120円	40,195円
常澄	274円	32,278円
内原	938円	25,106円
石岡大野	205円	18,948円
茎崎	165円	20,682円
新利根	118円	24,998円
岩間	344円	22,452円
八郷	125円	15,915円
茨城鳥栖	126円	34,968円
酒沼	208円	36,762円
瓜連	558円	22,245円
茨城北浦	71円	22,674円
茨城玉造	61円	24,349円
常北	363円	19,125円
岡郷	200円	12,193円
五霞	233円	15,725円
茨城八千代	255円	49,183円
大洋	109円	12,692円
茨城土浦	223円	37,287円
波崎	254円	46,563円
茨城出島	157円	29,628円
沖宿	145円	26,367円
潮来	249円	28,091円
明野	146円	44,606円
真壁	228円	22,710円
茨城千代田	330円	47,142円
茨城大津	303円	20,077円
茨城稲田	181円	38,789円
七郷	250円	23,677円
桂	27円	40,692円
土浦河内	116円	33,099円
美野里	182円	59,285円
新治	209円	18,246円
茨城麻生	192円	26,943円
飯富	230円	22,229円
国田	127円	11,826円
菅原	266円	67,714円
行方	132円	28,767円
蔵川	134円	37,229円
出島東	165円	23,052円
小幡	112円	20,746円
雨引	250円	38,827円
八俣	132円	15,486円
猿島	164円	67,404円
御前山	208円	23,451円
茨城三和	823円	54,098円
沓掛	191円	29,828円
いばらき小川	260円	38,582円
山方	328円	27,496円
水府	162円	9,158円
茨城桜川	86円	16,042円
石下	230円	42,403円
茨城美和	347円	75,515円
宇都宮	733円	51,718円
宇都宮平出	323円	30,145円

栃木

道場宿	376円	11,303円
瑞穂野	273円	16,043円
徳次郎	627円	20,068円
砥上	745円	19,238円
江曾島	886円	17,402円
雀宮	949円	16,576円
足利	412円	35,207円
足利相生	592円	20,871円
足利西	394円	16,492円
足利南	604円	20,233円
栃木	558円	36,928円
栃木北	315円	30,675円
佐野	417円	32,213円
鹿沼	425円	29,774円
北犬飼	357円	17,357円
日光	493円	17,482円
今市	285円	31,058円
栃木小山	964円	52,394円
雨ヶ谷	560円	13,107円
延島	175円	16,324円
真岡	296円	23,180円
大田原2	295円	22,143円
矢板	865円	27,032円
黒磯	493円	47,032円
上三川	590円	24,628円
栃木河内	645円	17,639円
栃木芳賀	419円	20,570円
栃木壬生2	1,931円	19,676円
石橋	880円	35,887円
栃木小金井	800円	41,374円
新野木	764円	69,600円
栃木大平	469円	26,832円
岩舟	317円	27,985円
鬼怒川川治	246円	26,876円
宝積寺	588円	21,718円
栃木烏山	326円	8,039円
西那須野2	490円	15,608円
田沼	388円	15,817円
益子	457円	28,449円
間々田	431円	68,182円
栃木城山	461円	17,876円
南犬飼	579円	22,630円
氏家別	520円	36,830円
葛生2	280円	22,573円
赤見	265円	15,689円
薬師寺	229円	17,073円
小山西	191円	8,814円
卒島	345円	13,123円
栃木富田	408円	32,035円
栃木藤岡2	358円	18,274円
栃木田原	256円	13,294円
栃木西方	174円	14,237円
上河内	301円	13,446円
野崎	329円	21,657円
佐久山	171円	15,359円
片岡	339円	21,522円
東那須野	357円	12,857円
栃木梅沢	222円	22,519円
楡木	250円	14,659円
栃木大沢	285円	27,280円
伊王野2	230円	40,253円
喜連川	267円	15,680円
馬頭	283円	12,769円
黒羽	99円	18,010円
黒田原	282円	36,264円
栃木二宮	325円	25,284円
市貝	353円	13,968円
南那須	245円	18,361円
文挟	205円	22,970円

道場宿	352円	22,394円
瑞穂野	256円	14,776円
徳次郎	582円	55,486円
砥上	668円	21,423円
江曾島	846円	16,226円
雀宮	880円	27,861円
足利	378円	32,768円
足利相生	540円	14,447円
足利西	368円	27,644円
足利南	566円	13,369円
栃木	479円	48,304円
栃木北	271円	22,536円
佐野	369円	29,745円
鹿沼	386円	27,633円
北犬飼	311円	16,236円
日光	432円	16,797円
今市	256円	31,756円
栃木小山	906円	51,442円
雨ヶ谷	503円	12,055円
延島	159円	26,577円
真岡	290円	36,331円
大田原2	265円	24,190円
矢板	728円	25,351円
黒磯	449円	45,090円
上三川	563円	22,747円
栃木河内	601円	15,672円
栃木芳賀	382円	56,909円
栃木壬生2	1,844円	27,261円
石橋	761円	33,118円
栃木小金井	727円	38,345円
新野木	645円	71,373円
栃木大平	433円	24,864円
岩舟	294円	25,725円
鬼怒川川治	222円	24,850円
宝積寺	564円	20,543円
栃木烏山	279円	11,509円
西那須野2	460円	26,375円
田沼	372円	14,632円
益子	411円	38,421円
間々田	402円	49,933円
栃木城山	441円	16,664円
南犬飼	532円	21,113円
氏家別	463円	34,649円
葛生2	256円	49,882円
赤見	251円	41,471円
薬師寺	209円	16,806円
小山西	179円	20,069円
卒島	320円	12,467円
栃木富田	369円	29,511円
栃木藤岡2	323円	17,008円
栃木田原	237円	13,953円
栃木西方	161円	13,574円
上河内	268円	12,802円
野崎	284円	37,895円
佐久山	154円	26,581円
片岡	304円	21,333円
東那須野	320円	12,955円
栃木梅沢	200円	60,397円
楡木	217円	13,634円
栃木大沢	255円	25,774円
伊王野2	196円	37,257円
喜連川	249円	55,578円
馬頭	255円	11,802円
黒羽	90円	17,577円
黒田原	257円	50,407円
栃木二宮	304円	23,400円
市貝	323円	14,432円
南那須	221円	17,354円
文挟	179円	41,121円

	栃木粟野	387円	21,158円
	玉生	324円	15,166円
	熟田	173円	13,486円
	栃木小川	561円	18,612円
	塩原2	301円	12,617円
	関谷	240円	14,417円
	栃木茂木	354円	21,755円
	湯津上	336円	14,386円
	足尾交換局2	384円	28,318円
	栃木水橋	185円	20,784円
	船生	170円	16,462円
	栃木大宮	219円	61,004円
	川治	156円	43,518円
	栃木2	558円	25,483円
	那須横沢	172円	17,905円
	那須	110円	12,122円
	那須大沢	97円	16,730円
	南摩	470円	14,419円
群馬	前橋	673円	48,065円
	野中別	1,011円	32,343円
	前橋元総社	586円	16,934円
	佐島	489円	32,626円
	前橋芳賀	290円	22,538円
	国領	612円	45,035円
	群馬高崎	447円	59,549円
	高崎支店別1	447円	31,236円
	高崎問屋町	645円	32,185円
	倉賀野	792円	19,243円
	大類	1,218円	22,940円
	群馬長野	1,027円	27,392円
	桐生錦町	338円	26,424円
	桐生相生	721円	21,806円
	伊勢崎	521円	46,002円
	豊受	409円	41,826円
	群馬太田	890円	49,716円
	太田九合	877円	19,379円
	宝泉	499円	27,563円
	群馬沼田	1,033円	28,464円
	館林支別1	334円	16,237円
	群馬渋川	452円	22,933円
	群馬藤岡	484円	23,094円
	群馬富岡	315円	26,191円
	群馬安中	593円	24,188円
	新群馬町	585円	34,450円
	群馬新町	640円	13,699円
	群馬長野原	654円	47,698円
	草津温泉	366円	56,497円
	玉村	524円	54,448円
	笠懸	205円	9,853円
	大間々	848円	22,571円
	群馬大泉	262円	24,284円
	中之条	235円	41,195円
	高林	490円	16,659円
	毛里田	283円	20,517円
	群馬川内	417円	16,000円
	赤城	168円	34,396円
	群馬富士見	405円	35,273円
	群馬原町	139円	37,298円
	北軽井沢	48円	34,463円
采女	371円	54,418円	
藪塚本町	130円	21,247円	
群馬板倉	985円	32,139円	
群馬川俣	451円	34,838円	
赤岩	366円	24,578円	
吉井	372円	18,874円	
大胡	456円	24,337円	
粕川	401円	30,440円	
榛名	721円	23,023円	
箕郷	499円	24,294円	

	栃木粟野	349円	20,149円
	玉生	291円	14,405円
	熟田	151円	11,871円
	栃木小川	512円	17,264円
	塩原2	265円	24,776円
	関谷	220円	14,919円
	栃木茂木	316円	20,789円
	湯津上	304円	14,875円
	足尾交換局2	338円	28,470円
	栃木水橋	173円	19,552円
	船生	155円	15,683円
	栃木大宮	190円	56,900円
	川治	158円	39,880円
	栃木2	479円	21,528円
	那須横沢	145円	17,305円
	那須	107円	11,105円
	那須大沢	88円	14,878円
	南摩	446円	14,342円
群馬	前橋	648円	45,061円
	野中別	891円	25,271円
	前橋元総社	559円	34,284円
	佐島	441円	30,265円
	前橋芳賀	252円	20,908円
	国領	604円	42,857円
	群馬高崎	435円	55,534円
	高崎支店別1	435円	31,032円
	高崎問屋町	592円	51,427円
	倉賀野	756円	18,528円
	大類	1,110円	21,356円
	群馬長野	949円	25,980円
	桐生錦町	282円	23,692円
	桐生相生	640円	20,003円
	伊勢崎	468円	40,566円
	豊受	381円	39,362円
	群馬太田	870円	49,287円
	太田九合	851円	18,128円
	宝泉	457円	30,801円
	群馬沼田	924円	26,534円
	館林支別1	301円	16,774円
	群馬渋川	417円	21,463円
	群馬藤岡	464円	21,530円
	群馬富岡	297円	24,263円
	群馬安中	538円	21,324円
	新群馬町	495円	31,276円
	群馬新町	583円	12,745円
	群馬長野原	576円	49,771円
	草津温泉	329円	52,282円
	玉村	497円	50,243円
	笠懸	181円	10,997円
	大間々	782円	21,163円
	群馬大泉	231円	22,525円
	中之条	219円	34,938円
	高林	464円	15,724円
	毛里田	248円	19,018円
	群馬川内	397円	15,005円
	赤城	154円	33,674円
	群馬富士見	369円	32,793円
	群馬原町	125円	35,509円
	北軽井沢	38円	46,014円
采女	332円	50,239円	
藪塚本町	118円	19,768円	
群馬板倉	871円	29,979円	
群馬川俣	394円	32,578円	
赤岩	326円	22,855円	
吉井	341円	17,722円	
大胡	378円	22,688円	
粕川	349円	28,500円	
榛名	652円	21,484円	
箕郷	450円	22,354円	

	鬼石	233円	29,282円
	下仁田交換七	200円	27,013円
	甘楽	248円	20,479円
	松井田	586円	18,044円
	月夜野	430円	41,899円
	群馬水上	178円	69,314円
	群馬布施	678円	32,763円
	原市	356円	25,599円
	浅間高原	222円	39,072円
	子持	250円	57,718円
	群馬吉岡	444円	16,320円
	邑楽	344円	18,312円
	群馬城南	391円	32,083円
	駒形	747円	16,113円
	梅田	295円	36,830円
	群馬新里	121円	58,335円
	新国定	874円	65,162円
	群馬境交換七	442円	18,057円
	尾島	417円	27,091円
	群馬新田	277円	18,435円
	新田金井	354円	46,877円
	新南蛇井	836円	58,089円
	北橋	244円	49,224円
	渋川伊香保	466円	38,114円
	群馬岩崎	176円	31,327円
	館林東	287円	35,830円
	倉淵	572円	31,531円
	磐戸	427円	45,421円
	孺恋	877円	41,936円
	道具	551円	53,933円
	片品	547円	32,470円
	伊勢崎支別 1	521円	37,425円
埼玉	川越	1,516円	40,296円
	川越新宿	3,186円	45,652円
	南古谷	1,933円	42,125円
	川越霞ヶ関	3,024円	39,603円
	熊谷末広	634円	44,912円
	三ヶ尻	1,104円	41,199円
	埼玉川口	4,858円	51,888円
	川口青木	3,731円	28,303円
	川口芝	2,083円	33,974円
	安行	3,022円	40,078円
	浦和東	2,502円	30,447円
	浦和白幡	3,454円	26,922円
	浦和常盤	2,035円	38,461円
	中尾	2,140円	34,832円
	浦和美園	1,571円	77,174円
	埼玉大宮	4,127円	39,204円
	大宮東大成	1,790円	40,210円
	大宮大和田	1,434円	32,236円
	大宮指扇	1,495円	37,131円
	行田別館	671円	22,301円
	秩父	786円	30,071円
	所沢	3,034円	49,028円
	所沢元町	2,895円	35,162円
	所沢北野	1,799円	24,146円
	所沢東	2,039円	32,177円
	所沢下富	1,525円	25,802円
	飯能緑町	1,918円	31,110円
	原市場	796円	44,306円
	吾野	923円	66,016円
	加須	770円	32,174円
	加須花崎	610円	30,190円
	埼玉本庄	690円	33,593円
	東松山2	1,424円	24,583円
岩槻	1,240円	38,910円	
和土	975円	17,629円	
春日部武里	1,602円	29,188円	
春日部八木崎	1,353円	27,805円	

	鬼石	208円	27,168円
	下仁田交換七	179円	24,826円
	甘楽	226円	19,809円
	松井田	530円	16,927円
	月夜野	399円	41,361円
	群馬水上	158円	67,100円
	群馬布施	592円	31,857円
	原市	326円	25,360円
	浅間高原	169円	35,563円
	子持	223円	46,156円
	群馬吉岡	413円	15,384円
	邑楽	324円	17,207円
	群馬城南	352円	24,657円
	駒形	712円	15,201円
	梅田	261円	33,217円
	群馬新里	104円	53,469円
	新国定	772円	59,698円
	群馬境交換七	398円	16,358円
	尾島	390円	20,144円
	群馬新田	255円	17,083円
	新田金井	309円	43,642円
	新南蛇井	700円	53,762円
	北橋	226円	36,511円
	渋川伊香保	413円	22,090円
	群馬岩崎	151円	28,245円
	館林東	255円	35,027円
	倉淵	494円	29,765円
	磐戸	346円	41,931円
	孺恋	739円	26,571円
	道具	488円	39,235円
	片品	481円	38,730円
	伊勢崎支別 1	468円	34,361円
埼玉	川越	1,496円	37,732円
	川越新宿	2,969円	41,610円
	南古谷	1,924円	39,014円
	川越霞ヶ関	2,848円	24,555円
	熊谷末広	626円	41,580円
	三ヶ尻	1,086円	28,705円
	埼玉川口	4,635円	53,117円
	川口青木	3,692円	50,568円
	川口芝	2,043円	32,252円
	安行	3,010円	40,851円
	浦和東	2,514円	29,629円
	浦和白幡	3,441円	25,058円
	浦和常盤	1,995円	37,076円
	中尾	2,075円	34,943円
	浦和美園	1,538円	71,621円
	埼玉大宮	4,239円	36,341円
	大宮東大成	1,732円	30,548円
	大宮大和田	1,392円	31,379円
	大宮指扇	1,453円	35,118円
	行田別館	625円	19,961円
	秩父	748円	32,143円
	所沢	2,881円	45,256円
	所沢元町	2,899円	33,112円
	所沢北野	1,625円	22,651円
	所沢東	2,040円	29,820円
	所沢下富	1,396円	20,949円
	飯能緑町	1,761円	28,328円
	原市場	704円	41,763円
	吾野	804円	52,848円
	加須	685円	29,757円
	加須花崎	535円	29,673円
	埼玉本庄	643円	31,506円
	東松山2	1,304円	22,899円
岩槻	1,243円	35,821円	
和土	904円	17,926円	
春日部武里	1,400円	27,525円	
春日部八木崎	1,297円	26,425円	

狭山2	1,696円	16,946円
狭山入曾	4,383円	35,130円
埼玉羽生	581円	18,837円
鴻巣	980円	30,081円
埼玉深谷2	492円	26,696円
上尾	1,529円	26,873円
新平方	1,946円	32,900円
浦和与野	2,846円	34,001円
草加局舎1	1,260円	27,957円
草加弁天	1,252円	22,937円
草加清門	1,926円	36,727円
越谷	2,011円	38,654円
越谷大里	1,514円	37,770円
越谷蒲生	2,472円	50,150円
蕨戸田	2,798円	29,386円
西戸田	2,474円	56,147円
入間	3,677円	27,121円
入間西武	1,126円	41,120円
入間宮寺	535円	21,105円
入間金子	1,002円	36,455円
鳩ヶ谷	2,223円	24,501円
朝霞	1,876円	35,747円
志木	3,110円	34,598円
新座	2,205円	26,253円
埼玉加納	321円	27,793円
桶川	1,442円	33,382円
久喜2	1,573円	39,189円
鴻巣北本	2,854円	28,079円
草加八潮	1,764円	25,356円
埼玉富士見	1,922円	23,797円
埼玉三郷	1,830円	35,904円
三郷鷹野	1,359円	23,318円
三郷小谷堀	1,333円	41,793円
蓮田	909円	56,362円
坂戸本町	1,194円	33,198円
幸手	495円	37,047円
鶴ヶ島	1,093円	36,971円
武蔵日高電2	2,258円	30,930円
埼玉吉川	1,565円	41,243円
上尾伊奈	677円	45,893円
埼玉吹上2	1,056円	30,911円
大井	3,011円	25,151円
川越三芳	971円	39,953円
毛呂山2	605円	30,515円
嵐山	616円	24,622円
埼玉小川別	431円	49,639円
川越川島	375円	24,927円
埼玉吉見	437円	20,661円
皆野	441円	20,855円
熊谷吉田	457円	36,391円
埼玉江南	446円	31,518円
妻沼	425円	21,454円
埼玉岡部	555円	28,577円
寄居	542円	23,052円
川里	295円	46,415円
大和根	426円	23,709円
白岡	1,487円	31,420円
菫蒲	483円	44,445円
埼玉栗橋	656円	35,333円
鷲宮	723円	33,714円
杉戸別館	1,120円	35,881円
第二松伏	1,423円	34,677円
新庄和	2,367円	73,391円
箕田	704円	26,447円
埼玉滑川	605円	29,787円
児玉	355円	17,588円
慈恩寺	397円	39,456円
神川	310円	55,176円
上里	582円	34,747円

狭山2	1,730円	15,703円
狭山入曾	4,285円	37,245円
埼玉羽生	491円	15,993円
鴻巣	983円	28,035円
埼玉深谷2	475円	26,975円
上尾	1,545円	25,776円
新平方	1,904円	30,254円
浦和与野	2,842円	32,007円
草加局舎1	1,216円	35,242円
草加弁天	1,183円	20,911円
草加清門	1,800円	36,868円
越谷	1,986円	36,598円
越谷大里	1,396円	30,185円
越谷蒲生	2,329円	46,134円
蕨戸田	2,766円	67,315円
西戸田	2,451円	36,757円
入間	3,678円	24,887円
入間西武	1,107円	37,681円
入間宮寺	515円	19,445円
入間金子	969円	35,638円
鳩ヶ谷	2,171円	22,413円
朝霞	1,734円	27,112円
志木	3,015円	32,120円
新座	2,118円	23,135円
埼玉加納	276円	19,232円
桶川	1,392円	39,930円
久喜2	1,497円	39,738円
鴻巣北本	2,769円	22,501円
草加八潮	1,733円	38,716円
埼玉富士見	1,875円	21,956円
埼玉三郷	1,761円	28,580円
三郷鷹野	1,292円	23,570円
三郷小谷堀	1,256円	37,009円
蓮田	880円	37,501円
坂戸本町	1,213円	22,875円
幸手	470円	32,041円
鶴ヶ島	1,095円	28,753円
武蔵日高電2	2,123円	31,359円
埼玉吉川	1,546円	30,344円
上尾伊奈	620円	44,458円
埼玉吹上2	974円	53,634円
大井	2,900円	22,912円
川越三芳	941円	29,071円
毛呂山2	554円	29,254円
嵐山	604円	32,782円
埼玉小川別	418円	46,001円
川越川島	347円	23,303円
埼玉吉見	426円	29,699円
皆野	399円	19,278円
熊谷吉田	397円	35,949円
埼玉江南	427円	30,546円
妻沼	415円	22,791円
埼玉岡部	533円	21,666円
寄居	509円	21,382円
川里	269円	42,705円
大和根	393円	22,125円
白岡	1,426円	25,027円
菫蒲	447円	40,923円
埼玉栗橋	636円	32,634円
鷲宮	664円	23,267円
杉戸別館	1,029円	32,946円
第二松伏	1,217円	34,606円
新庄和	2,108円	63,407円
箕田	636円	24,321円
埼玉滑川	581円	30,052円
児玉	331円	16,336円
慈恩寺	373円	41,108円
神川	283円	40,264円
上里	530円	25,654円

熊谷豊里	192円	38,493円
北川辺	268円	17,973円
行田北河原	225円	34,178円
行田埼玉	376円	31,234円
加須樋遣川	217円	39,791円
高坂	1,490円	28,301円
青山	430円	38,637円
川通	502円	26,048円
みろく	159円	30,793円
埼玉平野	643円	88,105円
幸手八代	548円	27,490円
越生	454円	18,862円
埼玉玉川	438円	40,473円
長瀨	650円	24,781円
上吉田	376円	23,927円
小鹿野	305円	26,966円
両神	426円	23,345円
埼玉荒川	473円	28,867円
埼玉美里	267円	24,928円
埼玉川本	295円	19,600円
寄居男衾	302円	38,474円
騎西	529円	20,781円
高麗	1,019円	17,023円
鳩山	366円	33,375円
埼玉花園	309円	19,282円
杉戸椿	741円	44,207円
内間木	1,145円	34,546円
名栗	160円	37,737円
東秩父	488円	28,852円
宝珠花	600円	42,017円
さいたま新都	4,225円	210,694円
久喜	1,573円	54,517円
千葉	1,154円	40,512円
千葉南	1,336円	46,495円
幕張	1,526円	59,918円
犢橋	658円	21,498円
千葉轟	1,825円	39,744円
桜木	2,239円	26,263円
誉田	876円	23,871円
新土気	1,321円	57,075円
高洲	2,345円	31,307円
榴毛	1,732円	25,039円
銚子	576円	39,798円
市川	3,349円	36,328円
鬼高	2,652円	32,791円
浦安行徳	4,602円	38,874円
市川中山	3,040円	42,646円
市川曾谷	3,433円	21,661円
市川原木	1,952円	41,914円
市川大野	1,658円	30,589円
船橋	1,932円	53,634円
薬園台	2,023円	26,026円
船橋本町	3,941円	50,104円
千葉上山	1,470円	21,595円
千葉豊富	1,062円	84,511円
二和	1,792円	56,789円
館山	945円	40,435円
木更津富士見	305円	23,780円
下烏田	582円	18,079円
矢那	447円	29,736円
松戸	2,813円	26,909円
五香	1,273円	42,334円
松戸小金	1,562円	17,277円
松戸高塚	2,574円	23,785円
上花輪	855円	18,740円
川間交換セン	712円	37,725円
佐原	1,025円	30,308円
茂原別館	653円	37,031円
成田	936円	31,746円

千葉

熊谷豊里	165円	41,719円
北川辺	224円	18,038円
行田北河原	194円	31,760円
行田埼玉	321円	28,598円
加須樋遣川	197円	36,766円
高坂	1,412円	25,898円
青山	381円	33,912円
川通	455円	26,300円
みろく	148円	28,836円
埼玉平野	552円	72,491円
幸手八代	478円	24,904円
越生	442円	25,454円
埼玉玉川	402円	38,188円
長瀨	561円	23,122円
上吉田	320円	23,536円
小鹿野	282円	25,024円
両神	367円	23,238円
埼玉荒川	427円	26,912円
埼玉美里	252円	23,166円
埼玉川本	270円	18,105円
寄居男衾	283円	26,442円
騎西	512円	27,010円
高麗	819円	15,144円
鳩山	330円	40,278円
埼玉花園	270円	17,319円
杉戸椿	632円	40,416円
内間木	1,107円	47,796円
名栗	140円	26,445円
東秩父	415円	21,450円
宝珠花	567円	39,455円
さいたま新都	3,988円	166,256円
久喜	1,497円	51,371円
千葉	1,132円	43,707円
千葉南	1,326円	42,474円
幕張	1,504円	53,415円
犢橋	632円	19,781円
千葉轟	1,849円	38,218円
桜木	2,068円	54,070円
誉田	841円	24,781円
新土気	1,221円	51,233円
高洲	2,156円	32,462円
榴毛	1,684円	21,862円
銚子	537円	38,249円
市川	3,377円	35,289円
鬼高	2,364円	35,817円
浦安行徳	4,135円	34,982円
市川中山	2,866円	37,569円
市川曾谷	3,300円	19,924円
市川原木	1,835円	39,599円
市川大野	1,517円	27,741円
船橋	1,886円	45,266円
薬園台	1,993円	24,786円
船橋本町	3,864円	43,177円
千葉上山	1,353円	19,490円
千葉豊富	969円	78,375円
二和	1,663円	36,642円
館山	827円	35,344円
木更津富士見	294円	22,250円
下烏田	506円	16,806円
矢那	396円	27,913円
松戸	2,782円	100,478円
五香	1,243円	40,361円
松戸小金	1,536円	15,665円
松戸高塚	2,164円	21,363円
上花輪	831円	28,542円
川間交換セン	676円	34,984円
佐原	942円	27,909円
茂原別館	611円	33,563円
成田	905円	56,504円

千葉

成田赤坂	605円	21,868円
千葉佐倉	657円	24,216円
志津	719円	11,843円
馬渡	515円	21,156円
東金別館	674円	24,895円
八日市場	515円	50,425円
千葉旭	499円	60,502円
習志野	2,100円	22,971円
津田沼	3,037円	31,583円
千葉柏	3,264円	33,289円
逆井	2,136円	47,271円
田中	1,226円	22,593円
豊四季	2,411円	26,291円
市原	1,026円	48,351円
千葉八幡	809円	13,847円
辰己	766円	30,781円
瀬又	675円	13,787円
流山	954円	30,067円
南流山	2,315円	14,042円
千葉八千代	1,183円	29,891円
吉橋	1,078円	23,155円
米本	1,052円	40,617円
我孫子	1,344円	21,429円
鴨川	1,026円	37,055円
鎌ヶ谷	1,444円	40,239円
君津	662円	21,793円
千葉富津	388円	13,645円
浦安	3,500円	31,635円
四街道	1,122円	15,457円
袖ヶ浦	654円	17,682円
八街	360円	22,721円
千葉船穂	1,337円	25,861円
関宿	513円	55,203円
沼南	696円	54,496円
白井	1,032円	37,357円
千葉大網	1,398円	49,259円
九十九里	178円	38,681円
成東	273円	26,804円
睦沢	326円	34,912円
長生	341円	16,397円
長柄	306円	29,095円
千葉御宿	720円	17,300円
坂月	2,050円	24,869円
木更津	674円	48,442円
茂原	1,060円	77,132円
勝浦	284円	50,060円
姉崎	391円	21,410円
富里	2,599円	36,876円
千葉大原	394円	37,047円
野呂	1,502円	31,286円
千葉清川	519円	19,983円
三ツ堀	423円	36,098円
成毛	226円	15,766円
千葉三和	728円	18,953円
湖北	712円	59,361円
小名木	1,709円	25,312円
東高野	229円	33,115円
酒々井	1,096円	56,497円
小見川	346円	24,552円
十倉	258円	35,238円
千葉野尻	205円	25,430円
四木	193円	18,894円
下総	202円	12,946円
印旛	304円	23,281円
本埜	229円	22,428円
千葉山田	45円	59,667円
東庄	210円	16,855円
横芝	333円	28,060円
野栄	65円	12,783円

成田赤坂	565円	30,446円
千葉佐倉	659円	64,736円
志津	659円	11,352円
馬渡	430円	19,809円
東金別館	609円	22,691円
八日市場	467円	39,348円
千葉旭	491円	45,380円
習志野	2,081円	20,537円
津田沼	2,832円	29,125円
千葉柏	3,123円	43,407円
逆井	2,017円	28,037円
田中	1,182円	19,912円
豊四季	2,205円	26,788円
市原	972円	45,081円
千葉八幡	749円	12,677円
辰己	739円	28,559円
瀬又	595円	13,122円
流山	935円	19,526円
南流山	2,273円	12,761円
千葉八千代	1,171円	26,656円
吉橋	934円	21,626円
米本	956円	37,821円
我孫子	1,294円	19,712円
鴨川	945円	34,615円
鎌ヶ谷	1,343円	36,505円
君津	605円	23,984円
千葉富津	368円	17,312円
浦安	3,420円	28,269円
四街道	1,113円	59,634円
袖ヶ浦	656円	17,637円
八街	345円	34,140円
千葉船穂	1,195円	23,200円
関宿	491円	40,071円
沼南	656円	51,555円
白井	939円	24,780円
千葉大網	1,372円	46,322円
九十九里	161円	35,876円
成東	263円	26,318円
睦沢	289円	34,452円
長生	309円	16,534円
長柄	283円	27,688円
千葉御宿	660円	17,138円
坂月	1,993円	23,110円
木更津	574円	45,597円
茂原	918円	61,935円
勝浦	281円	37,778円
姉崎	380円	17,599円
富里	1,834円	32,767円
千葉大原	337円	32,402円
野呂	1,296円	29,067円
千葉清川	457円	18,569円
三ツ堀	381円	34,080円
成毛	154円	14,878円
千葉三和	702円	18,130円
湖北	678円	33,954円
小名木	1,442円	25,761円
東高野	220円	31,121円
酒々井	996円	29,920円
小見川	273円	22,679円
十倉	257円	28,591円
千葉野尻	184円	23,756円
四木	165円	18,840円
下総	176円	12,225円
印旛	275円	35,513円
本埜	205円	22,971円
千葉山田	42円	57,356円
東庄	199円	16,918円
横芝	325円	27,041円
野栄	61円	11,577円

多古	219円	32,963円
芝山	131円	29,216円
船形	328円	19,364円
千葉一宮	423円	18,214円
本納	298円	71,616円
千葉白子	191円	21,008円
長南	253円	40,328円
夷隅	296円	43,587円
大多喜	324円	17,214円
白里	184円	40,187円
山武北	172円	47,727円
第二成東	156円	27,079円
有秋	744円	20,021円
千倉	230円	28,419円
三里塚	331円	34,998円
千葉岩根	181円	31,406円
塚原	573円	25,694円
天羽	735円	30,766円
大佐和	207円	17,747円
安食	272円	25,703円
千葉飯岡	151円	17,000円
岬	151円	14,363円
鋸南	126円	17,790円
扇島	159円	41,039円
香取	432円	13,537円
千葉末吉	390円	14,224円
久留里	653円	27,189円
千葉清和	313円	23,601円
広岡	395円	40,704円
千葉平川	201円	35,725円
千瀧	236円	25,978円
蓮沼	181円	35,722円
給田	165円	35,360円
印西	551円	29,557円
丸山	61円	31,473円
岩戸	309円	22,695円
千葉茅野	342円	23,910円
千葉岩井	103円	44,244円
千葉光	181円	23,490円
千葉和田	788円	30,377円
天津小湊	337円	29,985円
八日市場北	329円	24,845円
富浦	584円	26,366円
北多古	160円	12,693円
木更津佐貫	588円	30,450円
木更津三芳	461円	24,105円
千葉白浜	431円	25,327円
千葉七浦	311円	48,861円
犬石	177円	45,657円
西岬	177円	38,395円
千葉亀山	285円	25,862円
千葉興津	458円	16,374円
布佐	429円	39,809円
千葉牛久	332円	21,560円
千葉戸田	509円	7,930円
江見	329円	15,582円
千葉金谷	836円	25,819円
峰上	354円	12,478円
海上	475円	30,041円
北光	128円	23,154円
大原山田	661円	45,667円
千葉小湊	251円	47,478円
鶴舞	405円	41,524円
高滝	343円	9,613円
月崎	261円	43,628円
九美上	184円	11,340円
殿廻	241円	148,475円
平三	382円	37,839円
大栄	130円	15,859円

多古	207円	33,829円
芝山	118円	22,124円
船形	315円	19,195円
千葉一宮	394円	19,038円
本納	277円	67,521円
千葉白子	177円	21,258円
長南	243円	37,649円
夷隅	271円	41,343円
大多喜	298円	17,563円
白里	174円	38,142円
山武北	152円	44,704円
第二成東	141円	25,139円
有秋	659円	18,312円
千倉	210円	25,003円
三里塚	307円	27,491円
千葉岩根	258円	28,364円
塚原	528円	38,980円
天羽	657円	28,835円
大佐和	194円	16,660円
安食	242円	24,806円
千葉飯岡	119円	16,433円
岬	145円	13,571円
鋸南	151円	16,833円
扇島	131円	57,833円
香取	367円	14,300円
千葉末吉	357円	14,944円
久留里	573円	25,417円
千葉清和	287円	22,260円
広岡	342円	38,427円
千葉平川	184円	33,695円
千瀧	243円	24,417円
蓮沼	159円	25,282円
給田	159円	33,253円
印西	532円	28,027円
丸山	57円	29,612円
岩戸	278円	21,234円
千葉茅野	310円	22,361円
千葉岩井	93円	29,958円
千葉光	162円	22,141円
千葉和田	695円	28,573円
天津小湊	307円	27,926円
八日市場北	278円	22,497円
富浦	522円	24,540円
北多古	135円	11,323円
木更津佐貫	537円	28,717円
木更津三芳	434円	22,756円
千葉白浜	378円	20,820円
千葉七浦	261円	29,632円
犬石	153円	38,232円
西岬	157円	37,700円
千葉亀山	237円	26,173円
千葉興津	507円	15,505円
布佐	376円	37,081円
千葉牛久	322円	20,252円
千葉戸田	472円	9,117円
江見	290円	14,309円
千葉金谷	709円	25,510円
峰上	321円	12,699円
海上	435円	23,201円
北光	110円	21,961円
大原山田	564円	41,614円
千葉小湊	217円	38,912円
鶴舞	368円	39,081円
高滝	295円	10,886円
月崎	223円	42,392円
九美上	154円	11,085円
殿廻	201円	138,153円
平三	314円	36,963円
大栄	116円	14,889円

	栗源	328円	11,416円
	千葉松尾	364円	20,310円
	北芝山	187円	28,571円
	南羽鳥	192円	17,106円
	鴨川仲	294円	30,844円
	古畑	288円	69,268円
	山武南	240円	31,488円
	神崎	475円	9,627円
	庄司	207円	48,383円
東京	大手町F S	37,396円	141,235円
	霞ヶ関	35,571円	42,739円
	神田	8,514円	29,358円
	駿河台	7,409円	18,821円
	九段	6,844円	18,072円
	丸の内	20,713円	28,129円
	京橋	6,714円	46,713円
	銀座	16,091円	36,267円
	東銀座	20,455円	20,418円
	東京築地	5,223円	44,638円
	茅場兜	5,126円	24,409円
	晴海	3,735円	23,117円
	東京浜町	3,254円	21,934円
	芝	17,698円	30,832円
	東京赤坂	6,676円	37,970円
	東京青山	11,560円	35,552円
	白金	14,575円	28,852円
	東京三田	3,837円	37,435円
	新宿	13,027円	34,767円
	東京大久保	7,247円	50,249円
	四谷	5,071円	36,849円
	牛込	4,909円	23,276円
	西新宿	17,562円	54,180円
	小石川	6,169円	31,904円
	東京大塚	5,310円	48,530円
	駒込第2	5,439円	30,839円
	東京上野	11,744円	34,097円
	浅草	2,575円	32,222円
	吉原	2,184円	32,275円
	墨田	2,782円	42,594円
	本所	3,376円	29,189円
	向島	3,611円	31,005円
	江東	3,917円	25,322円
	東京深川	3,852円	26,198円
	東京城東	3,508円	46,285円
	江東辰巳	2,729円	15,683円
	東京新有明	5,906円	41,963円
	東京大崎	8,197円	38,670円
	荏原	5,556円	26,529円
	品川	6,205円	26,213円
	大田支店埠頭	2,940円	41,208円
	自由ヶ丘	7,383円	30,201円
	目黒本館	5,531円	41,666円
	蒲田	5,576円	35,724円
	東京大森	5,094円	52,531円
	馬込	5,158円	28,483円
	池上	5,698円	34,875円
	羽田	4,403円	30,761円
	田園調布	15,038円	52,915円
	雪ヶ谷	5,026円	34,162円
	矢口	3,996円	29,145円
	世田谷	4,338円	51,761円
	成城	8,179円	27,038円
	砧	6,489円	39,739円
	弦巻	6,561円	35,259円
	東京烏山	6,031円	21,368円
	東京玉川	13,322円	33,837円
	東京瀬田	4,625円	26,333円
	上北沢	6,053円	22,696円
	松沢ビル2	4,143円	26,034円

	栗源	291円	12,393円
	千葉松尾	342円	19,043円
	北芝山	167円	26,821円
	南羽鳥	284円	30,126円
	鴨川仲	252円	28,880円
	古畑	258円	65,530円
	山武南	217円	29,864円
	神崎	364円	8,679円
	庄司	163円	52,510円
東京	大手町F S	38,770円	140,966円
	霞ヶ関	36,195円	41,298円
	神田	8,927円	27,554円
	駿河台	7,564円	17,596円
	九段	7,019円	16,376円
	丸の内	21,003円	25,843円
	京橋	6,938円	50,104円
	銀座	25,651円	37,949円
	東銀座	20,917円	18,178円
	東京築地	5,276円	53,030円
	茅場兜	5,306円	23,730円
	晴海	5,017円	20,924円
	東京浜町	3,290円	20,009円
	芝	12,909円	27,409円
	東京赤坂	11,739円	34,732円
	東京青山	20,711円	31,166円
	白金	14,996円	25,351円
	東京三田	8,067円	34,748円
	新宿	13,633円	28,654円
	東京大久保	9,377円	44,600円
	四谷	6,028円	30,008円
	牛込	5,366円	21,364円
	西新宿	18,893円	41,174円
	小石川	6,124円	29,806円
	東京大塚	5,435円	184,570円
	駒込第2	5,648円	28,264円
	東京上野	12,866円	34,250円
	浅草	2,684円	29,396円
	吉原	2,214円	30,550円
	墨田	3,234円	39,218円
	本所	3,081円	27,387円
	向島	3,574円	51,845円
	江東	3,793円	52,467円
	東京深川	3,619円	24,158円
	東京城東	3,509円	43,630円
	江東辰巳	2,615円	14,712円
	東京新有明	5,982円	38,580円
	東京大崎	10,013円	34,328円
	荏原	5,512円	25,188円
	品川	6,086円	38,637円
	大田支店埠頭	3,110円	31,906円
	自由ヶ丘	7,587円	30,302円
	目黒本館	5,713円	37,002円
	蒲田	5,590円	33,323円
	東京大森	5,133円	47,686円
	馬込	5,168円	26,825円
	池上	5,439円	15,576円
	羽田	4,139円	31,210円
	田園調布	15,307円	49,205円
	雪ヶ谷	5,015円	27,363円
	矢口	4,042円	31,130円
	世田谷	5,599円	48,972円
	成城	7,681円	24,962円
	砧	6,611円	37,394円
	弦巻	9,252円	28,400円
	東京烏山	6,291円	19,776円
	東京玉川	13,074円	32,100円
	東京瀬田	4,666円	24,510円
	上北沢	6,013円	20,905円
	松沢ビル2	4,174円	24,417円

東渋谷	6,989円	34,406円
代々木	8,515円	23,133円
渋谷	18,967円	37,308円
東京野方	6,288円	70,579円
東京中野	8,149円	35,090円
高円寺	5,968円	32,999円
杉並	4,695円	54,468円
井草	10,713円	27,445円
荻窪	2,087円	25,195円
久我山	6,587円	37,347円
池袋	3,844円	74,908円
巣鴨	1,689円	34,410円
落合別館	5,444円	26,385円
十条	5,026円	32,274円
王子	1,490円	39,803円
田端尾久	3,850円	28,901円
赤羽営業別館	4,147円	26,460円
東京荒川	1,871円	36,959円
板橋	3,429円	60,708円
成増	4,239円	32,217円
志村	3,789円	33,314円
南板橋別館	5,272円	18,275円
北町	3,189円	33,334円
練馬	5,861円	67,315円
東京大泉	4,342円	32,494円
関町	4,799円	27,597円
西練馬	4,656円	32,966円
石神井	4,073円	46,626円
梅島	3,044円	42,316円
千住	3,435円	31,341円
西新井	2,758円	28,259円
竹の塚	3,046円	30,944円
東京綾瀬	2,271円	62,751円
葛飾	3,862円	33,259円
亀有	3,488円	25,077円
金町	3,604円	30,287円
江戸川別館	3,159円	32,113円
小岩	3,513円	36,060円
葛西	2,785円	32,987円
東江戸川	2,791円	51,764円
八王子元横山	3,280円	25,029円
八王子浅川	1,850円	39,128円
八王子明神	2,462円	21,776円
八王子由木	2,311円	34,648円
八王子片倉	4,100円	42,830円
八王子滝山	2,005円	17,823円
八王子新明神	3,437円	34,951円
立川砂川	2,956円	22,740円
新立川	4,974円	23,883円
武蔵野	13,265円	25,002円
吉祥寺	7,279円	44,660円
武蔵境	4,296円	22,199円
三鷹	4,454円	29,565円
青梅	1,040円	16,253円
青梅東	809円	28,412円
武蔵府中	4,037円	24,381円
昭島	5,012円	32,941円
調布	3,696円	38,084円
町田	3,576円	28,290円
鶴川	3,445円	38,398円
町田忠生	1,783円	25,246円
町田北忠生	4,014円	41,629円
町田鶴間	2,155円	25,523円
小金井	9,215円	38,774円
東京小平	(略)	24,021円
東京日野	5,109円	22,565円
日野高幡	3,684円	21,308円
東村山	2,426円	39,478円
東京国分寺	4,517円	34,807円

東渋谷	18,069円	34,733円
代々木	8,410円	23,949円
渋谷	18,893円	35,449円
東京野方	6,304円	54,644円
東京中野	7,980円	35,094円
高円寺	5,817円	29,644円
杉並	4,690円	51,002円
井草	10,642円	27,173円
荻窪	3,289円	23,290円
久我山	6,345円	34,354円
池袋	4,024円	69,179円
巣鴨	2,920円	30,988円
落合別館	5,205円	24,408円
十条	4,950円	30,832円
王子	2,431円	37,126円
田端尾久	3,896円	27,694円
赤羽営業別館	3,988円	33,759円
東京荒川	1,862円	68,018円
板橋	3,325円	57,634円
成増	4,028円	31,029円
志村	3,732円	30,193円
南板橋別館	5,180円	16,933円
北町	3,198円	36,749円
練馬	5,335円	63,415円
東京大泉	4,236円	30,418円
関町	4,874円	25,458円
西練馬	4,606円	39,024円
石神井	3,927円	50,511円
梅島	3,135円	50,432円
千住	3,408円	34,143円
西新井	2,822円	25,964円
竹の塚	3,117円	28,635円
東京綾瀬	2,366円	54,005円
葛飾	3,804円	32,064円
亀有	3,439円	23,520円
金町	3,538円	29,110円
江戸川別館	3,175円	29,866円
小岩	3,394円	33,691円
葛西	2,864円	45,713円
東江戸川	2,792円	41,177円
八王子元横山	2,758円	23,207円
八王子浅川	1,743円	28,404円
八王子明神	2,242円	21,869円
八王子由木	2,243円	33,402円
八王子片倉	4,084円	47,564円
八王子滝山	1,967円	23,721円
八王子新明神	3,029円	31,306円
立川砂川	2,980円	20,485円
新立川	4,769円	22,322円
武蔵野	13,277円	34,322円
吉祥寺	6,974円	41,923円
武蔵境	4,248円	25,159円
三鷹	4,539円	27,741円
青梅	1,048円	24,003円
青梅東	1,084円	18,983円
武蔵府中	3,997円	22,778円
昭島	5,081円	30,394円
調布	3,733円	34,887円
町田	3,440円	26,850円
鶴川	3,626円	32,878円
町田忠生	1,638円	23,684円
町田北忠生	3,887円	29,742円
町田鶴間	2,168円	23,921円
小金井	9,442円	36,763円
東京小平	(略)	22,204円
東京日野	5,229円	21,263円
日野高幡	3,695円	19,701円
東村山	2,348円	37,320円
東京国分寺	4,399円	35,958円

国立	2,862円	34,031円
田無	3,416円	30,533円
保谷	3,915円	21,150円
福生	2,174円	26,732円
狛江	3,643円	28,456円
村山大和	2,434円	28,747円
清瀬	2,503円	17,081円
東久留米	2,737円	40,749円
武蔵村山	4,327円	20,794円
多摩	2,356円	30,648円
稲城長沼	3,973円	13,998円
稲城坂浜	6,617円	19,989円
福生秋川	3,024円	38,096円
福生羽村	4,845円	18,588円
福生瑞穂	1,910円	18,978円
福生日の出	1,724円	39,275円
八王子恩方	3,102円	17,950円
伊豆大島	230円	44,169円
三宅島	181円	42,876円
八丈島	414円	40,844円
九段別棟	6,844円	150,478円
五日市	1,853円	22,444円
東京大崎2	8,197円	51,647円
蔵前	2,396円	136,545円
八王子下川口	1,582円	29,677円
青梅吉野	2,411円	59,233円
八王子本館	1,039円	32,355円
中ノ郷	247円	210,731円
青梅小曾木	569円	24,685円
青梅沢井	465円	101,627円
福生桧原	746円	26,690円
青梅奥多摩	1,153円	21,661円
青梅古里	1,287円	33,931円
東江戸川別館	2,791円	36,208円
津久井青野原	1,015円	16,254円
新島	141円	83,443円
相模原	1,306円	44,461円
相模大野	2,719円	25,024円
神奈川橋本	3,071円	30,067円
相模原田名	1,288円	26,278円
相模原麻溝	1,582円	25,104円
新相模原	3,223円	38,746円
津久井城山	1,522円	33,184円
津久井	898円	11,201円
鶴見営業所2	3,327円	38,498円
東寺尾	6,095円	11,434円
松見	3,427円	36,156円
横浜北	5,731円	48,097円
神奈川新町	2,133円	34,540円
横浜中	2,242円	69,263円
本牧	4,195円	52,895円
横浜長者町	1,826円	62,039円
横浜港	2,242円	24,077円
横浜南	1,917円	36,813円
保土ヶ谷	1,743円	48,613円
希望が丘西谷	3,261円	26,121円
横浜今井	2,822円	26,598円
磯子	1,911円	26,830円
杉田	9,637円	23,641円
横浜金沢	1,527円	45,084円
港北NT	3,872円	47,347円
綱島	3,394円	47,300円
日吉	11,513円	47,567円
小机	4,825円	31,392円
東山田	4,984円	26,533円
戸塚	2,558円	50,333円
神奈川平戸	3,104円	40,499円
小雀	2,610円	59,596円
港南	3,144円	28,170円

神奈川

国立	3,797円	31,342円
田無	3,427円	28,549円
保谷	3,664円	22,878円
福生	2,157円	24,936円
狛江	3,499円	19,631円
村山大和	2,428円	26,949円
清瀬	2,463円	30,233円
東久留米	2,846円	38,538円
武蔵村山	3,868円	139,722円
多摩	2,392円	29,313円
稲城長沼	4,000円	13,672円
稲城坂浜	6,425円	19,529円
福生秋川	2,945円	25,555円
福生羽村	4,905円	34,201円
福生瑞穂	2,250円	20,080円
福生日の出	1,663円	28,728円
八王子恩方	2,902円	18,438円
伊豆大島	270円	46,274円
三宅島	166円	112,754円
八丈島	387円	33,783円
九段別棟	7,019円	138,331円
五日市	1,803円	29,342円
東京大崎2	10,013円	45,034円
蔵前	3,051円	114,376円
八王子下川口	1,565円	28,378円
青梅吉野	2,293円	41,160円
八王子本館	1,289円	30,435円
中ノ郷	202円	195,212円
青梅小曾木	531円	22,284円
青梅沢井	413円	103,916円
福生桧原	607円	28,025円
青梅奥多摩	939円	24,895円
青梅古里	1,030円	32,208円
東江戸川別館	2,792円	33,798円
津久井青野原	900円	20,865円
新島	118円	70,850円
相模原	1,309円	49,331円
相模大野	2,694円	17,852円
神奈川橋本	3,039円	27,138円
相模原田名	1,245円	25,731円
相模原麻溝	1,578円	24,608円
新相模原	2,930円	35,945円
津久井城山	1,486円	31,652円
津久井	884円	14,018円
鶴見営業所2	3,334円	35,672円
東寺尾	5,942円	10,255円
松見	3,454円	33,517円
横浜北	5,902円	45,223円
神奈川新町	2,092円	29,249円
横浜中	2,331円	64,238円
本牧	4,110円	51,515円
横浜長者町	1,902円	56,512円
横浜港	2,331円	22,947円
横浜南	1,962円	34,643円
保土ヶ谷	1,779円	47,225円
希望が丘西谷	3,125円	18,583円
横浜今井	2,771円	23,866円
磯子	1,954円	25,544円
杉田	9,303円	23,020円
横浜金沢	1,548円	33,984円
港北NT	3,737円	43,729円
綱島	3,293円	44,896円
日吉	11,653円	42,664円
小机	4,857円	29,019円
東山田	4,947円	24,433円
戸塚	2,514円	47,043円
神奈川平戸	3,091円	31,056円
小雀	2,601円	57,452円
港南	3,132円	27,764円

神奈川

港洋	6,344円	23,691円
希望が丘	2,538円	40,932円
神奈川若葉台	3,809円	33,799円
都岡	2,164円	43,950円
神奈川中山	4,078円	46,039円
美しが丘	3,815円	27,478円
長津田	3,520円	28,213円
谷本	6,235円	29,249円
荏田	6,598円	18,234円
すみよし台	7,681円	23,383円
瀬谷	2,304円	28,604円
戸塚本郷	2,067円	24,282円
神奈川泉	5,227円	32,589円
岡津	2,405円	46,148円
渡田	3,049円	22,081円
川崎臨港	3,089円	17,468円
川崎別館	2,661円	46,821円
幸	3,963円	31,895円
幸加瀬	3,298円	22,160円
川崎北	6,590円	29,826円
川崎北木月	4,689円	27,345円
溝ノ口	4,303円	46,059円
神奈川大塚	3,275円	39,357円
川崎北子母口	3,748円	18,637円
登戸	7,454円	28,033円
菅	3,010円	18,838円
川崎北菅生	2,363円	23,958円
登戸百合ヶ丘	3,196円	32,469円
柿生	4,562円	35,189円
横須賀南	2,067円	25,768円
衣笠	2,027円	22,827円
横須賀別館	1,776円	28,541円
追浜	1,971円	17,430円
南久里浜	1,634円	30,225円
武山	1,225円	17,117円
野比	1,912円	28,049円
平塚	3,042円	35,798円
平塚中里	2,252円	34,486円
田村	1,900円	33,344円
新金目	1,581円	26,583円
神奈川鎌倉	3,638円	32,114円
大船	3,571円	62,268円
鎌倉腰越	2,614円	56,181円
神奈川藤沢	2,068円	50,908円
藤沢支別棟C	2,068円	33,548円
長後営別棟	1,676円	30,061円
藤沢新辻堂	6,791円	48,431円
善行	2,368円	23,219円
御所見	626円	43,703円
大庭	2,501円	33,405円
小田原	1,107円	43,553円
国府津	2,207円	37,920円
小田原谷津	2,053円	27,288円
小田原橋	1,142円	35,406円
富水	776円	18,192円
茅ヶ崎	3,120円	36,175円
茅ヶ崎松林	2,765円	22,300円
逗子	3,398円	17,525円
神奈川三浦	1,016円	62,885円
南下浦3	1,112円	30,023円
秦野	690円	19,705円
西秦野	1,655円	58,365円
鶴巻	3,503円	29,251円
北秦野	1,347円	105,027円
厚木支別棟	1,949円	35,882円
厚木岡田	1,983円	29,009円
荻野	1,310円	32,244円
依知	1,208円	27,461円
愛名	917円	24,919円

港洋	6,356円	21,385円
希望が丘	2,580円	39,853円
神奈川若葉台	3,475円	40,347円
都岡	2,138円	41,663円
神奈川中山	4,139円	42,719円
美しが丘	3,764円	25,402円
長津田	5,763円	26,123円
谷本	6,154円	32,180円
荏田	6,656円	16,692円
すみよし台	7,341円	25,368円
瀬谷	2,278円	52,961円
戸塚本郷	1,995円	22,250円
神奈川泉	5,153円	30,058円
岡津	2,396円	43,212円
渡田	3,059円	51,671円
川崎臨港	3,068円	70,239円
川崎別館	2,640円	44,169円
幸	4,031円	25,953円
幸加瀬	3,232円	20,096円
川崎北	7,450円	27,823円
川崎北木月	4,756円	28,854円
溝ノ口	4,659円	43,187円
神奈川大塚	3,270円	30,994円
川崎北子母口	3,687円	17,182円
登戸	7,699円	25,499円
菅	2,980円	17,267円
川崎北菅生	2,329円	21,933円
登戸百合ヶ丘	3,210円	29,491円
柿生	4,241円	32,128円
横須賀南	2,003円	24,035円
衣笠	1,963円	20,882円
横須賀別館	1,643円	26,000円
追浜	1,835円	15,857円
南久里浜	1,452円	26,566円
武山	1,183円	13,829円
野比	1,873円	25,787円
平塚	2,943円	33,331円
平塚中里	2,233円	32,533円
田村	1,886円	25,205円
新金目	1,441円	24,267円
神奈川鎌倉	5,173円	26,689円
大船	3,579円	44,501円
鎌倉腰越	2,521円	42,768円
神奈川藤沢	2,081円	56,737円
藤沢支別棟C	2,081円	32,481円
長後営別棟	1,701円	27,847円
藤沢新辻堂	6,711円	33,733円
善行	2,348円	21,465円
御所見	792円	41,271円
大庭	2,361円	31,197円
小田原	1,099円	42,146円
国府津	2,202円	35,116円
小田原谷津	2,073円	25,114円
小田原橋	1,084円	101,184円
富水	742円	16,754円
茅ヶ崎	3,248円	33,159円
茅ヶ崎松林	2,697円	27,140円
逗子	3,255円	17,981円
神奈川三浦	918円	47,666円
南下浦3	1,549円	27,358円
秦野	729円	17,593円
西秦野	1,595円	54,187円
鶴巻	3,352円	26,654円
北秦野	1,258円	98,723円
厚木支別棟	1,880円	32,843円
厚木岡田	1,844円	27,092円
荻野	1,266円	23,325円
依知	1,185円	25,513円
愛名	879円	20,691円

神奈川大和	1,418円	23,028円
大和下鶴間	1,966円	28,578円
桜ヶ丘	2,076円	26,242円
伊勢原	2,084円	44,575円
海老名	2,355円	25,405円
中河内	2,028円	24,759円
座間	1,918円	57,378円
南足柄別館	1,510円	29,379円
神奈川綾瀬	1,597円	19,590円
神奈川葉山	2,107円	52,696円
東葉山	1,686円	25,012円
寒川	1,534円	18,926円
大磯	2,466円	58,483円
二宮	2,805円	25,493円
神奈川中井	479円	32,894円
松田	1,249円	25,639円
神奈川山北	756円	41,177円
箱根	767円	60,767円
湯河原別館	1,144円	48,377円
神奈川中津	971円	25,907円
神奈川田浦	1,020円	85,839円
愛川	619円	93,435円
下管我	1,391円	33,122円
箱根町	1,030円	76,233円
湯本	1,039円	20,079円
真鶴	1,001円	35,734円
八王子内郷	499円	42,838円
八王子藤野	812円	24,679円
松輪	1,256円	98,071円
日吉営業所B	9,593円	36,238円
仙石原	891円	339,464円
新潟		
関屋	1,016円	28,203円
坂井輪	1,205円	23,734円
新潟東	422円	45,325円
小金	650円	35,741円
山二ツ	1,156円	24,503円
新潟	700円	32,350円
長岡	483円	33,162円
関原	318円	25,466円
南長岡	470円	46,611円
西長岡	762円	33,605円
北長岡	480円	22,366円
三条	737円	32,156円
柏崎別	566円	27,613円
新発田	422円	30,745円
新津	522円	17,088円
小千谷	509円	25,454円
越後加茂	356円	34,412円
十日町	576円	24,256円
見附	362円	20,387円
村上	565円	25,808円
廿六木	276円	15,355円
系魚川別	685円	17,948円
新井	372円	20,227円
五泉西	607円	25,927円
越後白根	632円	49,995円
上越	616円	31,073円
高田	484円	23,613円
聖籠	101円	35,556円
越後亀田	470円	22,812円
越後吉田	301円	25,932円
巻	563円	24,607円
南三条	297円	29,779円
越後湯沢	368円	58,986円
塩沢	405円	33,875円
六日町	1,083円	48,992円
越後大崎	286円	71,533円
安塚	77円	49,924円
佐和田南	763円	44,515円

神奈川大和	1,427円	21,296円
大和下鶴間	1,814円	26,225円
桜ヶ丘	2,035円	23,806円
伊勢原	2,093円	35,685円
海老名	2,388円	23,767円
中河内	1,895円	22,862円
座間	1,830円	51,103円
南足柄別館	1,438円	26,265円
神奈川綾瀬	1,575円	19,993円
神奈川葉山	2,327円	48,569円
東葉山	1,624円	23,294円
寒川	1,489円	17,078円
大磯	2,428円	48,742円
二宮	2,770円	23,852円
神奈川中井	462円	94,958円
松田	1,226円	24,461円
神奈川山北	692円	105,602円
箱根	731円	47,916円
湯河原別館	1,048円	30,274円
神奈川中津	957円	23,819円
神奈川田浦	1,009円	57,327円
愛川	608円	87,291円
下管我	1,287円	92,990円
箱根町	968円	194,655円
湯本	934円	18,210円
真鶴	962円	86,976円
八王子内郷	467円	44,842円
八王子藤野	759円	28,830円
松輪	1,227円	92,905円
日吉営業所B	9,712円	33,360円
仙石原	825円	327,325円
新潟		
関屋	1,000円	26,559円
坂井輪	1,095円	21,867円
新潟東	416円	42,137円
小金	633円	32,517円
山二ツ	1,063円	43,567円
新潟	656円	36,989円
長岡	456円	32,056円
関原	332円	23,483円
南長岡	411円	44,301円
西長岡	708円	42,460円
北長岡	419円	22,957円
三条	649円	30,854円
柏崎別	505円	25,270円
新発田	384円	29,954円
新津	475円	18,038円
小千谷	485円	23,292円
越後加茂	333円	41,197円
十日町	534円	19,586円
見附	335円	19,168円
村上	503円	23,427円
廿六木	297円	24,590円
系魚川別	605円	16,586円
新井	315円	20,602円
五泉西	519円	24,253円
越後白根	605円	47,196円
上越	534円	30,481円
高田	456円	21,951円
聖籠	88円	28,742円
越後亀田	413円	20,973円
越後吉田	287円	45,731円
巻	532円	24,254円
南三条	270円	51,479円
越後湯沢	329円	56,543円
塩沢	366円	31,675円
六日町	925円	48,997円
越後大崎	240円	66,412円
安塚	65円	38,886円
佐和田南	617円	38,997円

両津	350円	15,658円
小出	461円	37,600円
内野交換所2	948円	60,937円
南新潟	238円	7,237円
与板	272円	11,612円
和島	104円	17,317円
第二三条	465円	28,231円
川東	69円	17,377円
紫雲寺	101円	24,549円
中条	427円	16,024円
大野町	513円	27,746円
松浜東	396円	38,839円
越後豊栄	493円	13,791円
石山東	1,069円	56,910円
下田第一	674円	41,790円
今町	463円	24,172円
水原	417円	63,154円
横越	364円	36,848円
分水	366円	26,925円
田上	314円	19,533円
寺泊	176円	19,588円
堀之内	350円	42,620円
村松	299円	19,860円
越後安田	343円	40,967円
小須戸	399円	17,330円
弥彦	363円	12,940円
岩室	163円	20,395円
越後荒川	301円	32,139円
津川	295円	27,267円
月岡	188円	26,297円
刈羽	547円	41,826円
千手	197円	55,018円
栃尾	681円	21,423円
越後曾根	227円	24,182円
月潟	102円	15,498円
越後三川	187円	58,823円
出雲崎	259円	23,171円
石打	299円	32,510円
津南	452円	50,169円
越後板倉	79円	22,357円
関川	311円	31,918円
新潟朝日	44円	49,590円
岩船	264円	21,150円
土市	217円	26,802円
京ヶ瀬	215円	14,016円
脇野町	247円	48,963円
越後川口	140円	51,026円
広神	189円	72,687円
土樽	274円	30,115円
越後大和	195円	29,802円
越後大潟	389円	31,039円
頸城	181円	25,458円
神林	100円	22,152円
菅谷	267円	50,316円
鯖石	241円	52,021円
太郎代	184円	16,117円
越路	422円	22,259円
能生	420円	19,709円
青海	292円	15,461円
妙高高原	292円	53,294円
越後三和	157円	60,698円
越後小国	402円	43,566円
楡島	204円	29,106円
越後三国	146円	52,199円
越後松代	230円	40,842円
松之山	167円	49,367円
越後山北	873円	39,964円
越後片貝	323円	33,816円
乙	114円	45,211円

両津	298円	16,671円
小出	437円	27,615円
内野交換所2	952円	55,872円
南新潟	211円	7,290円
与板	255円	10,679円
和島	96円	17,539円
第二三条	406円	28,570円
川東	61円	16,998円
紫雲寺	96円	22,494円
中条	370円	15,027円
大野町	471円	25,553円
松浜東	362円	37,232円
越後豊栄	464円	25,825円
石山東	971円	47,117円
下田第一	597円	29,712円
今町	442円	22,151円
水原	392円	59,695円
横越	343円	30,942円
分水	349円	26,507円
田上	273円	17,773円
寺泊	155円	17,969円
堀之内	328円	39,886円
村松	276円	18,312円
越後安田	318円	38,836円
小須戸	367円	17,070円
弥彦	342円	12,088円
岩室	149円	18,584円
越後荒川	282円	29,710円
津川	258円	25,252円
月岡	191円	26,928円
刈羽	520円	39,132円
千手	178円	56,728円
栃尾	577円	33,397円
越後曾根	198円	22,191円
月潟	90円	13,953円
越後三川	159円	55,170円
出雲崎	229円	21,094円
石打	280円	29,948円
津南	408円	53,183円
越後板倉	71円	20,686円
関川	284円	49,493円
新潟朝日	39円	46,756円
岩船	241円	19,423円
土市	196円	32,515円
京ヶ瀬	191円	12,328円
脇野町	237円	90,191円
越後川口	117円	45,516円
広神	166円	78,877円
土樽	217円	65,845円
越後大和	140円	27,816円
越後大潟	361円	28,485円
頸城	157円	23,475円
神林	92円	20,933円
菅谷	218円	47,315円
鯖石	217円	52,952円
太郎代	166円	14,982円
越路	385円	20,391円
能生	399円	17,996円
青海	266円	15,430円
妙高高原	256円	31,845円
越後三和	143円	42,818円
越後小国	363円	34,135円
楡島	169円	25,319円
越後三国	112円	44,322円
越後松代	203円	41,839円
松之山	150円	62,891円
越後山北	717円	31,838円
越後片貝	306円	31,083円
乙	95円	42,385円

越後黒川	444円	17,875円
守門	148円	41,203円
城内	166円	36,277円
五日町	182円	79,314円
高柳	150円	32,276円
越後西山	163円	60,591円
越後中郷	103円	46,413円
妙高	281円	32,444円
梶屋敷	241円	38,540円
佐渡小木	600円	26,406円
佐渡相川	468円	14,526円
赤泊	151円	26,519円
佐渡金井	160円	20,518円
真野	217円	38,694円
名柄	174円	170,550円
栃尾南	91円	66,350円
越後野田	145円	16,785円
高土	219円	37,690円
越後築地	201円	27,270円
潟東	311円	24,425円
牧村	105円	23,557円
柿崎	209円	17,793円
越後吉川	194円	43,055円
赤倉	1,221円	21,337円
岩沢	447円	37,537円
秋山郷		
山梨		
甲府	344円	35,130円
甲府北	1,154円	36,046円
甲府南	796円	69,653円
山梨吉田	767円	30,128円
都留	580円	42,978円
東山梨	495円	29,227円
大月局舎2	797円	14,092円
韮崎	772円	20,792円
勝沼	563円	45,615円
石和	3,628円	26,332円
鵜沢青柳	378円	18,458円
身延	456円	29,742円
新竜王	817円	83,745円
山梨昭和	497円	22,889円
田富	563円	32,405円
小笠原	606円	30,947円
忍野	450円	8,122円
山中湖	470円	19,021円
上野原局舎	542円	27,809円
敷島	631円	36,119円
塩山	479円	28,845円
春日居	416円	29,857円
市川大門	453円	28,241円
山梨白根	296円	26,594円
山梨双葉	552円	26,880円
山梨高根	347円	45,922円
長坂	171円	17,739円
山梨大泉	483円	43,337円
山梨曾根	399円	45,941円
小淵沢	172円	22,738円
河口湖	567円	20,590円
山梨八代	403円	10,125円
甲斐明野	482円	9,703円
山梨一宮	309円	30,559円
中富	407円	24,732円
南部	1,014円	28,959円
須玉	511円	19,484円
白州	417円	13,857円
下部	471円	12,775円
大月東	829円	7,882円
山梨六郷	449円	53,678円
山梨清里	458円	32,567円
鳴沢	127円	34,161円

越後黒川	408円	16,341円
守門	125円	43,886円
城内	153円	33,378円
五日町	168円	76,133円
高柳	127円	29,646円
越後西山	145円	44,054円
越後中郷	96円	44,070円
妙高	253円	39,640円
梶屋敷	219円	39,643円
佐渡小木	495円	24,118円
佐渡相川	387円	13,318円
赤泊	118円	23,733円
佐渡金井	153円	19,226円
真野	202円	35,697円
名柄	155円	139,408円
栃尾南	78円	74,415円
越後野田	127円	23,388円
高土	181円	34,507円
越後築地	171円	25,107円
潟東	269円	23,477円
牧村	92円	21,580円
柿崎	197円	31,070円
越後吉川	181円	63,339円
赤倉	1,095円	43,748円
岩沢	374円	37,401円
秋山郷	60円	96,185円
山梨		
甲府	312円	38,379円
甲府北	994円	26,612円
甲府南	766円	64,416円
山梨吉田	712円	27,289円
都留	499円	37,400円
東山梨	453円	28,923円
大月局舎2	753円	15,900円
韮崎	727円	19,135円
勝沼	530円	42,621円
石和	4,370円	25,790円
鵜沢青柳	357円	16,953円
身延	418円	25,538円
新竜王	728円	78,096円
山梨昭和	490円	20,977円
田富	508円	74,268円
小笠原	472円	28,803円
忍野	419円	19,368円
山中湖	436円	17,106円
上野原局舎	483円	50,259円
敷島	610円	33,785円
塩山	445円	24,759円
春日居	368円	27,862円
市川大門	437円	26,429円
山梨白根	277円	25,098円
山梨双葉	504円	25,085円
山梨高根	323円	42,577円
長坂	158円	16,131円
山梨大泉	415円	39,887円
山梨曾根	343円	44,184円
小淵沢	152円	20,993円
河口湖	529円	19,034円
山梨八代	365円	10,391円
甲斐明野	427円	10,802円
山梨一宮	268円	33,015円
中富	372円	23,422円
南部	766円	26,887円
須玉	479円	19,853円
白州	367円	12,299円
下部	426円	11,276円
大月東	719円	8,331円
山梨六郷	415円	49,648円
山梨清里	425円	37,964円
鳴沢	117円	30,062円

	大目	724円	8,866円
	小沼	515円	8,410円
	田富局舎2	563円	59,692円
	牧丘	421円	55,061円
	山梨平野	395円	13,704円
	早川	231円	10,905円
長野	信濃吉田	809円	28,063円
	後町	669円	39,691円
	南長野	598円	13,953円
	信濃古里	480円	26,462円
	大豆島	604円	32,656円
	村井	924円	24,065円
	西松本	297円	16,308円
	南松本	1,224円	28,037円
	信濃上田	504円	24,471円
	信濃大屋	516円	19,248円
	信濃塩田	666円	25,221円
	岡谷	352円	39,027円
	飯田	585円	29,920円
	信濃山本	492円	38,837円
	諏訪	644円	20,707円
	須坂	577円	25,210円
	小諸	321円	32,284円
	伊那	324円	18,333円
	駒ヶ根	655円	25,166円
	信濃中野	462円	29,553円
	信濃大町	285円	28,569円
	信濃茅野	441円	24,214円
	塩尻	695円	24,905円
	東塩	515円	11,516円
	信濃佐久	520円	15,757円
	岩村田	383円	38,447円
	軽井沢	1,735円	13,372円
	中軽井沢	295円	14,933円
	丸子	140円	21,364円
	東部	473円	22,873円
	下諏訪	556円	20,624円
	辰野	432円	25,273円
	箕輪	379円	28,202円
	豊科	538円	31,099円
	穂高	609円	17,212円
	白馬	247円	19,916円
	坂城	333円	34,371円
	戸倉上山田	498円	17,908円
	野沢温泉	181円	34,780円
	松本東館	833円	20,545円
	浅間	1,711円	17,820円
信濃飯山	335円	13,273円	
御代田	256円	23,004円	
信濃富士見	647円	24,191円	
信濃原	380円	26,661円	
信濃阿南	202円	39,212円	
木曾	410円	28,232円	
明科	415円	24,133円	
生坂	181円	3,683円	
波田	638円	18,922円	
信濃三郷	587円	12,691円	
信濃池田	240円	30,604円	
神城	285円	20,702円	
小布施	447円	38,502円	
湯田中	423円	28,806円	
信濃豊野	558円	44,454円	
飯綱	702円	25,250円	
平岡	265円	19,277円	
上松	323円	24,554円	
木曾檜川	404円	6,923円	
四賀	379円	26,982円	
梓川	284円	46,248円	
小谷話交換	425円	23,297円	

	大目	564円	9,588円
	小沼	510円	7,928円
	田富局舎2	508円	87,108円
	牧丘	338円	38,331円
	山梨平野	335円	11,894円
	早川	197円	9,531円
長野	信濃吉田	763円	25,980円
	後町	642円	35,102円
	南長野	552円	12,349円
	信濃古里	401円	25,340円
	大豆島	522円	29,945円
	村井	890円	21,697円
	西松本	265円	14,532円
	南松本	1,093円	25,193円
	信濃上田	440円	32,851円
	信濃大屋	433円	17,409円
	信濃塩田	594円	24,810円
	岡谷	348円	35,976円
	飯田	540円	40,030円
	信濃山本	441円	37,535円
	諏訪	562円	20,395円
	須坂	530円	22,997円
	小諸	295円	29,748円
	伊那	424円	27,445円
	駒ヶ根	575円	21,890円
	信濃中野	429円	27,471円
	信濃大町	273円	26,732円
	信濃茅野	411円	21,844円
	塩尻	684円	22,880円
	東塩	446円	10,530円
	信濃佐久	474円	14,495円
	岩村田	347円	29,127円
	軽井沢	1,689円	12,491円
	中軽井沢	277円	13,283円
	丸子	123円	14,230円
	東部	402円	21,972円
	下諏訪	533円	19,085円
	辰野	392円	23,342円
	箕輪	362円	26,400円
	豊科	501円	30,335円
	穂高	575円	16,119円
	白馬	227円	17,721円
	坂城	300円	20,474円
	戸倉上山田	431円	16,641円
	野沢温泉	147円	33,117円
	松本東館	787円	18,940円
	浅間	1,595円	16,543円
信濃飯山	284円	11,454円	
御代田	235円	21,440円	
信濃富士見	556円	22,081円	
信濃原	331円	24,346円	
信濃阿南	180円	37,149円	
木曾	364円	30,318円	
明科	396円	22,081円	
生坂	162円	5,229円	
波田	565円	17,369円	
信濃三郷	544円	12,653円	
信濃池田	221円	28,063円	
神城	263円	41,511円	
小布施	408円	23,897円	
湯田中	395円	26,722円	
信濃豊野	518円	40,955円	
飯綱	568円	23,054円	
平岡	233円	18,406円	
上松	284円	22,643円	
木曾檜川	369円	32,898円	
四賀	334円	16,430円	
梓川	242円	44,430円	
小谷話交換	373円	21,497円	

七二会	56円	4,751円
若穂	261円	49,176円
信濃松代	339円	22,795円
浦里	146円	24,833円
信濃常盤	87円	41,833円
臼田	270円	33,855円
高野町	180円	44,975円
野辺山	67円	38,777円
南軽井沢	225円	22,748円
望月	174円	11,961円
信濃芦田	91円	24,643円
信濃長門	120円	14,679円
真田	111円	27,170円
武石	82円	34,657円
青木	125円	14,882円
高遠	335円	21,294円
信濃小野	81円	49,113円
飯島	312円	29,946円
信濃宮田	289円	45,191円
信濃松川	368円	39,133円
市田	344円	20,498円
阿智	151円	24,885円
麻績	158円	24,492円
信濃山形	124円	20,906円
信濃朝日	116円	31,878円
信濃有明	370円	12,822円
木島平	55円	41,735円
信濃町	253円	28,739円
信濃牟礼	161円	34,893円
信濃栄	40円	36,126円
狐島	751円	28,403円
蓼科	670円	19,006円
竜丘	775円	21,335円
樽池高原	333円	29,982円
南蓼科	1,022円	44,843円
浅科	425円	19,679円
三岳	298円	8,038円
遠山	230円	20,043円
鬼無里	331円	23,546円
喬木	629円	12,426円
戸隠	218円	45,543円
高府	144円	7,832円
信州新町	695円	27,996円
信濃下条	246円	24,531円
信濃西条	502円	26,822円
信濃大桑	239円	33,539円
信濃中川	118円	58,959円
信濃豊田	565円	41,104円
信濃和田	323円	5,519円
菅平	268円	13,429円
南木曾	384円	21,625円
八千穂	377円	29,089円
北御牧	468円	25,712円
野尻湖	878円	37,350円
藪原	386円	6,783円

七二会	51円	23,210円
若穂	235円	34,091円
信濃松代	304円	21,293円
浦里	126円	13,910円
信濃常盤	77円	38,326円
臼田	254円	19,930円
高野町	154円	28,901円
野辺山	58円	27,325円
南軽井沢	197円	20,846円
望月	152円	12,094円
信濃芦田	82円	22,265円
信濃長門	112円	14,869円
真田	99円	25,476円
武石	72円	17,922円
青木	119円	15,112円
高遠	316円	19,415円
信濃小野	71円	46,962円
飯島	280円	28,026円
信濃宮田	260円	29,970円
信濃松川	320円	38,744円
市田	322円	19,058円
阿智	128円	17,536円
麻績	137円	22,640円
信濃山形	111円	19,487円
信濃朝日	107円	30,632円
信濃有明	336円	14,117円
木島平	47円	28,363円
信濃町	222円	26,367円
信濃牟礼	141円	31,998円
信濃栄	33円	33,293円
狐島	651円	26,325円
蓼科	554円	16,608円
竜丘	700円	20,228円
樽池高原	281円	27,506円
南蓼科	818円	41,114円
浅科	392円	17,308円
三岳	262円	7,839円
遠山	197円	17,792円
鬼無里	281円	21,597円
喬木	537円	12,705円
戸隠	170円	30,288円
高府	126円	26,185円
信州新町	608円	25,294円
信濃下条	219円	15,105円
信濃西条	447円	25,925円
信濃大桑	212円	18,524円
信濃中川	103円	45,070円
信濃豊田	509円	38,573円
信濃和田	290円	6,991円
菅平	222円	12,370円
南木曾	337円	33,628円
八千穂	331円	27,225円
北御牧	435円	15,481円
野尻湖	699円	34,274円
藪原	339円	28,598円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	36,368円
青森県	24,282円
岩手県	66,078円
宮城県	49,207円
秋田県	31,387円
山形県	51,224円
福島県	37,401円
茨城県	35,484円
栃木県	42,883円
群馬県	34,310円
埼玉県	42,008円
千葉県	39,210円
東京都	63,577円
神奈川県	69,310円
新潟県	32,976円
山梨県	26,066円
長野県	32,219円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	34,531円
青森県	23,174円
岩手県	87,314円
宮城県	52,523円
秋田県	29,415円
山形県	48,594円
福島県	39,784円
茨城県	34,854円
栃木県	41,450円
群馬県	31,795円
埼玉県	37,675円
千葉県	36,619円
東京都	59,923円
神奈川県	65,364円
新潟県	39,699円
山梨県	24,641円
長野県	31,417円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	158 円
青森県	147 円
岩手県	159 円
宮城県	218 円
秋田県	169 円
山形県	151 円
福島県	194 円
茨城県	194 円
栃木県	217 円
群馬県	223 円
埼玉県	248 円
千葉県	211 円
東京都	430 円
神奈川県	333 円
新潟県	187 円
山梨県	258 円
長野県	179 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額883円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	150 円
青森県	143 円
岩手県	221 円
宮城県	237 円
秋田県	162 円
山形県	144 円
福島県	208 円
茨城県	184 円
栃木県	208 円
群馬県	213 円
埼玉県	227 円
千葉県	199 円
東京都	404 円
神奈川県	313 円
新潟県	182 円
山梨県	249 円
長野県	169 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額748円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分		単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	—
		(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	215 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1 光信号引込等設備ごとに月額	55 円	—

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分		単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	203 円	—
		(4) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	208 円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	202 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1 光信号引込等設備ごとに月額	57 円	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (19,021 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,168 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	206 円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (18,276 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,239 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	208 円

別表 1 (略)

別表 2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ G 2	(略)
H 1	接続型 PHS 事業者
H 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
H 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
H 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
H 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
H 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
H 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
H 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
H 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
H 1 の 10	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
H 1 の 11	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
H 1 の 12	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者

別表 3 様式

様式第 1 ~ 第 14 (略)

様式第 15 (第 24 条第 1 項第 2 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型 PHS 事業者用)

第 号
年 月 日

別表 1 (略)

別表 2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ G 2	(略)
H 1 ~ H の 1 2	削除

別表 3 様式

様式第 1 ~ 第 14 (略)

様式第 15 削除

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)

氏名 印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

(1) 事業展開エリア及びサービス開始希望時期

No.	事業展開エリア		サービス開始希望時期
	都道府県名	市区町村名	

(2) 交換局別回線

No.	交換局名	年 月		年 月	
		基地局数	回線数	基地局数	回線数

(3) トラヒック条件

PSトラヒック条件	内容	内訳等
発着信比率(:)		
発信完了率(%)		
着信完了率(%)		
平均保留時間(秒)		
最繁時呼量(呼量/時間/PS)		
最繁時呼数(呼数/時間/PS)		
位置登録回数(回/時間/PS)		
CSトラヒック条件		
パケットフレーム数(フレーム/秒)		

(4) 交換局別呼量

No.	交換局名	最繁時呼量			記事欄
		年 月	年 月	年 月	

(5) 加入者登録

都道府県名	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

(6) C D Eコード展開計画

サービス識別番号：

開放時期：年 月

C D Eコード	記事欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

以上

様式第 15-1 (略)

様式第 15-2 (第 24 条第 1 項第 4 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用) (略)

注 1 (略)

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ (集線型利用若しくは非集線型利用毎に) 又は 1 Gbit/s タイプ毎に)、100Mbit/s タイプの集線型利用の場合は VLAN ID の値 (1~4093 の範囲の連続した 16 個の値を装置毎に指定することを要します。) について記載した資料を添付すること。

3 (略)

様式第 15-3~第 29 (略)

様式第 15-1 (略)

様式第 15-2 (第 24 条第 1 項第 4 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用) (略)

注 1 (略)

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ又は 1 Gbit/s タイプ毎に) について記載した資料を添付すること

様式第 15-3~第 29 (略)

様式第 30 (第 99 条の 13 第 9 項関係)

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社

殿

所属(法人名等)
氏名 印

貴社接続約款第 99 条の 13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに行うこと。

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	6,184 円	

別表 4 (略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,765 円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	35,222円	25,214円	—
		上記以外のもの	7,057円	6,220円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,140円	9,845円	—
		上記以外のもの	100円	820円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,476円	6,599円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,476円	6,599円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,046円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,046円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波数帯域 を用いて伝送するもの 22,238 円	—
		上記以外のもの 5,972 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kbit/sの符号伝送 が可能なもの 6,273 円	—
		200bit/sの符号伝送 が可能なもの 6,273 円	

附 則（平成18年4月17日東相制第06-16号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るものうち、専用サービス契約約款に規定するYインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-6（通信路設定伝送機能）に規定する料金額（高速デジタル伝送に係るものに限ります。）を準用します。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	210,972円	206,222円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,089円	179,339円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	287,343円		280,283円
				デュアルクラスのもの	260,460円		253,400円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	694,424円		675,049円
				デュアルクラスのもの	667,541円		648,166円

附 則（平成18年4月17日東相制第06-16号）

この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料金区域に終始する場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,038円	773,108円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	727,038円	720,108円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	1,079,861円		1,069,846円
				デュアルクラスのもの	1,026,861円		1,016,846円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	2,787,262円		2,759,677円
				デュアルクラスのもの	2,734,262円		2,706,677円

能						
---	--	--	--	--	--	--

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,500円	53,767円	
	48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,500円	26,884円	
	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	14,120円	53,767円
		デュアルクラスのもの	14,120円	26,884円
	599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	38,750円	53,767円
		デュアルクラスのもの	38,750円	26,884円

能						
---	--	--	--	--	--	--

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送設備及び端末回線を收容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	106,000円	
	48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	53,000円	
	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	20,030円	106,000円
		デュアルクラスのもの	20,030円	53,000円
	599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	55,170円	106,000円
		デュアルクラスのもの	55,170円	53,000円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	148,716円	146,211円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,057円	6,220円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	290円	2,461円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	100円	820円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1（略）
（経過措置）
2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920,085円	917,460円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,476円	6,599円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	320円	3,139円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,046円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額	
区分			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	145,467円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,972円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成25年4月5日東相制第12-0108号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月5日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成23年度の精算用単金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		14.55円	—
優先接続受付手続費		1変更ごとに		191円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1	2.34円	—
		(イ) 加算額	① 成功検索ごとに	0.32円	—
			②	0.62円	—
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		6,464円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		32円	—
	イ欄	1件ごとに		98円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		661円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		241円	—

(2) 分岐回線の部分の基本額

			1回線ごとに月額	
区分			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	916,481円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,273円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成25年4月5日東相制第12-0108号）

この改正規定は、平成25年4月5日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

(テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第33欄イ欄及びウ欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区分	単位	料金額	備考
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに 2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに 2,013円	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り適用します。
		1区間ごとに 2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、第71条(通信時間の測定等)、料金表(第75条(工事費及び手続費等の遡及適用)に規定する工事費、手続費及び負担額(第4表(光信号引込等設備に係る負担額)第2(光信号引込等設備の撤去に係る負担額)第1号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第1表(接続料金)第2(網改造料)2(料金額)2-3(年額料金の算定に係る比率)に規定する貸倒率によることとします。)、別表5(既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額)、附則第18条、附則(平成23年3月31日東相制第10-7088号)及び第4項に係るものについては、平成26年4月1日から適用します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成24年度の精算用料金は以下のとおりです。

区分	単位	料金額	備考			
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	9.94円				
優先接続受付手続費	1変更ごとに	298円				
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7)基本額	1番号ごとの1	31円		
		(イ)加算額	①	成功検索ごとに	4円	
			②		7円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		5,905円		
ルーティ	ア欄	1件ごとに		28円		

登録番号 登録工事 等受付手 続費	イ欄	1件ごとに	81円	_____
同一番号 移転可否 情報調査 費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	657円	_____
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	223円	_____

(申込者情報確認結果即時通知手続費の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第34欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
申込者情報確認結果即時 通知手続費	月額	4,663,775円	平成25年4月1日から平成25年4月30日 までの間に限り適用します。
	月額	4,334,041円	平成25年5月1日から平成25年9月30日 までの間に限り適用します。
	月額	4,149,520円	平成25年10月1日から平成26年3月31 日までの間に限り適用します。

(経過措置)

4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能(2-1の3第1欄ア欄に係るもの)に限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容
(7) 端末回線伝 送機能に係る 料金の適用	③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第 6欄ア欄に規定する機能について、(2)料金額欄に規定する機能を一体とし て利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適 用します。

(2) 料金額

				1回線ごとに月額	
区 分				料金額	備 考
光信号電気信号 変換機能	第5条(標準的な接続 箇所)第1項表中第2 欄で接続する場合にお いて、光信号電気信号 変換装置により信号	最大16の 光信号端 末回線を 集線して 接続する	ア 保守 の区別が タイプ1 -1のも の	789円	

	<u>(100Mbit/s までの符号伝送が可能なものに 限ります。)の相互変換を行う機能</u>	<u>もの</u>	<u>イ 保守 の区別が タイプ1 -2のもの</u>	<u>789 円</u>	<hr/>
			<u>ウ アイ以外 のもの</u>	<u>813 円</u>	

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>技術的条件集 第1章 (略) 第2章 (略)</p> <p>技術的条件集別表</p> <p>1～11.7 (略)</p> <p>11.8 <u>専用回線ノード装置インタフェース仕様 (HD-L形中継回線終端装置)</u></p> <p>11.9～38 (略)</p>	<p>技術的条件集 第1章 (略) 第2章 (略)</p> <p>技術的条件集別表</p> <p>1～11.7 (略)</p> <p>11.8 <u>削除</u></p> <p>11.9～38 (略)</p>

第1章 通則

(略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7、技術的条件集別表 11.8 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。

(略)

第1章 通則

(略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。

(略)

第16節 形態5
 (専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとしま す
HD-L形中継回線終端装置 (L-DCA T)	技術的条件集別表 11.8 に示すとおりとしま す
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとしま す
(略)	(略)

(略)

第16節 形態5
 (専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとしま す
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとしま す
(略)	(略)

(略)

1 インタフェース規定点

本インタフェースを規定するポイントは、図1のとおりである。

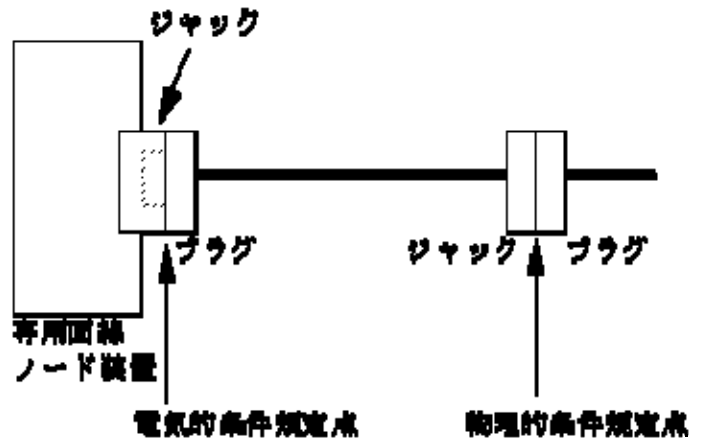
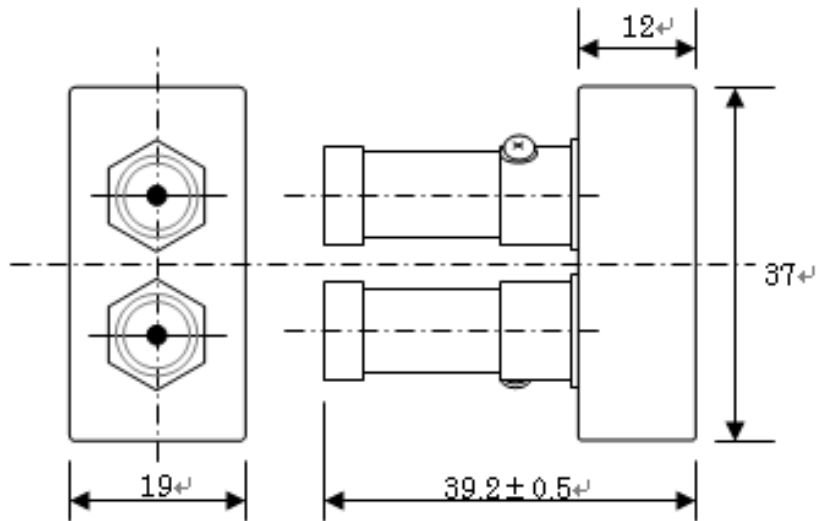


図1 インタフェース規定点

2 物理的条件

局内ケーブルには3C-2T同軸ケーブルを使用し、接続点のコネクタはSP-3CPA-CLソケットとする。

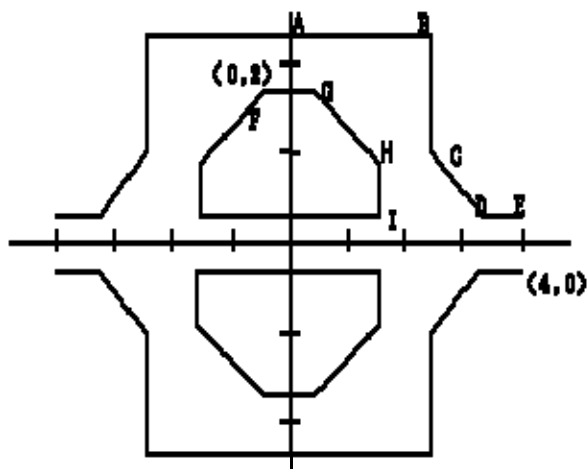
SP-3CPA-CLソケットの構造を図2に示す。



単位 (mm)

3 電気的条件

デジタル2次群信号は75Ωの準抵抗終端に対し、図3に示すパルスマスクを満足するバイポーラパルスである。



縦軸(V) : 1V/div

横軸(H) : 20ns/div

各点の座標 (H, V)

A: (0, 2.8)
 B: (2.4, 2.8)
 C: (2.4, 1.0)
 D: (3.2, 0.8)
 E: (4.0, 0.8)
 F: (0, 1.7)
 G: (0.4, 1.7)
 H: (1.8, 0.8)
 I: (1.8, 0.8)

図3 6. 3M信号の電氣的条件

4 論理的條件

4. 1 フレーム構成

フレーム構成を、図4に示す。

4. 2 フレーム同期

(1) 2次群

同期方式：9ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期：7段

後方同期：3段

(2) ST

同期方式：6ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期：4段

後方同期：なし

4. 3 警報検出／転送機能

警報検出／転送機能を、図5に示す。

4. 4 警報

(1) 2次群

・REC

入力信号断及びフレーム同期外れのと、警報を発すること。

・AIS

入力2次群信号4フレーム中0が2個以下としたパターンが同期的に挿入した場合に、AIS信号受信と判定し、AIS受信後0が3個以上となった場合に解除と判定すること。

・ERR

2次群入力パルス列の誤り率が 10^{-6} 以下では警報を発生せず、 10^{-4} 以上では警報を発生

すること。

・SEND

SENDビットが1のとき、警報を発生すること。

(2) ST (CH)

・CH REC

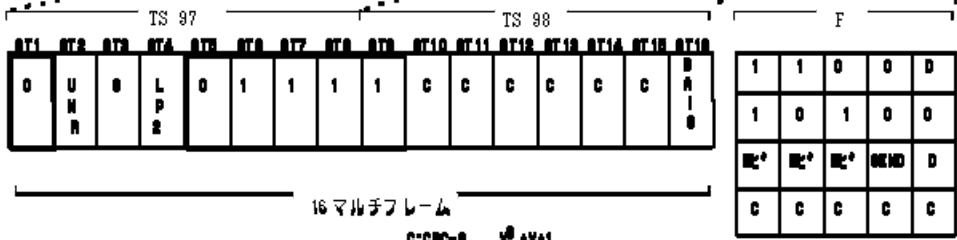
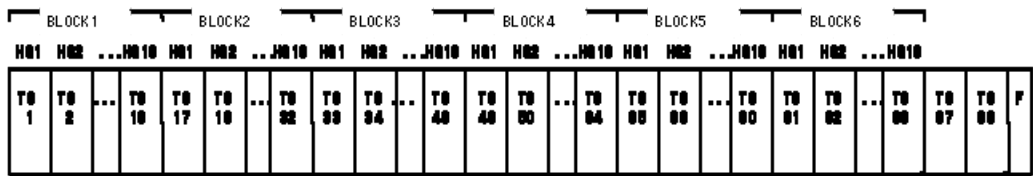
フレーム同期外れのとき、警報を発すること。

・CH AIS

STビットが32ビット以上オール1のとき、警報を発すること。

・CH BAIS

BAISビットが0のとき、警報を発すること。



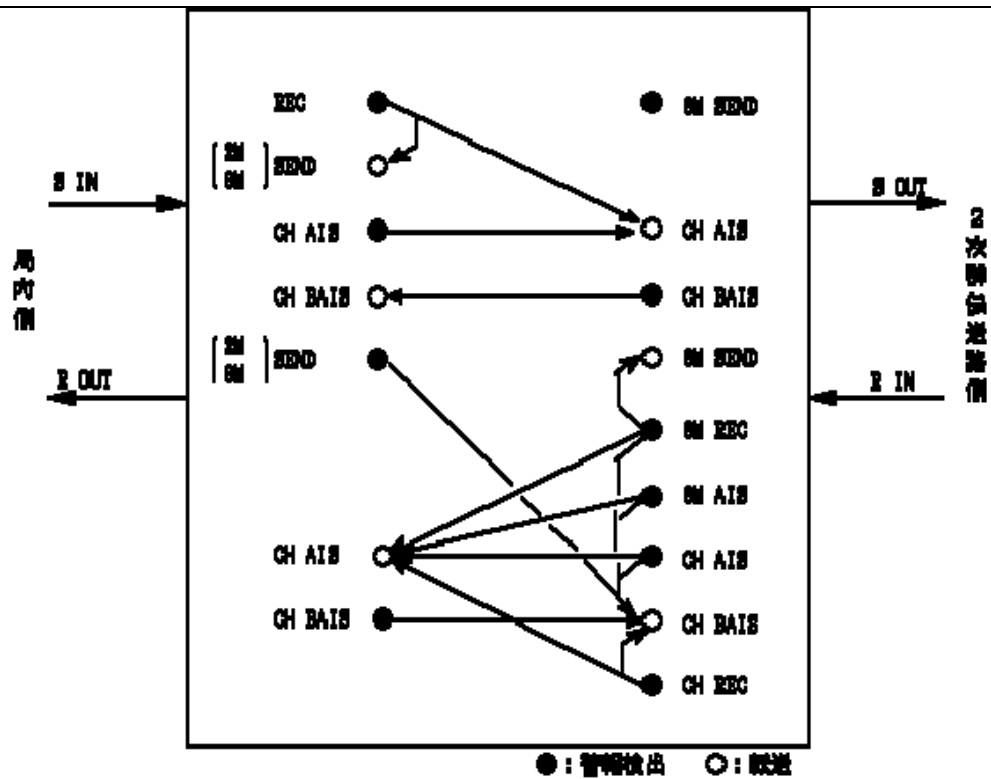
16 マルチフレーム

C: CRC-8 $X^8 + X + 1$
 DT: 正常時"1", 警報時"0"

END: 正常時=0
 警報時=1
 D: データリンク
 DT: "1"
 C: CRC-8 $X^8 + X^4 + X^2 + 1$

- <注1> DT フレームの位相関係は互いに独立である。
- <注2> 本規格内は 16 ソルチフレーム同期用 bit
- <注3> CH AIS 時は DT オール"1"

図4 フレーム構成



〔注〕 破面線の場合を示す

図5 警報検出／転送機能